

河川整備計画基礎案整備シートに係る
平成 16 年度事業の進捗点検についての意見書
中間とりまとめ

2005 年 1 月 22 日

淀川水系流域委員会

河川整備計画基礎案整備シートに係る 平成16年度事業の進捗点検についての意見書

目 次

1. はじめに

2. 「具体的な整備内容シート」に直接かかわる「整備事業進捗状況」の点検

計 画

環 境

治 水

利 水

利 用

維 持

関連施策

1. はじめに

近畿地方整備局から要請のあった標記の件に関し、以下の通り点検報告を提出する。

本報告は、各整備事業項目毎に琵琶湖・淀川・猪名川の各地域部会ごとにおいて検討した意見を併記した形となっている。それは、各地域部会の検討結果としての意見を、本委員会全体の議論・検討を経た委員会意見とする時間的余裕がなかったことと部会ごとに検討された結果をそのまま報告することが河川管理者に役立つと考えたため、各部会の検討意見を併記するかたちで中間報告書とした次第である。さらに、基礎案および整備内容シートの内容全般に関係するとくに基本的かつ重要な問題については、河川管理者のみならず本委員会にとっても今後引き続き検討する必要がある大きな課題でもあることから、本中間報告書とは別冊とした。

「基礎原案に係る具体的な整備内容シート」については、先に「意見書」の中で問題点を提出したところである。しかし、その内容をある程度考慮に入れた「基礎案に係る具体的な整備内容シート」においても、またそれを踏まえた今回の「整備事業進捗状況報告書」においても、先の意見書において提出した問題点のうち、とくに新たに「検討」を求めた事項については、採用されていない多くのものがある。これらのうちには、「提言」および「意見書」において述べたきわめて重要な点に、大きく関わる部分がかなりあるので、その部分についてはとくにこの「進捗状況点検書」に改めて追加した。

2. 「具体的な整備内容シート」に直接かかわる「整備事業進捗状況」の点検

計画

【河川整備計画策定・推進】

シート№	章項目	事業名	河川名
計画-1	5.1.2	河川レンジャー	淀川水系
●基礎原案（具体的な整備内容） 地域固有の情報や知識に精通した個人を、河川レンジャー（仮称）として任命する。河川レンジャーは行政と住民との間に介在して、河川に係る環境学習等の文化活動や動植物の保護活動等を実施するとともに、不法投棄の監視や河川利用者への安全指導等河川管理行為を支援すること等を想定する。 河川レンジャーの活動拠点として、当面は、既設設備である淀川資料館、河川公園管理所、水のめぐみ館、遊水スイスイ館、三栖開門資料館等を試行的に活用する。 まず三栖開門資料館を活動拠点として、三栖開門周辺及び山科川を対象に試行的に河川レンジャー任命し、活動を行い、その試行的活動を通して河川レンジャーの活動内容や役割等について検討会において検討する。			
<基礎原案への意見> 「河川レンジャー（仮称）」は、住民参加という観点から、河川管理を側面から支援しようとするもので、地域の特性に応じた役割や位置づけを十分検討しながら試行を進め、河川に関わる文化活動や自然保護活動にも役立つように発展させる必要がある。 提言の趣旨を尊重した「河川レンジャー（仮称）」制度の検討を高く評価する。流域委員会はこれを支援し、河川管理者とともにこれら住民参加に向けた活動を大切にしたいと考える。 「河川レンジャー」が活動する琵琶湖・淀川水系の河川・湖沼は、それぞれ水域や地域の特性が多様であるため、河川管理者はその呼称を含め、水域や地域の特性を反映したある程度自由な活動を許容する配慮が必要である。 「河川レンジャー」の役割・権限・人材の確保や育成については今後の検討課題である。「河川レンジャー」の制度、水系・流域を視野においた規則、指針、計画、研修、技術、安全確保などの点において一貫した取組みも必要である。このため、この新たな制度が有意義かつ安全に育成・展開できるよう各流域の「河川レンジャー」の交流と役割強化を担う「河川レンジャー支援センター(仮称)」の設置を検討する必要がある。また、水系内の各河川に設置される「河川レンジャー」の交流・連携をはかり、共通の目標を住民・住民団体などの参加により協働して進めるなど、自主的な活動に取り組むための「河川レンジャー会議(仮称)」の設置を検討することが望まれる。 「宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会」において、試行的活動を通して検討する取組みが進められているが、淀川水系の各地においても、「河川レンジャー」の検討・試行を早期に進めることが望まれる。			
シート№	章項目	事業名	河川名
計画-1	5.1.2	河川レンジャー	淀川水系
●基礎案（具体的な整備内容） 地域固有の情報や知識に精通した個人を、河川レンジャー（仮称）として任命する。河川レンジャーは行政と住民との間に介在して、河川に係る環境学習等の文化活動や動植物の保護活動等を実施するとともに、不法投棄の監視や河川利用者への安全指導等河川管理行為を支援すること等を想定する。 河川レンジャーの活動拠点として、当面は、既設設備である淀川資料館、河川公園管理所、水のめぐみ館、遊水スイスイ館、三栖開門資料館等を試行的に活用する。 まず三栖開門資料館を活動拠点として、三栖開門周辺及び山科川を対象に試行的に河川レンジャー任命し、活動を行い、その試行的活動を通して河川レンジャーの活動内容や役割等について検討会において検討する。 また、桂川、猪名川、瀬田川等においても同様の検討を行う。			

<事業進捗報告への意見>

【琵琶湖部会】

いわゆる「河川レンジャー」については、「意見書」にもあるが、その地域に根ざしたものが必要であり、単にボランティアを募集するようなものではない。したがって多くの場所において、それぞれの地域に最も相応しい取り組みを、試行的に探る必要がある。そのためには、国土交通省の関連施設である資料館だけではなく、地域公民館なども活用して行うことが必要である。

なおこれは、直轄地域に限られてはならない。

またこの他、河川に係わる「環境学習等の文化活動や動植物の保護活動・・・」を担うことのできる人材を発掘・育成する方法や、レンジャー相互の連携と役割の強化についても、早急に検討されたい。

【淀川部会】

淀川河川事務所が平成 15 年 9 月に宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会を設置し、「河川レンジャー」実現に鋭意取り組まれたことを高く評価する。懇談会の委員の意見をもとに、現場での活動から得られた成果をフィードバックしつつ「淀川管内河川レンジャー（試行）運営要領（案）」が作られた。同案には河川レンジャーの役割、構成、活動範囲、任命基準、活動内容、定員、任期、報酬、事故発生時の責任、この制度を円滑に整合性をもって運営するためのつぎのような仕組みなどが提案された。

- （１）淀川管内河川レンジャー検討懇談会～管内各河川の河川レンジャー運営会議からのからの報告・提案を受け提言を行う公開の諮問機関。
- （２）河川レンジャー運営会議～管内各河川における河川レンジャーの運営のための討議、意思決定の場。
- （３）河川レンジャー会議～管内各河川の河川レンジャーの情報交換、意見交換の場。

また、管内各出張所に順次河川レンジャーを設置して行くためのスケジュールについても言及され、実現に向けた具体案をが示したことは適切である。

これらの試行は、河川レンジャーの実現に向けて着手したばかりの現時点で考えられる大方のことを想定しており、いずれも評価できる。しかし、今後の河川整備や河川管理に関して、住民と行政の間に介在し、両者の考え方や立場をよく理解してコーディネーター（調整者・仲介者・対話促進リーダーなど）の役割を担うとともに、河川に関する知識や情報の伝達、普及を図り、さらに不法投棄・河川利用・水難防止・災害による被害の回避・軽減など広い範疇の役割を担う河川レンジャーを地域に根付かせるためには、次に挙げるような、乗り越えるべき多くの課題が存在する。

今後の課題

- ①河川レンジャーに相応しい人材を発掘する手法の開発。
 - ・河川の特長、自然体験活動などの知識・経験を有する人
 - ・総合的判断能力・統率能力があり、熱意と責任をもって業務に精励する人
 - ・中立的緊張感をもって行政に臨むことができる人（行政の代弁人ではない）
- ②河川レンジャーの権限の明確化
- ③河川レンジャーの待遇
- ④他地域のレンジャーとの整合性ある取り組みの実施
 - ・交流・情報交換
- ⑤進化・システム開発
 - ・スキルアップ・研修～座学・視察見学
- ⑥行政との関係
 - ・行政担当者の転勤
- ⑦行政から河川レンジャーへの河川行政情報の提供システム

河川管理者は、住民参加推進のための取り組みの一貫として、自由な発想とゆとりある対処、今後一層の努力とその継続により、これまでの行政主導による河川整備や河川管理から住民やNPOとの共働による河川整備・河川管理へと転換するためにこの制度を育成・活用されるよう期待する。

【猪名川部会】

活動の結果が提言の趣旨に沿ったものなのか、また活動内容がこれでよいのか検証するためにも、河川レンジャーの活動の目標・役割などを明確にする必要がある。

なお、河川レンジャー準備会設置においては、河川管理者は基礎案における住民との連携、意見聴衆などの項目を洗い出し、河川レンジャーに求める役割、項目を明らかにした上で、仕組みや人材の確保・養成・活動内容・試行などの検討を準備会に求められたい。

環境

【環境】

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-1	5.2	河川環境のモニタリングの実施と評価	共通
●基礎原案(具体的な整備内容) 河川整備にあたって、河川環境のモニタリングを実施するとともに得られた基礎資料を基に生物及び生物の生息・生育環境に関する評価を行い、関係機関と連携して、その情報を一元化し、その結果を公表する。 ●実施内容 (1) これまで実施してきた「多自然型川づくり」の評価 (2) 河川環境のモニタリングの実施 事業実施前のモニタリングを基に、予測・評価を行った上で事業を実施する。また、事業中及び事業実施後にもモニタリングを行い、フィードバックを行う。また、調査にあたっては、住民及び住民団体等と連携した調査等も視野に入れて実施する。なお、河川管理者以外のものが管理している施設についても、河川管理施設と同様、河川環境の改善の観点から、施設管理者に対して指導・助言等を行う。			
<基礎原案への意見> 流域全体での河川環境のモニタリングの実施と計画とその成果を期待する。 モニタリングの実施にあたって、住民および住民団体と連携するとしたことは評価できる。ただ、モニタリングまたは事後調査について、具体的に誰がどのようにデータを収集し、解析・評価するのかを明確にするべきである。実施と評価に際しては、下記事項に配慮することが必要である。 ・事後調査およびモニタリングの項目・評価基準表を用意する。 ・評価は科学的知見に基づき、中立的な立場から行う。そのために、①学識経験者が加わった客観的な基準の設定、②調査項目、調査方法、評価基準、調査結果等の公表、③住民・住民団体との緊密な連携、を行う。 ・事後調査およびモニタリングについて、具体的に誰が、どこで、どのようにしてデータを収集し、解析・評価するかを明確にする。その際には、管理者の管理体制を明確にするとともに、業務の引継ぎにも配慮する。 ・地域の状況に詳しい住民の五感を通したモニタリングを検討する。 なお、「シート環境-1、3/4」に記され広く用いられている「全国で統一的行うモニタリングの例『河川水辺の国勢調査』」で示された調査手法はモニタリングの手法として十分とはいえない。モニタリング調査計画は、現場の状況にあわせて立てられるべきで、場所によって調査計画は異なっており当然である。 鵜殿地区におけるモニタリング例は、モニタリングとして不十分なところが多いので、広域的な、流域全体としてのモニタリング例を挙げた方がよい。 「『多自然型川づくり』の評価の実施」にあたっては、「多自然型川づくり」について局所的、画一的、人工的などと批判されている点を踏まえ、「川が川をつくる」という原点に戻って再評価を進め、問題点を洗い出して改善を進める必要がある。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-1	5.2	河川環境のモニタリングの実施と評価	共通
●基礎案(具体的な整備内容) 河川整備にあたって、河川環境のモニタリングを実施するとともに得られた基礎資料を基に生物及び生物の生息・生育環境に関する評価を行い、関係機関と連携して、その情報を一元化し、その結果を公表する。 ●実施内容 (1) これまで実施してきた「多自然型川づくり」の評価 (2) 河川環境のモニタリングの実施 事業実施前のモニタリングを基に、予測・評価を行った上で事業を実施する。また、事業中及び事業実施後にもモニタリングを行ない、その実施方法、分析・評価結果を公表し、フィードバックを行う。 調査にあたっては、住民・住民団体と連携した調査等も視野に入れて実施する。なお、河川管理者以外のものが管理している施設についても、河川管理施設と同様、河川環境の改善の観点から、施設管理者に対して指導・助言等を行う。			
<進捗状況 詳細報告> 実施 ●具体的な整備内容 ■実施内容 草津川放水路のモニタリング調査については、『草津川放水路整備計画研究会』（H5年～H10年）での提案に基づき、次の調査を実施している。			

- ・河川縦断調査 ・流況調査
- ・地質調査（既往資料より）
- ・現地調査 ・河川環境調査
- ・水衝部みお筋調査

現在、調査結果について、専門家のアドバイスを受けている。

- 「草津川放水路整備計画研究会」での提案 （略）
- 現況写真（概略平面図） （略）
- 提案に対して現状の河床低下状況 （略）
- 横断変化 （略）
- 水位観測 （略）
- 専門家からのアドバイス （略）
- 課題など （略）
- 工程表 （略）

＜事業進捗報告への意見＞

【琵琶湖部会】

草津川放水路についてのみ、同整備計画研究会の提案に基づいて、若干の調査を実施しているとあるが、報告されている具体的内容は極めて限定的で、専ら河床と土砂の状況のみについてに限られており、また、「河川環境調査」等については、何をいかに調査しているのかすら、明らかでない。その内容、特に実施経過などに留まらず、その調査によって何が判ったかについて、直ちに明示されたい。

また、直轄でない河川についても、その整備は全体として検討しなければならないことを、「基礎原案に係る具体的な整備内容シートについての意見書」において指摘した。しかしこの点は、「基礎案に係る具体的な整備内容シート」には記載されておらず、さらに今回の「進捗状況報告書」でも全く扱われておらず、極めて遺憾である。直ちに「検討」に入り、かつ、可及的速やかにその結果を流域委員会等に提示し、その意見を得て「実施」に入られたい。

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-2 (庭窪地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(庭窪地区)	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) 堤防前面の高水敷切り下げ、緩傾斜化、既存ワンド群の整備を実施する。 ●事業の数量・諸元等 ・上流側ワンドの沖出しによる形状改善 面積：約 4ha			
<基礎原案への意見> 横断方向の河川形状の修復(庭窪地区)は、早期実施が望まれる。 事業の実施に際しては、下記事項に配慮する必要がある。 ・ワンド内にゴミや外来種の水草等が入らないよう工夫する。 ・水制工の高さ、開口部の位置・方向について十分検討する。 ・生態関係の学識経験者の指導を受ける。 なお、上記の配慮事項は環境-2～9, 14, 16 すべてについて適用すること。 また環境-2～9, 14, 16 の共通意見として、以下の意見を記す。 ワンド・たまりやヨシ原の保全・回復については、対象となる個々の地点が孤立しないよう、保全・回復の対象を水辺全体に広げる必要がある。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-2 (庭窪地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(庭窪地区)	淀川
●基礎案(具体的な整備内容) 堤防前面の高水敷切り下げ、緩傾斜化、既存ワンド群の整備を実施する。 ●事業の数量・諸元等 ・上流側ワンドの沖出しによる形状改善 面積：約 4ha			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 河川形状の修復実施が、ここに見られるように、淀川河川事務所管内のみに留まっていることは、極めて遺憾である。琵琶湖とそれに流入する河川を含め、直轄でない河川、さらには2級以下の河川をも合わせ、直ちに「検討」に入り、かつ、可及的速やかにその結果を流域委員会等に提示し、その意見を得て「実施」に入りたい。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-3 (楠葉地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(楠葉地区)	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) かつて淀川にあった浅水域の再生を図るため、ワンド群の整備を実施する。 ●事業の数量・諸元等 ・試行的に修復したワンド1号、2号の群としての再生に向けた事後調査の実施(魚類、貝類、底生動物、植物、底質、水質、プランクトン、形状) ・フィードバックをしながら、下流側ワンド(3号他)の整備 面積：約5ha			
<基礎原案への意見> 横断方向の河川形状の修復(楠葉地区)は、早期実施が望まれる。 「フィードバックをしながら、下流側ワンド(3号他)の整備」については意味が不明である。「1号、2号の事業進捗と修復による環境改善を参考にしつつ、下流側ワンド(3号他)の整備を進める。」の意であるならば、大いに推進し、環境-2~9, 14, 16 すべてについても参考にし、整備を進めて頂きたい。 素掘りと簡単な水制工によるワンドは、今後のモデルケースになるものとして期待される。この地点は淀川本川の最上流域として貴重な場所であり、水生生物の回復は重要である。再生事業についての成功・不成功の判定にはかなり長期間が必要であり、短期間で容易に判断してはいけない。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-3 (楠葉地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(楠葉地区)	淀川
●基礎案(具体的な整備内容) かつて淀川にあった浅水域の再生を図るため、ワンド群の整備を実施する。 ●事業の数量・諸元等 ・試行的に修復したワンド1号、2号の群としての再生に向けた事後調査の実施(魚類、貝類、底生動物、植物、底質、水質、プランクトン、形状) ・ワンド1号、2号の事後調査を参考にしつつ、下流側ワンド(3号他)の整備を進める。 面積：約5ha			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 河川形状の修復実施が、ここに見られるように、淀川河川事務所管内のみに留まっていることは、極めて遺憾である。琵琶湖とそれに流入する河川を含め、直轄でない河川、さらには2級以下の河川をも合わせ、直ちに「検討」に入り、かつ、可及的速やかにその結果を流域委員会等に提示し、その意見をj得て「実施」に入られたい。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-4 (牧野地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(牧野地区)	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) かつて淀川にあった浅水域の再生を図るため、ワンド群の整備を実施する ●事業の数量・諸元等 ・ワンドを試行的に整備 ・事後調査の実施 (魚類、貝類、底生動物、植物、底質、水質、プランクトン、形状) ・フィードバックをしながら、群としてのワンドを整備 面積：約 1ha			
<基礎原案への意見> 横断方向の河川形状の修復(牧野地区)は、早期実施が望まれる。 淀川上流域での魚貝供給源が再生される点を評価する。この地点の水生生物の回復は、淀川本川の最上流域として貴重である。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-4 (牧野地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(牧野地区)	淀川
●基礎案(具体的な整備内容) かつて淀川にあった浅水域の再生を図るため、ワンド群の整備を実施する。 ●事業の数量・諸元等 ・ワンドを試行的に整備 ・事後調査の実施 (魚類、貝類、底生動物、植物、底質、水質、プランクトン、形状) ・フィードバックをしながら、群としてのワンドを整備 面積：約 1ha			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 河川形状の修復実施が、ここに見られるように、淀川河川事務所管内のみに留まっていることは、極めて遺憾である。琵琶湖とそれに流入する河川を含め、直轄でない河川、さらには2級以下の河川をも合わせ、直ちに「検討」に入り、かつ、可及的速やかにその結果を流域委員会等に提示し、その意見を得て「実施」に入りたい。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-5 (鵜殿地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施（鵜殿地区）	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ヨシ原の保全を図るために、高水敷の切り下げを実施する。 ●事業の数量・諸元等 ・本流側より随時切り下げを実施する。 ・切り下げ後のヨシ原の回復について事後調査を実施する。 保全対象エリア面積：約 75ha			
<基礎原案への意見> 横断方向の河川形状の修復（鵜殿地区）は、早期実施が望まれる。 本事業によるヨシ原の保全、回復に期待されるところが大きい。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-5 (鵜殿地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施（鵜殿地区）	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） ヨシ原の保全を図るために、高水敷の切り下げを実施する。 ●事業の数量・諸元等 ・本流側より随時切り下げを実施する。 ・切り下げ後のヨシ原の回復について事後調査を実施する。 保全対象エリア面積：約 75ha			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 河川形状の修復実施が、ここに見られるように、淀川河川事務所管内のみに留まっていることは、極めて遺憾である。琵琶湖とそれに流入する河川を含め、直轄でない河川、さらには2級以下の河川をも合わせ、直ちに「検討」に入り、かつ、可及的速やかにその結果を流域委員会等に提示し、その意見を得て「実施」に入りたい。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-6 (赤川地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(赤川地区)	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) かつて淀川にあったたまりを再生するため、干陸化した箇所を切り下げを実施する。 ●事業の数量・諸元等 ・高水敷を切り下げ凹凸のある水陸移行帯を創出する。 ・寄り州上を上流から下流へ流水が起こるようなワンド群・水域を創出を図る。 面積：約 12ha			
<基礎原案への意見> 横断方向の河川形状の修復(赤川地区)は、早期実施が望まれる。 この地区の高水敷に水域をつくることは、川にとっても有意義であり、事業の推進に期待する。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-6 (赤川地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(赤川地区)	淀川
●基礎案(具体的な整備内容) かつて淀川にあったたまりを再生するため、干陸化した箇所を切り下げを実施する。 ●事業の数量・諸元等 ・高水敷を切り下げ凹凸のある水陸移行帯を創出する。 ・寄り州上を上流から下流へ流水が起こるようなワンド群・水域を創出を図る。 面積：約 12ha			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 河川形状の修復実施が、ここに見られるように、淀川河川事務所管内のみに留まっていることは、極めて遺憾である。琵琶湖とそれに流入する河川を含め、直轄でない河川、さらには2級以下の河川をも合わせ、直ちに「検討」に入り、かつ、可及的速やかにその結果を流域委員会等に提示し、その意見を得て「実施」に入りたい。 【淀川部会】 赤川地区は、現在は干陸化しているが、かつては上流の城北ワンド群と連続してたまりがある冠水帯が存在した地区である。 この上流に存在する城北ワンド群は、淀川大堰完成後は、ワンド周辺の浅場が減少し、水位変動が少なくなり、出水時の攪乱がなくなったことから、ワンド群とその周辺環境の劣化が著しく進行した。こうした干陸化した場所に冠水帯を復元させる当該事業に期待するところは大きい。この事業は、高水敷を切り下げ、水陸移行帯を創出することであるが、寄り州に上流から下流へ流水を起させるためには、大川や淀川への放流量増なども考える必要がある。現地在が堪水状態のままでは上流から下流への流水の可能性は考えられない。したがって、本流に流れを呼び、いかに攪乱を生じさせるかが問題であり、整備シート「環境-35・36」と併せて、調査・検討がなされるべきである。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-7 (上津屋)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(上津屋)	木津川
●基礎原案(具体的な整備内容) かつての砂河川の形状の再生を図るため、干陸化した河床の切り下げ、水制工等の整備を実施する。 ●事業の数量・諸元等 ・河床の切り下げ ・砂州の河原の復元 ・水制工 3基 ・沈床工 8基 ・河床切り下げ 約7万m³			
<基礎原案への意見> 横断方向の河川形状の修復(上津屋)は、早期実施が望まれる。 干陸化した河床を切り下げて、なだらかな水域を造成することは重要であるが、木津川下流部の河床低下対策として、現状より流砂が活発になるよう工夫することが必要である。また、「八幡市との関連事業との連携」に関して、全体構想を示すことが望まれる。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-7 (上津屋)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(上津屋)	木津川
●基礎案(具体的な整備内容) かつての砂河川の形状の再生を図るため、干陸化した河床の切り下げ、水制工等の整備を実施する。 ●事業の数量・諸元等 ・河床の切り下げ・砂州の河原の復元 ・水制工 3基 ・沈床工 8基 ・河床切り下げ 約5万m³ ・修復後の事後調査			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 河川形状の修復実施が、ここに見られるように、淀川河川事務所管内のみに留まっていることは、極めて遺憾である。琵琶湖とそれに流入する河川を含め、直轄でない河川、さらには2級以下の河川をも合わせ、直ちに「検討」に入り、かつ、可及的速やかにその結果を流域委員会等に提示し、その意見を得て「実施」に入りたい。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-8 (海老江地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施（海老江地区）	淀川
●基礎原案（具体的な整備内容） かつて淀川にあった干潟の再生を目指し、低水路の盛土による干潟の整備を実施する。 ●事業の数量・諸元等 ・低水路部の盛土による干潟造成 ・造成後の事後調査 (魚類、底生動物、植物、底質、水質等) 面積：約 4ha			
<基礎原案への意見> 横断方向の河川形状の修復の実施（海老江地区）は、早期実施が望まれる。 比較的浅い低水路のある本地区に盛り土で干潟を整備することは評価できる。現在、新淀川は増水時の放水路になり、汽水域となっていないため、新淀川に常時水が流れるようにし、汽水域の干潟にするべきである。干潟後背地のヨシ原の保全と回復に期待する。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-8 (海老江地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施（海老江地区）	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） かつて淀川にあった干潟の再生を目指し、低水路の盛土による干潟の整備を実施する。 ●事業の数量・諸元等 ・低水路部の盛土による干潟造成 ・造成後の事後調査 (魚類、底生動物、植物、底質、水質等) 面積：約 4ha			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 河川形状の修復実施が、ここに見られるように、淀川河川事務所管内のみに留まっていることは、極めて遺憾である。琵琶湖とそれに流入する河川を含め、直轄でない河川、さらには2級以下の河川をも合わせ、直ちに「検討」に入り、かつ、可及的速やかにその結果を流域委員会等に提示し、その意見を得て「実施」に入りたい。 【淀川部会】 海老江地区の干潟を整備することは評価できる。 しかしながら、淀川は増水時の放流水路になり、汽水域になっていないため、淀川に常時水が流動するようにし、汽水域の干潟にすべきである。 今後は、干潟形状の変化と生物相の関係など、モニタリングの結果を参考にしながら、淀川大堰から常時、どれだけの水を流すことができるのかを検討し、川本来の河口域として、汽水域と、その生物相を復活させる方向で進める必要がある。 なお、造成後の事後調査に際し、整備内容に対してフィードバックできるモニタリングが必要であって、単に、植生分布調査、植物相調査、群落組成調査、植生断面図作成などの抽象的な表示ではなく、施工方法を評価し施工実施に反映できるモニタリング計画を示しておくべきである。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-9 (西中島地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(西中島地区)	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) かつて淀川にあった干潟の再生を目指し、高水敷の切り下げを実施する。 ●事業の数量・諸元等 ・高水敷を切り下げによる干潟・ヨシ原の修復 面積：約 3ha			
<基礎原案への意見> 横断方向の河川形状の修復(西中島地区)は、早期実施するべきである。 高水敷を切り下げ、ヨシ原の再生をめざして干潟を整備することは評価できる。周辺のヨシ原と連続させた広がりを目指す。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-9 (西中島地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(西中島地区)	淀川
●基礎案(具体的な整備内容) かつて淀川にあった干潟の再生を目指し、高水敷の切り下げを実施する。 ●事業の数量・諸元等 ・高水敷を切り下げによる干潟・ヨシ原の修復 面積：約 3ha			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 河川形状の修復実施が、ここに見られるように、淀川河川事務所管内のみに留まっていることは、極めて遺憾である。琵琶湖とそれに流入する河川を含め、直轄でない河川、さらには2級以下の河川をも合わせ、直ちに「検討」に入り、かつ、可及的速やかにその結果を流域委員会等に提示し、その意見を得て「実施」に入りたい。			

シート№	章項目	事業名	河川名
基礎原案に項目なし			
●基礎原案(具体的な整備内容)			
<基礎原案への意見>			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-10	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(下津屋地区)	淀川
●基礎案(具体的な整備内容) ・かつての砂河川の形状の再生を図るため、干陸化した河床の切り下げを実施する。 ●事業の数量・諸元等 - 浸透対策 約 800m			
<事業進捗報告への意見>			
【琵琶湖部会】 河川形状の修復実施が、ここに見られるように、淀川河川事務所管内のみに留まっていることは、極めて遺憾である。琵琶湖とそれに流入する河川を含め、直轄でない河川、さらには2級以下の河川をも合わせ、直ちに「検討」に入り、かつ、可及的速やかにその結果を流域委員会等に提示し、その意見を得て「実施」に入りたい。			
【淀川部会】 下津屋地区は、横断方向の河川形状の修復と、堤防補強をも同時に行っている場所と理解する地区である。整備内容シートの記載内容と今回の進捗状況を対比すると、堤防補強(治水対策)は実施されているのは確かであるが、検討中とされている横断方向の河川形状の修復(環境対策)については、検討中とされており、早急に結論を出し、事業を実施に移すべきである。 また、高水敷の切り下げに当っては、地域住民に対しては、堤防のり面の安全性も含め、環境保全・再生の面からの必要性等を十分説明し理解を得るべきである。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-10 (唐崎地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を検討（唐崎）	淀川
●基礎原案（具体的な整備内容） 横断方向の河川形状の修復方法等について、検討する。 ●検討内容 ・対象エリアの環境調査（魚介・鳥・植物等） ・切り下げ後の生物環境回復の方法の検討 ・修復形状の検討（切り下げ高さ、横断幅の検討） ・支川、本川の水辺連続性の確保 検討範囲（面積：約 20ha）			
<基礎原案への意見> 横断方向の河川形状の修復（唐崎）は、積極的に検討する必要がある。 芥川を活かした多様な水辺環境を保全・再生する事業で、生物相が回復すれば、淀川では最も広大な生物の供給源となることが期待される。全体像を想定しながら、可能な所から実施することが望まれる。 なお、環境－10～16 の共通意見として、以下の意見を記す。 環境－2～9 の実施事業の成果を生かし、さらに多様な水辺環境を保全・回復できるよう十分な検討を行い、できる限り早急に実施する必要がある。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-11 (唐崎地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を検討（唐崎）	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） 横断方向の河川形状の修復方法等について、検討する。 ●事業の数量・諸元等 ・対象エリアの環境調査（魚介・鳥・植物等） ・切り下げ後の生物環境回復の方法の検討 ・修復形状の検討（切り下げ高さ、横断幅の検討） ・支川、本川の水辺連続性の確保 検討範囲（面積：約 20ha）			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-11 (水無瀬地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復の検討(水無瀬)	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) 横断方向の河川形状の修復方法等について、検討する。 ●検討内容 - 三川合流点、鵜殿地区に挟まれた場所の水辺環境を創出することにより、縦断的にも連続した生物の生息・生育環境とする。 - 横断方向の河川形状の修復(水辺移行帯)の検討 ①対象エリアの環境調査(魚介類、鳥、植物、物理等) ②修復方針の検討 ③修復形状の検討 検討範囲(面積:約13ha、延長:約1,500m)			
<基礎原案への意見> 横断方向の河川形状の修復(水無瀬)は、積極的に検討する必要がある。 干陸化した寄り州を切り下げ、攪乱を受けやすくすることは重要である。淀川には、干陸化した寄り洲は多数あり、淀川全域の寄り州の見直しへつなげることが望まれる。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-12 (水無瀬地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復の検討(水無瀬)	淀川
●基礎案(具体的な整備内容) 横断方向の河川形状の修復方法等について、検討する。 ●検討内容 - 三川合流点、鵜殿地区に挟まれた場所の水辺環境を創出することにより、縦断的にも連続した生物の生息・生育環境とする。 - 横断方向の河川形状の修復(水辺移行帯)の検討 ①対象エリアの環境調査(魚介類、鳥、植物、物理等) ②修復方針の検討 ③修復形状の検討 検討範囲(面積:約13ha、延長:約1,500m)			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-12 (前島地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復の検討（前島）	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) 横断方向の河川形状の修復方法等について、検討する。 ●検討内容 ・対象エリアの環境調査(魚貝・鳥・植物等) ・切り下げ後の生物環境回復の予測 ・修復方針の検討 ・修復形状の検討 検討範囲（面積：約 20ha）			
<基礎原案への意見> 横断方向の河川形状の修復（前島）は、積極的に検討する必要がある。 川の中に多くの園路をつくるという発想は、公園的な整備を念頭においている。検討に際しては、園路で野生生物の移動を分断するのではなく、なだらかな水陸移行帯を作ることが重要であり、「川が植生を育てる」という考え方に変えるべき。初めは裸地でよい。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-13 (前島地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復の検討（前島）	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） 横断方向の河川形状の修復方法等について、検討する。 ●検討内容 ・対象エリアの環境調査(魚貝・鳥・植物等) ・切り下げ後の生物環境回復の予測 ・修復方針の検討 ・修復形状の検討 検討範囲（面積：約 20ha）			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-13 (野洲川河口 [砂州含む])	5.2.1	横断方向の河川形状の修復の検討(野洲川河口【砂州含む】)	野洲川 河口部
●基礎原案(具体的な整備内容) 横断方向の河川形状の修復方法等について、検討する。 ●検討内容 ・事業の数量・諸元等横断形状修復検討 L=600m ・対象区域周辺の生物調査 ・護岸、堤防の形状検討 ・波浪に対する検討 など			
<基礎原案への意見> 横断方向の河川形状の修復(野洲川河口)は、積極的に検討する必要がある。 検討に際しては、下記事項を考慮することが必要である。 ・扱っている地域が、河口域の整備としては範囲が狭くきわめて不十分であり、大幅な拡大が必要である。 ・「代替案の検討」には3案が挙げられているが、「川が川をつくる」ことを可能とするためには、さらに他の代替案の検討が必要である。 ・一部に大臣管理区間を含む野洲川においては、検討範囲を河口部に限定するのではなく、湖岸の水辺環境と上流部も含めた河川環境を一体とした整備が必要である。当面、いくつかの検討箇所を選ぶ必要があり、それらも検討の対象にするべきである。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-14 (野洲川河口 [砂州含む])	5.2.1	横断方向の河川形状の修復の検討(野洲川河口【砂州含む】)	野洲川
●基礎案(具体的な整備内容) 横断方向の河川形状の修復方法等について、検討する。 野洲川 河口部 ●検討内容 ・事業の数量・諸元等 横断形状修復検討 L=600m ・対象区域周辺の生物調査 ・護岸、堤防の形状検討 ・波浪に対する検討 など			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 「整備計画進捗状況報告」においては、「事前モニタリング実施中」「河川水辺の国勢調査(鳥類)の実施」とあるだけである。検討の方法、得られた結果を明示し、それをもとにどのように修復方法を検討し実施するのかについて、直ちに内容を明示されたい。 また、直轄でない河川についても、その河川形状の修復については、全体として十分な検討をしなければならないことは、「基礎原案に係る具体的な整備内容シートについての意見書」において指摘した。しかしこの点は、「基礎案に係る具体的な整備内容シート」に記載されておらず、さらに今回の「進捗状況報告書」でも扱われていないことは、極めて遺憾である。直ちに「検討」に入られたい。 そのとき、「川が川をつくる」の理念に示されているように、河川の縦・横断形状は、平面形状と流水と流砂との相互作用によって形成されることを深く理解した上で、修復方法を検討すべきである。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-14 (下河原地区)	5.2	横断方向の河川形状の修復の検討(下河原地区)	猪名川
●基礎原案(具体的な整備内容) 横断方向の河川形状の修復方法等について、検討する。 ●検討内容 ・住民参画のワークショップ (ワンド環境の向上、野草園のエコアップ活動等) ・環境委員会(仮称)の設置 検討範囲延長: 約 200m			
<基礎原案への意見> 横断方向の河川形状の修復(下河原地区)は、積極的に検討する必要がある。 住民参加のワークショップを開催し、河川整備に住民や住民団体等の意見を聴取・反映しようとする姿勢は評価される。 横断方向の河川形状の修復ばかりでなく、修復された河川環境を活用した環境教育・自然体験のプログラムも地域住民の参加と協働のもとに同時に推進することが重要である。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-16 (下河原地区)	5.2	横断方向の河川形状の修復方法などについて検討(下河原地区)	猪名川
●基礎案(具体的な整備内容) 横断方向の河川形状の修復方法等について検討する。 猪名川 下河原地区 (試験施工及びモニタリング結果を踏まえた形状変更の検討) ●検討内容 ・住民参画のワークショップ (ワンド環境の向上、野草園のエコアップ活動等) ・猪名川自然環境委員会の指導・助言 検討範囲 延長: 約 200m			
<事業進捗報告への意見> 【猪名川部会】 下河原地区における横断方向の河川形状の修復は、積極的に検討を進める必要がある。 すでに住民参画のワークショップが行われており、そこでの活動を踏まえた修復方法が検討されるべきである。また、住民参画のワークショップ活動が流域全体の整備方針と整合する取り組みになるよう留意する必要がある			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-15 (下加茂地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復の検討(下加茂)	猪名川
●基礎原案(具体的な整備内容) 横断方向の河川形状の修復方法等について、検討する。 ●検討内容 ・現地調査・既存資料による環境把握 ・モニタリング方法の検討 ・水辺環境を再生するための横断形状の検討 ・住民や住民団体等の意見の反映方法の検討 ・改修後の河川環境の回復の予測 ・環境委員会(仮称)の設置 検討範囲延長：約 800m			
<基礎原案への意見> 横断方向の河川形状の修復(下加茂)は、積極的な検討が必要である。 水制工による整備は、「川が川をつくる」という趣旨に沿っており、高く評価したい。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-15 (下加茂地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復方法等の検討について(下加茂地区)	猪名川
●基礎案(具体的な整備内容) 横断方向の河川形状の修復方法等について検討する。 猪名川 下加茂地区(試験施工及びモニタリング結果を踏まえた形状変更の検討) ●検討内容 ・現地調査・既存資料による環境把握 ・モニタリング方法の検討 ・水辺環境を再生するための横断形状の検討 ・住民・住民団体の意見の反映方法の検討 ・改修後の河川環境の回復の予測 ・猪名川自然環境委員会の指導・助言 検討範囲延長：約 800m			
<事業進捗報告への意見> 【猪名川部会】 望ましい方向と考えられるので、速やかに検討を進められたい。なお、検討内容に示されている現地の環境把握にあたっては、当該地域の住民団体が把握している情報も参考にする必要がある。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-16 (大淀地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復の検討（大淀）	淀川
●基礎原案（具体的な整備内容） 横断方向の河川形状の修復方法等について、検討する。 ●検討内容 ・対象エリアの環境調査（魚介・鳥・植物・底生動物等） ・修復後の生物環境回復の予測 ・修復方針の検討 ・修復形状の検討 検討範囲（面積：約10ha）			
<基礎原案への意見> 横断方向の河川形状の修復（大淀）は、積極的な検討が必要である。大淀野草地区を干潟に取り込むことも検討が望まれる。 高水敷の切下げによる大淀地区干潟とヨシ原の回復の検討は、大淀野草地区を干潟に取り込んだ形での復元が望ましい。 また、上流側の中津干潟、下流側の海老江干潟との連続した大干潟を回復することも期待される。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-17 (大淀地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復の検討（大淀）	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） 横断方向の河川形状の修復方法等について、検討する。 ●検討内容 ・対象エリアの環境調査（魚介・鳥・植物・底生動物等） ・修復後の生物環境回復の予測 ・修復方針の検討 ・修復形状の検討 検討範囲（面積：約10ha）			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-17	5.2.1	縦断方向の河川形状修復の実施（魚類の遡上・降下）	桂川支川小泉川
●基礎原案（具体的な整備内容） 現状の落差工において、縦断方向の連続性が阻害されていることから、新たに魚道の設置を実施する。 ●事業の数量・諸元等 落差工の修繕 魚道の設置			
<基礎原案への意見> 縦断方向の河川形状の修復の実施（魚類の遡上・降下）（小泉川）は、小規模な落差工の修復、魚道のあり方などの例として早急に実施し、モニタリングを行い、今後の類似事業に役立てるべきである。 魚や甲殻類の遡上を妨げている落差工に新たに魚道を整備することは大変意義のある取組みである。小規模な落差工の修復、魚道のあり方などの例として早急に実施し、モニタリングを行い、今後の類似事業に役立てるべきである。 なお、環境-17～25 に共通する留意事項を以下に示す。 ・多様な魚種・甲殻類が遡上・降下できるように構造改善することが重要である。 ・魚道が有効な機能を発揮するためには、施設整備にあたっては、農業者、漁業者、学識経験者、地域住民等による委員会を設置して技術面、運用面について検討を行うことが重要である。また、整備後には、関係漁協や地域住民の参加と協働による維持管理が重要である。 ・魚道の検討にあたっては、魚類等の遡上・降下のモニタリングを、長期的かつ詳細（異なる時間帯、水量、変動パターンなどの条件下で）に実施するべきである。 ・検討や整備の対象として、直轄でない河川、さらには2級以下の河川にあるすべてのダム・堰等も含めるべきである。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-18	5.2.1	縦断方向の河川形状修復の実施（魚類の遡上・降下）	桂川支川小泉川
●基礎案（具体的な整備内容） 現状の落差工において、縦断方向の連続性が阻害されていることから、新たに魚道の設置を実施する。 ●事業の数量・諸元等 落差工の修繕 魚道の設置			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 河川形状の修復実施が、ここに見られるように、淀川河川事務所管内のみに留まっていることは、極めて遺憾である。琵琶湖とそれに流入する河川を含め、直轄でない河川、さらには2級以下の河川をも合わせ、直ちに「検討」に入り、かつ、可及的速やかにその結果を流域委員会等に提示し、その意見を得て「実施」に入りたい。 【淀川部会】 小泉川は、現場調査においても、日常的に水量の少ない小河川である。 そこで、当該魚道設置の魚道設置イメージ図や、事業の数量、諸元等を見る限りでは、魚道完成後、水は魚道中央部の蛇行部を流れることが予測され、水量が十分であれば生息する魚類、甲殻類の移動には十分かと思われる。ただしこの魚道は、水の少ない小河川の割には、構造的に過大すぎる感が強い。 ここでは、落差工の修繕に合わせての魚道の設置になっていることから、落差工の過大設計に端を発していると思われる。したがって、落差工も含めて、もう少し簡単な構造で、且つ機能的にも効率の良い形での設計であってほしい。 また、整備の効果として、地域との連携の中で、移動経路の重要性を理解してもらうことや、日常の自然観察等の調査、監視を協同でやっていくという点に関しては、施工にあたって河川敷の自然環境の保全に留意し、利用者が興味深く現場（小泉川）を訪れることができるよう配慮することが望ましい。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-18	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の実施（魚類の遡上・降下）	淀川
●基礎原案（具体的な整備内容） 現状の堰、落差工等において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。なお、小規模な改築で改良が可能な箇所は早期に実施する。 ・淀川大堰 ●検討内容 ・魚類の遡上降下の実態調査の実施（4月～11月） ・水量の検討			
<基礎原案への意見> 淀川大堰の縦断方向の連続性の修復の実施（魚類の遡上・降下）は、淀川水系にとってきわめて重要であり、可能な場所から早急に行うべきである。 淀川大堰の魚道の根本的な改造が実施されれば、大阪湾と河川の間で、河川生物の遡上・降下が復活し、流域全体に及ぼされる効果大きい。 現在の淀川大堰の魚道は、左岸の隔壁改良、兩岸の呼び水、水路の緩傾斜化など、改良すべき箇所は多い。実施済みの兩岸の調節板改良による効果検証も必要である。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-19	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の実施（魚類の遡上・降下）	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） 現状の堰、落差工等において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。なお、小規模な改築で改良が可能な箇所は早期に実施する。 ・淀川大堰 ●検討内容 ・魚類の遡上降下の実態調査の実施（4月～11月） ・水量の検討			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 河川形状の修復実施が、ここに見られるように、淀川河川事務所管内のみに留まっていることは、極めて遺憾である。琵琶湖とそれに流入する河川を含め、直轄でない河川、さらには2級以下の河川をも合わせ、直ちに「検討」に入り、かつ、可及的速やかにその結果を流域委員会等に提示し、その意見を得て「実施」に入りたい。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-19	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討（魚類の遡上・降下）	淀川
●基礎原案（具体的な整備内容） 現状の堰、落差工等において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。 なお、小規模な改築で改良が可能な箇所は早期に実施する。 ・毛馬閘門 ●検討内容 ・水門・閘門に魚や底生動物が上りやすい構造をした魚道の設置検討 ・魚の遡上に配慮した水閘門の運用検討 ・対象エリアの環境調査 ・保全対策後の生物環境回復の予測			
<基礎原案への意見> 縦断方向の河川形状の修復（魚類の遡上・降下）（毛馬閘門）は、検討を進め、早急に実施に移す必要がある。 現在の検討内容では、水門や閘門に魚や底生動物が遡りやすい構造をした魚道の設置検討となっているが、具体的な場所を検討する必要がある。 整備内容シートでは閘門操作も提案されているが、魚類の移動を考慮した人工的な操作を長期間続けることは困難であり、できるだけ自然な移動が可能となるよう検討するべきである。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-20	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討（魚類の遡上・降下）	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） 現状の堰、落差工等において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。 なお、小規模な改築で改良が可能な箇所は早期に実施する。 ・毛馬水閘門 ●検討内容 ・水門・閘門に魚や底生動物が上りやすい構造をした魚道の設置検討 ・魚の遡上に配慮した水閘門の運用検討 ・対象エリアの環境調査 ・保全対策後の生物環境回復の予測			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名						
環境-20	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討（魚類の遡上・降下）	桂川						
●基礎原案（具体的な整備内容） <table border="1"> <tr> <td>施設名</td><td>施設管理者</td></tr> <tr> <td>久我井堰・一の井堰</td><td>洛西土地改良区</td></tr> <tr> <td>1, 2, 3, 4, 5, 6 号井堰</td><td>国土交通省</td></tr> </table> 現状の堰、落差工等において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。なお、小規模な改築で改良が可能な箇所は早期に実施する ●検討内容 ・対象エリアの環境調査（魚介・底生動物等） ・改善方針および形状の検討 ・改善後の生物環境回復の予測				施設名	施設管理者	久我井堰・一の井堰	洛西土地改良区	1, 2, 3, 4, 5, 6 号井堰	国土交通省
施設名	施設管理者								
久我井堰・一の井堰	洛西土地改良区								
1, 2, 3, 4, 5, 6 号井堰	国土交通省								
<基礎原案への意見> 縦断方向の河川形状の修復（魚類の遡上・降下）（久我井堰・一の井堰、1～6 号井堰）は、検討を進め、早急に実施に移す必要がある。 整備対象とされている井堰は、現在、魚道の不備により、魚類等の遡上、降下にほとんど役立っていない。実効性を十分検討のうえ、優先順位を決め、着手できるところから早急に実施する必要がある。									
シート№	章項目	事業名	河川名						
環境-21	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討（魚類の遡上・降下）	桂川						
●基礎案（具体的な整備内容） <table border="1"> <tr> <td>施設名</td><td>施設管理者</td></tr> <tr> <td>久我井堰・一の井堰</td><td>洛西土地改良区</td></tr> <tr> <td>1, 2, 3, 4, 5, 6 号井堰</td><td>国土交通省</td></tr> </table> 現状の堰、落差工等において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。なお、小規模な改築で改良が可能な箇所は早期に実施する。 ●検討内容 ・対象エリアの環境調査（魚介・底生動物等） ・改善方針および形状の検討 ・改善後の生物環境回復の予測				施設名	施設管理者	久我井堰・一の井堰	洛西土地改良区	1, 2, 3, 4, 5, 6 号井堰	国土交通省
施設名	施設管理者								
久我井堰・一の井堰	洛西土地改良区								
1, 2, 3, 4, 5, 6 号井堰	国土交通省								
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。									

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-21	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討（魚類の遡上・降下）	木津川上流
●基礎原案（具体的な整備内容） 現状の堰、落差工等において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。 ●検討内容 ・該当個所での河川環境の現況調査 （対象となる魚類、植物等の選定、生息環境の検討など） ・魚類の移動・分布からみた現況施設形状検討（機能性、維持管理、将来予測等） 【施設管理者】 キトラ井堰＝甲寅用水水利組合、鹿高井堰＝宇陀川用水改良区、大河原発電所取水堰＝関西電力、相楽発電所取水堰＝関西電力、高岩井堰＝高岩井堰水利組合、ナルミ井堰＝室生村			
<基礎原案への意見> 縦断方向の河川形状の修復（魚類の遡上・降下）（木津川上流）は、検討を進め、比較的容易に実施できる ところから早急に実施に移す必要がある。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-22	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討（魚類の遡上・降下）	木津川上流
●基礎案（具体的な整備内容） 現状の堰、落差工等において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。 ●検討内容 ・該当個所での河川環境の現況調査 （対象となる魚類、植物等の選定、生息環境の検討など） ・魚類の移動・分布からみた現況施設形状検討（機能性、維持管理、将来予測等） 【施設管理者】 キトラ井堰 甲寅用水水利組合 鹿高井堰 宇陀川用水改良区 大河原発電所井堰 関西電力 相楽発電所井堰 関西電力 高岩井堰 高岩井堰水利組合 ナルミ井堰 室生村			
<事業進捗報告への意見> 【淀川部会】 魚道は水量が少ない時が最も重要で、堰・落差工に魚道または魚道に替わる河床構造への改良が望まれる。 木津川は堰が少なく、魚は、淀川大堰を通過できれば、相楽発電所堰の魚道改善により伊賀市まで遡 ることが可能となる。2年前の大堰魚道のフラップゲート改善によって、アユ・ボラ等の遡上効果を上げ ている。相楽発電所堰の魚道改善として、隔壁、「呼び水」水路の改善、モクズガニ遡上用ロープ設置な どの改修等を上流対策より優先させ伊賀市まで遡上可能とすることが望まれる。なお、上記の修復検討に は、魚道専門家、農・漁業関係者、流域住民等も加えた技術面・運用面両面の検討が可能となるような会 議体の設置が望まれる。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-22	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討（魚類の遡上・降下）	野洲川 落差工
●基礎原案（具体的な整備内容） 縦断方向の河川形状の修復に向けて、現状の堰、落差工等において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。なお、小規模な改築で改良が可能な箇所は早期に実施する。 ●検討内容 下記条件を総合的に判断し、改築の必要性について検討 ①降下対策、集魚対策、呼び水の確保 ②機能性（遡上・降下性、管理性） ③落差工の改善上の問題 ④景観 ⑤遡上の実績 ⑥経済性			
<基礎原案への意見> 縦断方向の河川形状の修復（魚類の遡上・降下）（野洲川落差工）は、検討を進め、比較的容易に実施できるところから、早急に実施に移す必要がある。 実施にあたっては、小規模な改築による遡上環境の改良の可能性について、十分な検討が必要である。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-23	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討（魚類の遡上・降下）	野洲川
●基礎案（具体的な整備内容） 縦断方向の河川形状の修復に向けて、現状の堰、落差工等において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。なお、小規模な改築で改良が可能な箇所は早期に実施する。 野洲川 落差工 ●検討内容 下記条件を総合的に判断し、改築の必要性について検討 ①降下対策、集魚対策、呼び水の確保 ②機能性（遡上・降下性、管理性） ③落差工の改善上の問題 ④景観 ⑤遡上の実績 ⑥経済性			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 「整備計画進捗状況報告」においては、「事前モニタリング実施予定」とあるだけである。少なくともモニタリングの方法を明示し、さらにどのような結果が予測されるのか、それをもとにどのように修復方法を検討し実施するつもりなのかについて、直ちに内容を明示されたい。 修復方法を検討するに当たっての留意点は、環境－14と同様である。 また、琵琶湖とそれに流入する河川を含め、直轄でない河川にあるすべてのダム・堰等についても、その整備は全体として検討しなければならないことは、「基礎原案に係る具体的な整備内容シートについての意見書」において指摘したにも係らず、「基礎案に係る具体的な整備内容シート」に記載されておらず、さらに今回の「進捗状況報告書」でも扱われていないことは、極めて遺憾である。直ちに「検討」に入られたい。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-23	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討（魚類の遡上・降下）	猪名川
●基礎原案（具体的な整備内容） 現状の堰、落差工等において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。なお、小規模な改築で改良が可能な箇所は早期に実施する。 大井井堰、三ヶ井井堰、高木井堰、久代北台井堰、上津島床固、池田床固 ●検討内容 ・現地調査・既存資料による環境把握 ・モニタリング方法の検討 ・縦断方向の連続性を確保する構造の検討 ・住民や住民団体等の意見の反映方法の検討 ・改修後の河川環境の予測 ・環境委員会（仮称）の設置 【施設管理者】 ・各井堰水利組合との調整			
<基礎原案への意見> 縦断方向の河川形状の修復（魚類の遡上・降下）（猪名川）は、検討を進め、比較的容易に実施できるところから、早急に実施に移す必要がある。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-24	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討（魚類の遡上・降下）	猪名川
●基礎案（具体的な整備内容） 縦断方向の河川形状の修復に向けて、現状の堰、落差工等において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。なお、小規模な改築で改良が可能な箇所は早期に実施する。 猪名川 大井井堰、三ヶ井井堰、高木井堰、久代北台井堰、上津島床固、池田床固 ●検討内容 ・現地調査・既存資料による環境把握 ・モニタリング方法の検討 ・縦断方向の連続性を確保する構造の検討 ・住民・住民団体の意見の反映方法の検討 ・改修後の河川環境の予測 ・猪名川自然環境委員会の指導・助言 【施設管理者】 ・各井堰水利組合との調整			
<事業進捗報告への意見> 【猪名川部会】 縦断方向の河川形状の修復は縦断方向の連続性の回復を図る狙いがあり、それには何らかの目標をもっておきたい。たとえば、1960年代の水生生物の復元を目標にして、現在現地調査において得られる魚類分布とのギャップを埋めるべく縦断方向の連続性を回復させるぐらいの目標が必要である。その上で、各地点毎の現地調査において得られる魚類の分布・生態情報を基に、そのギャップを埋めるべく、どこから始めるかを明記し、その遡上・降下に適した構造を検討する。小規模な改良が可能な箇所から早急な実施を推進すべきである。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-24	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討（魚類の遡上・降下）	瀬田川
●基礎原案（具体的な整備内容） 本川と支川との合流部において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。 瀬田川流入支川合流部 ●検討内容 ・モニタリング方法の検討 ・縦断方向の連続性を確保する構造の検討 ・住民意見等の反映 ・改修後の河川環境の予測			
<基礎原案への意見> 縦断方向の河川形状の修復（魚類の遡上・降下）（南郷1丁目、瀬田6丁目）は、検討を進め、比較的容易に実施できるところから、早急に実施に移す必要がある。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-25	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討（魚類の遡上・降下）	瀬田川
●基礎案（具体的な整備内容） 本川と支川との合流部において、関係機関と連携して魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。 瀬田川 流入支川合流部 ●検討内容 ・モニタリング方法の検討 ・縦断方向の連続性を確保する構造の検討 ・住民意見等の反映 ・改修後の河川環境の予測			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 「整備計画進捗状況報告」においては、「事前モニタリング実施予定」とあるだけである。少なくともモニタリングの方法を明示し、さらにどのような結果が予測されるのか、それをもとにどのように修復方法を検討し実施するつもりなのかについて、直ちに内容を明示されたい。 また、琵琶湖とそれに流入する河川を含め、直轄でない河川にあるすべてのダム・堰等についても、その整備は全体として検討しなければならないことは、「基礎原案に係る具体的な整備内容シートについての意見書」において指摘したにも係らず、「基礎案に係る具体的な整備内容シート」に記載されておらず、さらに今回の「進捗状況報告書」でも扱われていないことは、極めて遺憾である。直ちに「検討」に入りたい。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-25	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討（魚類の遡上・降下）	猪名川
●基礎原案(具体的な整備内容) 本川と支川との合流部において、関係機関と連携して魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。 瀬田川 流入支川合流部 ●検討内容 ・モニタリング方法の検討 ・縦断方向の連続性を確保する構造の検討 ・住民意見等の反映 ・改修後の河川環境の予測			
<基礎原案への意見> 縦断方向の河川形状の修復（魚類の遡上・降下）（岩屋・木部）は、検討を進め、比較的容易に実施できることから、早急に実施に移す必要がある。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-26	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討（魚類の遡上・降下）	猪名川
●基礎案(具体的な整備内容) 本川と支川との合流部において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。 猪名川 空港川合流部 猪名川 余野川合流部 ●検討内容 ・現地調査・既存資料による環境把握 ・モニタリング方法の検討 ・縦断方向の連続性を確保する構造の検討 ・住民・住民団体等の意見の反映方法の検討 ・改修後の河川環境の予測 ・猪名川自然環境委員会の指導・助言 【支川管理者】 ・各支川の管理者との調整			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-26	5.2.1	魚類等の遡上・降下が可能な方策を検討	既設ダム
●基礎原案(具体的な整備内容) ・既設ダムにおいて、魚類等の遡上・降下が可能な方策を検討する。 - 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム ●検討内容 ・対象魚種の選定 ・魚道での対策施設の検討 - 効果 - 施設配置 ・魚道での対策不可の場合の代替案の検討			
<基礎原案への意見> ダムにおける魚類の遡上・降下が可能な魚道の設置については、慎重な検討が必要である。 既設の堤高の高いダム（ハイダム）における魚類等の遡上・降下の回復については、莫大な費用を要する割には、効果について疑問があり、まず有効な代替案の検討を優先するべきである。流域全体を視野に入れ、ダムが引き起こす不連続による影響と魚道設置の費用と効果等も勘案し、場合によっては魚道設置を断念することも視野に入れたうえで検討されたい。 また、青野ダム（兵庫県武庫川水系）のような先行事例の効果を十分検証するなど、判断のための情報の収集・蓄積と検討も進めて頂きたい。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-27	5.2.1	魚類等の遡上・降下が可能な方策を検討	既設ダム
●基礎案(具体的な整備内容) ・既設ダムにおいて、魚類等の遡上・降下が可能な方策を検討する。 - 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム ●検討内容 ・対象魚種の選定 ・魚道での対策施設の検討 - 効果 - 施設配置 ・魚道での対策不可の場合の代替案の検討			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 「整備計画進捗状況報告」においては、「瀬田川洗堰における魚道の必要性を検討中」とのみある。どのように何を検討しているのかが示されなければ、「整備計画進捗状況報告」にはならない。少なくとも天ヶ瀬ダムの場合のように示し、現在までのその検討結果を明示しなければならない。 このとき魚道の必要性を検討する以前に、魚道設置に伴う生態系の攪乱が予想されることに鑑み、魚道をつくることの可否について十分の検討が必要であることは云うまでもない。 また、琵琶湖とそれに流入する河川を含め、直轄でない河川にあるすべてのダム・堰等についても、その整備は全体として検討しなければならないことは、「基礎原案に係る具体的な整備内容シートについての意見書」において指摘したにも係らず、「基礎案に係る具体的な整備内容シート」に記載されておらず、さらに今回の「進捗状況報告書」でも扱われていないことは、極めて遺憾である。直ちに「検討」に入られたい。 【淀川部会】 ダムに関する検討は今後の最大対応課題である。影響調査は、水質面および生息・生育生物面での連続性欠除要素についての確認調査の両者を、早急に同時実施することが必須条件である。まず、ダム直下およびダム上流の流入河川の連続性の検討と、ダム湖における高度な水質浄化システムの導入検討と同時に、ダム下流への流砂泥流下の復元・再生の対策検討が必要である。ハイ・ダムによる魚類等生物の遡上・降下の遮断を解消・再生することは最大の重要課題であり、「天ヶ瀬ダム魚類等遡上降下影響評価検討委員会」の設置による取り組みは評価でき、その成果が待たれる。ダムへの魚道は、技術には、一部は閘門式で対応可能であろうが、落差高のある場合はリフトあるいはエレベータ式魚道で対応せざるをえず、コスト的には魚槽トラックでダム下流への運搬に頼らざるをえない場合も視野に入れて検討するべきである。なお、上記の方策検討には、魚道工学・水産経済学の専門家を加えた検討会議が望まれる。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-27	5.2.1	横断方向の河川形状の修復の検討（家棟川地区、内湖・湿地帯）	琵琶湖・家棟川
●基礎原案（具体的な整備内容） 横断方向の河川形状の修復方法等について検討する。 琵琶湖 ・家棟川地区 ・内湖・湿地帯復元のための調査・試験施工 ●事業の数量・諸元等（家棟川地区） モニタリング ●うち整備計画期間内の数量・諸元等（家棟川地区） モニタリング ●内湖・湿地帯検討内容 機能調査、試験施工後のモニタリングなど			
<基礎原案への意見> 横断方向の河川形状の修復（家棟川地区、内湖・湿地帯）については慎重な検討が必要である。 「内湖・湿地帯の復元」にあたっては、家棟川地区のように造園的な発想で造りあげるのではなく、野生生物の生息地あるいは琵琶湖本来の氾濫原としての湿地帯（水陸移行帯、内湖など）を復元する方向で検討を行うべきである。そのための候補地として、造園的な発想で作られた家棟川地区は適当とは言えず、例えば滋賀県が試験的に湛水を行っている早崎干拓地や津田干拓地等の他の地区についても検討を行うべきである。なお湿地帯の保全・回復事業を行う場合、地下水脈を分断しないよう、また地下水位の維持について十分配慮する必要がある。 地元との連携強化による「住民参加によるワークショップやモニタリング」は十分成果が上るよう実施されたい。			
シート№	章項目	事業名	河川名
基礎案に記述なし			
●基礎案（具体的な整備内容）			
<事業進捗報告への意見>			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-28	5.2.2	琵琶湖及び流入河川の間の連続性を回復することについて、滋賀県と連携・調整する	流入河川・琵琶湖
●基礎原案(具体的な整備内容) 湖や河川と陸域との連続性の確保と修復 ●検討内容 ・対象範囲の検討 ・対象区域周辺の生物調査 ・護岸、堤防などの形状検討 ・波浪に対する検討 など			
<基礎原案への意見> 琵琶湖および流入河川の間の連続性を回復することについて下記の項目の検討も含め滋賀県との連携・調整の進展を期待する。 「琵琶湖および流入する河川の間の連続性回復」においては、河川形状の検討に際して、例えば、河口域一帯の用地買収によって河口の拡幅や河口デルタ形成の誘導の可能性を含め、長期的なあり方の検討を行う必要がある。 当面の現状改善については、河口での浚渫を極力少なくし、堆積してくるデルタでの植生回復、地下水の連続性を遮断する矢板施工の見直し、などが求められる。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-28	5.2.2	湖と河川や陸域との連続性の確保と修復(滋賀県と連携・調整)	流入河川・琵琶湖
●基礎案（具体的な整備内容） 湖と河川や陸域との連続性の確保と修復 ●検討内容 ・対象範囲の検討 ・対象区域周辺の生物調査 ・護岸、堤防と内湖、水路、水田との連続性等の形状調査 ・水陸移行帯における生物の生息・生育環境の調査 など <進捗状況 詳細報告> 調査・検討 ●具体的な整備内容 湖と河川や陸域との連続性の確保と修復 ■実施内容 琵琶湖の望ましい水位変動も含めた水陸移行帯の環境改善に関するワーキンググループ（水陸移行帯ワーキンググループ）を「琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度」のもとに設置（H16.3）し、専門家グループの指導・助言を受けながら、調査・検討を実施。 ●修復実施までの流れ（略） ●検討経過（略） ●課題など（略）			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 学識者等による検討（水域移行帯WG）」が発足し、また「琵琶湖・陸域連続性回復協議会（仮称）」の設置が予定されていることは、何はともあれ評価することができる。 しかし、このWGにおける検討結果が全く示されておらず、またどのような論議がなされたのかも、公表されていない。さらに、このWGの意見と「河川管理者」の意見との関係が明示されていないのは致命的である。少なくともWGあるいは「河川管理者」が、何を調査しようとし、その結果何が調査されて、いかなる結果になり、それを基礎にしていかなる論議がなされ、かつ何を進めるように提案したのか、それに対する「河川管理者」の対応はどうであったかが、逐一判るような公表を行われたい。また、琵琶湖と河川のいくつかの特定の場所を選んで、具体的に調査を進めることが肝心である。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-29	5.2.2	水位操作の試行を実施（淀川大堰）	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) 春季から夏季の平常時に、湛水域ワンドの水質を改善するため、低い水位を維持するとともに、出水時の変動に応じた水位操作の試行を実施する。 淀川大堰 ●試行内容 ・春季～夏季（５月～６月）にかけて水位を低下させて維持する。 ・湛水域ワンドの水質改善等のため水位変動操作の実施。 ・操作時の環境モニタリング調査（水質・底質・魚介類等）			
<基礎原案への意見> 水位操作の試行（淀川大堰）は、継続的な実施への移行が必要である。 劣化した城北ワンド群の水質改善のための水位操作は、既に２年間試行されているが、これまでの成果と反省点を明確にし、継続的な実施が望まれる。 なお、以下の事項についても早急に検討する必要がある。 ・淀川大堰下流、大川（旧淀川）、神崎川の維持流量の見直し ・淀川大堰の汽水域の生物に配慮した放流量や、アユ等の遡上を促すための自然流況に近い放流などを行うための堰の操作方式			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-29	5.2.2	水位操作の試行を実施（淀川大堰）	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） 春季から夏季の平常時に、湛水域ワンドの水質を改善するため、低い水位を維持するとともに、出水時の変動に応じた水位操作を試行する。 淀川大堰 ●試行内容 ・春季～夏季（５月～６月）にかけて水位を低下させて維持する。 ・湛水域ワンドの水質改善等のため水位変動操作の実施。 ・操作時の環境モニタリング調査（水質・底質・魚介類等）			
<事業進捗報告への意見> 【淀川部会】 本調査は今後も継続して実施する必要がある。これまでの試行によって、コイ・フナの産卵行動が確認できたことは有意義であった。しかし、これらのワンド内の水環境は水位の操作のみで保たれるのではなく、それぞれの水位に伴う流れ－攪乱－がないと保たれないのではないかという懸念がある。水が滞留すると、ほぼ数年で陸化して植生の侵入が始まること、水質や底質の改善効果が逆行し元の状態に戻ることが認められている。この点で、新たな調査項目として、水位の操作と共に定期的な流れを起こさせることを提案したい。また、環境モニタリングは操作時のみではなく、各季節を通じて実施して、産卵行動につづく稚魚の確認にまで継続すべきである。さらに、イタセンパラの増殖に不可欠なイシガイ・ドブガイなどの二枚貝の消長をも併せて追跡すべきである。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-30	5.2.2	水位操作の検討（瀬田川洗堰）	瀬田川
●基礎原案(具体的な整備内容) 瀬田川洗堰において、治水・利水の影響を考慮した上で試験操作を実施しながら、琵琶湖における生物の生息・生育環境を保全・再生するための水位操作を検討する ●検討内容 ・コイ科魚類産卵実態調査など生物に関する現状の把握 ・調査結果および治水・利水を総合的に鑑みた水位変動の検討 ・検討結果を踏まえた水位変動の試行 ・試行時のモニタリングの実施およびモニタリング結果を踏まえた水位操作の検討			
<基礎原案への意見> 水位操作の検討（瀬田川洗堰）は、検討を推進し、早期に実現するべきである。 現行の瀬田川洗堰の水位操作が琵琶湖の生物の生息・生育環境および湖岸形状に及ぼす影響は深刻で、自然的な季節変動をできる限り尊重して水位操作の見直しを行うことが不可欠である。 水位操作の見直し、試行にあたっては、以下の事項の配慮が望まれる。 ・最新の知見に基づいた科学的データの収集および学識経験者による詳細な検討 ・具体的試行のあり方について、学識経験者の意見を取り入れ、より検証効果が高いと考えられる計画について慎重に検討を行う。 ・魚類だけでなく、それ以外の生物や水質・底質等を与える影響 ・浜欠け、ヨシ刈りへの影響 ・試行に関する情報の事前公開			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-30	5.2.2	水位操作の検討（瀬田川洗堰）	瀬田川
●基礎案（具体的な整備内容） 瀬田川洗堰において、治水・利水の影響を考慮した上で試験操作を実施しながら、琵琶湖における生物の生息・生育環境を保全・再生するための水位操作を検討する。 琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化を抑制する方策を検討する。 ・瀬田川洗堰による水位操作 ・関係者と連携した水需要の抑制（利水－４） ・琵琶湖からの放流量を補う琵琶湖への流入水量の確保（ダム－17、18） ・琵琶湖からの放流量の振替水量の確保（ダム－20、21） ・淀川大堰下流、大川（旧淀川）、神崎川の維持流量の検討（環境－33、34、35、36） <進捗状況 詳細報告> 実施 ■実施内容 1 ○生物調査の結果 （略） ○瀬田川洗堰操作に対する取り組み（操作規則内で可能な取り組み） （略） 〔水位回復のための手段〕 （略） ○平成 15 年 16 年の取り組み結果 （略） ○課題など （略）			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 操作規則の範囲内に留まりながらも、検討だけではなく、若干の試行に踏み切っていることは、大いに評価できる。但し、今回の「生物調査の結果」として４点が「判明」したなどの記述があるが、それらはつとに知られていたことであり、実施すべきはそれをどのように無くすかの問題にあった筈である。しかしこれらの点に関しては、それがどの程度に行われ、何が明らかになったのかがほとんど記載されていない。問題点を明確にした試行の実施がなされなければならない。 また、「基礎原案に係る具体的な整備内容シート」において、「操作規則の変更を伴うもの」もまた「検討」事項になっていたことは、先の「意見書」においても高く評価したところである。したがって、			

その検討の結果を、充分詳細に明らかにすべきである。

さらに、「意見書」で述べた「水位の自然的季節変動を基本に全体的な水位操作の見直しについて、法律改正をも含めて検討しなければならない。整備計画の検討事項として、このようなものが記載されていないのは極めて不自然である」としたことについては、「基礎案に係る具体的な整備内容シート」に記載されておらず、さらに今回の「進捗状況報告書」でも扱われていないことは、極めて遺憾である。「実施」は行わなかったにしても、「検討」はなされているのか、またなされているとすれば、その現在までの結果を明らかにされたい。

この項目については、別冊の「琵琶湖水位操作について」を、充分に参照して、調査・検討を進めることが必須である。

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-31	5.2.3	ダム・堰の適正な運用を検討	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) 淀川大堰下流の汽水域の生物に配慮した放流量やアユ等の遡上を促す放流量及び有効な堰の操作方式等について検討する。 淀川大堰 ●検討内容 ・対象エリアの環境調査(魚介・底生動物等) ・治水・利水への影響検討 ・対策後の生物環境回復の予測			
<基礎原案への意見> ダム・堰の適正な運用（淀川大堰）は、早期に検討し、実施が必要である。 「生物に配慮した放流量の検討」は、汽水域の水質・底質改善に役立ち、遡上魚にとっては「呼び水」として重要な役割を果たす。検討事項に、新淀川の水量（放流量）増加と側流式魚道の追加が望まれる。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-31	5.2.3	ダム・堰の適正な運用を検討	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） 淀川大堰下流の汽水域の生物に配慮した放流量やアユ等の遡上を促す放流量及び有効な堰の操作方式等について検討する。 淀川大堰 ●検討内容 ・対象エリアの環境調査(魚介・底生動物等)			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-32	5.2.3	ダム・堰運用による水位変動、攪乱の増大の検討	既設ダム
●基礎原案(具体的な整備内容) ・治水や利水への影響を考慮した上で、水位変動や攪乱の増大を図るために有効な操作方式や放流量等を検討し、試験操作を踏まえてダム・堰の適正な運用を検討する。 ・流況の平滑化等に伴う河川環境に対する影響を改善するために、水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を実施し、適切な運用に向けて検討する。 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム ●検討内容 ・河川環境の把握（河床変動、生態環境） ・河川としての必要な変動量の検討 ・下流の安全性の確認及び試験放流時期等の検討（冷水放流とならないか） ・試験放流の実施とモニタリング（水量、水質、付着藻類等） ・有効な攪乱放流手法の検討と必要容量確保等の検討			
<基礎原案への意見> ダム・堰運用による水位変動、攪乱の増大（既設ダム）は、検討および試行が必要である。 検討および試行に際しては、下記事項を考慮されたい。 ・生態系の現状と改善の可能性、効果が及ぶ範囲等に関する情報は、各事業の重要性を示すもので、明らかにする必要がある。 ・下流の生態系の変化等についても試行後のモニタリング・評価を行う。 ・魚類に関する事項もモニタリング項目に含める。 ・十分なモニタリングに基づき、順応的に放流の時期・方法・放流量を決めていく必要がある。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-32	5.2.3	ダム・堰運用による水位変動、攪乱の増大の検討	既設ダム
●基礎案（具体的な整備内容） ・治水や利水への影響を考慮した上で、水位変動や攪乱の増大を図るために有効な操作方式や放流量等を検討し、試験操作を踏まえてダム・堰の適正な運用を検討する。 ・流況の平滑化等に伴う河川環境に対する影響を改善するために、水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を実施し、適切な運用に向けて検討する。 ①瀬田川・宇治川 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム ②木津川 高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム ③桂川 日吉ダム ④猪名川 一庫ダム ●検討内容 ・河川環境の把握（河床変動、生態環境） ・河川としての必要な変動量の検討 ・下流の安全性の確認及び試験放流時期等の検討（冷水放流とならないか） ・試験放流の実施とモニタリング（水量、水質、付着藻類等） ・有効な攪乱放流手法の検討と必要容量確保等の検討			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 「整備計画進捗状況報告」においては、「放流パターン検討中」とあるだけである。それならば、少なくともどのような放流パターンをいかに検討しているのかを明示し、さらにどのような結果を予測し、それをもとにどのように修復方法を検討し実施するつもりなのかについて、直ちに内容を明示されたい。 また、琵琶湖とそれに流入する河川を含め、直轄でない河川、さらには２級以下の河川にあるすべてのダム・堰等についても、その整備は全体として検討しなければならないことは、「基礎原案に係る具体的な整備内容シート」についての意見書」において指摘したにも係らず、「基礎案に係る具体的な整備内容シート」に記載されておらず、さらに今回の「進捗状況報告書」でも扱われていないことは、極めて遺憾である。直ちに「検討」に入り、かつその検討の結果を明らかにすべきである。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-33	5.2.3	確保可能な水量を把握するために必要な諸調査を実施	猪名川
●基礎原案(具体的な整備内容) 周辺の地下水や伏流水への影響を含めた河川環境上必要な水量を検討するとともに、確保可能な水量を把握するために必要な諸調査を実施する。 猪名川・藻川 ●検討内容 ・維持流量把握のための諸調査の実施 ・維持流量の検討 ・環境委員会（仮称）の設置			
<基礎原案への意見> 猪名川での確保可能な水量を把握するための必要な諸調査は早急に実施することが必要である。 魚類にとって瀬切れは最も好ましくないことであり、その原因を解明したうえで、早期に解消に向けた取組みを始める必要がある。瀬切れ解消の検討には水利用の実態や水収支を考慮するとともに、調査の実施に際しては、以下の事項に配慮されたい。 ・生物の生息・生育環境の保全・再生には、水量を確保するとともに、水質の改善が必要であるため、水質改善をめざした取組みも早期に開始されたい。 ・「環境委員会(仮称)」は、公開を原則とし、住民や住民団体等の意見聴取・反映を積極的に行う必要がある。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-33	5.2.3	確保可能な水量を把握するために必要な諸調査を実施	猪名川
●基礎案（具体的な整備内容） 周辺の地下水や伏流水への影響を含めた河川環境上必要な水量を検討するとともに、確保可能な水量を把握するために必要な諸調査を実施する。 猪名川・藻川 ●検討内容 ・維持流量把握のための諸調査の実施 ・維持流量の検討 ・猪名川自然環境委員会の指導・助言			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-34	5.2.3	野洲・草津川瀬切解消流量検討	野洲川・草津川
●基礎原案(具体的な整備内容) 周辺の地下水や伏流水への影響を含めた河川環境上必要な水量を検討するとともに、確保可能な水量を把握するために必要な諸調査を実施する。 ●検討内容 瀬切れ発生に関する諸調査 ・発生時期、発生位置、原因など 調査結果に基づく検討 ・必要流量の検討 ・漏水対策 ・流量確保の手段			
<基礎原案への意見> 野洲川および草津川での瀬切れ発生に関する諸調査は、早急を実施することが必要である。 魚類にとって瀬切れは最も好ましくないことであり、その原因を解明したうえで、早期に解消に向けた取組みを始める必要がある。瀬切れ解消の検討には水利用の実態や水収支を考慮するとともに、調査の実施に際しては、以下の事項に配慮されたい。 ・対策の実施にあたってはすべての水利用者の協力が必要であり、水利権の見直しと用途間変更を視野に入れる必要がある。 ・「環境委員会(仮称)」は、公開を原則とし、住民や住民団体等の意見聴取・反映を積極的に行う必要がある。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-34	5.2.3	野洲川、草津川、姉川・高時川瀬切解消流量検討	野洲川・草津川・姉川・高時川
●基礎案(具体的な整備内容) 周辺の地下水や伏流水への影響を含めた河川環境上必要な水量を検討するとともに、確保可能な水量を把握するために必要な諸調査を実施する。特に、瀬切れ等の問題が生じている野洲川、草津川、姉川・高時川については早期に着手する。 ●検討内容 瀬切れ発生に関する諸調査・発生時期、発生位置、原因など 調査結果に基づく検討 ・必要流量の検討 ・漏水対策 ・流量確保の手段			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 「整備計画進捗状況報告」においては、「事前モニタリング実施中」「モニタリングを踏まえ修復方法の調査・検討」とあるだけである。少なくともモニタリングの方法を明示し、さらにどのような結果が予測されるのか、それをもとにどのように修復方法を検討し実施するつもりなのかについて、直ちに内容を明示されたい。 また、直轄でない河川にあるすべてのダム・堰等についても、その整備は全体として検討しなければならないことは、「基礎原案に係る具体的な整備内容シートについての意見書」において指摘したにも係らず、「基礎案に係る具体的な整備内容シート」に記載されておらず、さらに今回の「進捗状況報告書」でも扱われていないことは、極めて遺憾である。直ちに「検討」に入り、かつその検討の結果を明らかにすべきである。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-35	5.2.3	河川環境上必要な水量を検討	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) 周辺の地下水や伏流水への影響を含めた河川環境上必要な水量を検討するとともに、確保可能な水量を把握するために必要な諸調査を実施する。 淀川大堰 ●検討内容 ・諸調査の実施、及び維持流量の検討 ・大堰下流の生物調査 ・対策手法の検討			
<基礎原案への意見> 淀川大堰における河川環境上必要な水量を検討することは重要であり、必要な諸調査を早急に実施することが必要である。 大川(旧淀川)等の環境を考慮しながら常時放流を検討することは緊急の課題であり、干潟の復活を含めて、早期の調査・実施が望まれる。また、神崎川の水質・底質を改善するための淀川からの送水量は、大川（旧淀川）への送水量とのバランスを考慮して見直すことが重要である。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-35	5.2.3	河川環境上必要な水量を検討	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） 周辺の地下水や伏流水への影響を含めた河川環境上必要な水量を検討するとともに、確保可能な水量を把握するために必要な諸調査を実施する。 淀川大堰 ●検討内容 ・諸調査の実施 ・大堰下流の生物調査 ・対策手法の検討			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 既存の各ダムあるいは堰について、その下流における河川環境上必要な水量を検討することは、一面で問題はあるものの、他面では必要なことである。「提言」および「意見書」の主旨を汲み取り、琵琶湖に流入する河川について、直轄かどうかを問わず、検討を進める必要がある。 また、必要な水量として、流量の下限值のみを対象にするのではなく、いわゆる「攪乱」の視点からの検討も必要である。 【淀川部会】 本調査は継続実施する必要がある。大堰下流の環境が生物にとって厳しいことは現状の通りである。大堰下流部から河口までの河川環境は大堰操作のために単純化して、海水と淡水との混ざり合いが阻害されていることに象徴されこれが大きな問題である。生物多様性を望む立場からは大堰からの下流への放流量が魚道のみであることが原因であることは衆知の通りである。大堰の操作を見直して、放流量を増やすべきである。そのさい、季節ごととか、年間に何回かの放流を行い、それぞれのケースごとに環境モニタリングを実施して、これらの結果から適正な維持流量を模索すべきである。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-36	5.2.3	河川環境上必要な水量を検討	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) 流域における水質汚濁対策効果等を考慮して維持流量を検討する必要がある淀川大堰下流、大川（旧淀川）、神崎川については早急に着手する。 淀川大堰下流、大川（旧淀川）、神崎川 ●検討内容 ・諸調査の実施、及び維持流量の検討			
<基礎原案への意見> 淀川大堰下流・大川・神崎川において河川環境上必要な水量を検討することは重要であり、必要な諸調査を早急に実施することが必要である。 環境-33, 34 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-36	5.2.3	河川環境上必要な水量を検討	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） 流域における水質汚濁対策効果等を考慮して維持流量を検討する必要がある淀川大堰下流、大川（旧淀川）、神崎川については早期に着手する。 淀川大堰下流、大川（旧淀川）、神崎川 ●検討内容 ・諸調査の実施			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 既存の各ダムあるいは堰について、その下流における河川環境上必要な水量を検討することは、一面で問題はあるものの、他面では必要なことである。「提言」および「意見書」の主旨を汲み取り、琵琶湖に流入する河川について、直轄かどうかを問わず、検討を進める必要がある。 また、必要な水量として、流量の下限值のみを対象にするのではなく、いわゆる「攪乱」の視点からの検討も必要である。 【淀川部会】 環境-35 と関連のある調査である。市街地を流れる河川であるからこそ、水質汚濁などの環境の悪化は避けるべきである。そのために必要な流量を検討をするために、現在実施中の試行によるそれぞれの環境モニタリングの結果を検討し、修正が必要であれば、さらに、流量とその組み合わせを変えて試行することを積み重ねて、今後数年間は継続して調査を実施して、可及的にその結果を明らかにして、適正な維持流量を決めるべきである。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-37	5.2.3	急速な水位低下が生じないダム等の運用 操作を実施	淀川（瀬田川）
●基礎原案(具体的な整備内容) 下流河川で逃げ遅れによる魚類の斃死を招かないよう、急速な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施する。 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム ●実施内容 ・ 現行操作規則内で、緩やかな減量放流を試験し、運用する。 ・ 魚類が多数取り残され、斃死が確認された淀川楠葉地区で、現地確認し効果を検証する。			
<基礎原案への意見> 瀬田川洗堰・天ヶ瀬ダムにおいて、急速な水位低下が生じないように、ダム等の運用操作を実施することは重要であり、早急に実施することが必要である。 現在、ダム等の操作による急速な水位低下が下流における魚類の斃死を招いている。この状況を改善するために、ダム等の運用操作の見直しは不可欠である。現行操作規則の変更を伴うものについても、検討を進めることが重要である。この問題の解決には横断方向の河川形状の修復と併せて実施する必要がある。 とくに瀬田川洗堰については、環境-30 と併せて検討を進める必要がある。 なお、実施にあたっては、淀川・楠葉地点以外でも水位操作の影響（魚の逃げ遅れなど）を調査し、効果検証は複数地点で行うべきである。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-37	5.2.3	急速な水位低下が生じないダム等の運用 操作を実施	淀川（瀬田川）
●基礎案（具体的な整備内容） 下流河川で逃げ遅れによる魚類の斃死を招かないよう、急速な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施する。 瀬田川・宇治川 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム ●実施内容 ・ 現行操作規則内で、緩やかな減量放流を試験し、運用する。 ・ 魚類が多数取り残され、斃死が確認された淀川楠葉地区で、現地確認し効果を検証する。 <進捗捗状況 詳細報告> 実施 ●具体的な整備内容 下流河川で逃げ遅れによる魚類の斃死を招かないよう、急速な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施する。 1) 瀬田川・宇治川 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム ■実施内容 調査の結果と実施状況 瀬田川洗堰放流量低減操作実績 （略） 現地調査結果 （略） ●調査の結果と実施状況 楠葉砂州の状況（2004/05/24 出水の状況） （略） ●課題など （略）			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 楠葉地区において、取り敢えず実施調査がなされたことは評価する。但し、操作が行われたのは瀬田川洗堰であり、調べられた砂州はその下流に天ヶ瀬ダムなどのあるさらに下流であって、その影響の直接性がどの程度であるのかなど、方法が記載されておらず、また、どのようなときにどのような放流量調整が行われたのかなど、その基礎となる仮説が一切示されていないため、傾向だけは判っても、検証的にものごとを進める基盤がない。今後は、この点を大いに改め、多くの人々が納得できるかたちの考察を行えるような、科学的な調査進行がなされなければならない。 また、瀬田川洗堰の上流は「環境-30」にゆだねるとしても、その下流、天ヶ瀬ダム湖内、その下流について、同様のことが実施あるいは検討されなければならない。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-38	5.2.4	琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（案）の検討	-
●基礎原案（具体的な整備内容） 琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）の設立に向けて準備会を設けて検討 ●検討内容 ・河川の特性に応じた、わかりやすい水質目標の設定 ・関係機関等との情報共有の強化 ・住民連携強化のための一層の取り組み ・油やその他の化学物質の流出事故防止・対処の取り組みの強化 ・具体的アクションプログラムの作成とフォローアップ体制の検討			
<基礎原案への意見> 「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」については、早期設立に向け準備会において詳細な検討が行われることを期待する。 現在の水質汚濁防止協議会をさらに発展させて、自治体・関係機関および住民団体と連携して、河川の流入総負荷量管理をはかる「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」の設立を検討することは、画期的な挑戦として高く評価する。早期の設立に向け、準備会において詳細な検討が行われることを期待する。 「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」は、組織構成ばかりでなく、流域全体として汚濁負荷の減少をめざした「面源負荷の抑制」に見られるように取り組む事項にも新たなものが数多く加えられており、早期の設立と実効ある活動の開始が切望される。将来的には水質保全に関係する生態系機能だけでなく広く生物多様性全体や景観等も含めた環境保全、回復をめざした協議会に発展させていく方向で検討するべきである。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-38	5.2.4	琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（案）の検討	-
●基礎案（具体的な整備内容） 琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）の設立に向けて準備会を設けて検討 ●検討内容 ・河川の特性に応じた、わかりやすい水質目標の設定 ・関係機関等との情報共有の強化 ・住民連携強化のための一層の取り組み ・油やその他の化学物質の流出事故防止・対処の取り組みの強化 ・具体的アクションプログラムの作成とフォローアップ体制の検討			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 「整備計画進捗状況報告」においては、既存の会議にこの「設立に向けた方針について報告した」ことがあるのみである。また、「今後の見通し、課題等」においては、印刷ミスなのか何かが書いてあるのか理解できない。さらには、検討課題が全く示されておらず、またどのような論議がなされたのかも、公表されていない。直ちに内容を明示されたい。 水質汚濁防止協議会を琵琶湖淀川流域水質管理協議会（仮称）へ発展解消する過程において、水質汚濁防止協議会では何が課題であったのか、その課題が新設の協議会でどのように解消できるのか、など明示されたい。また、直轄でない河川、さらには2級以下の河川にあるすべてのダム・堰についても、その整備は全体として検討しなければならないことは、「基礎原案に係る具体的な整備内容シートについての意見書」において指摘したにも係らず、「基礎案に係る具体的な整備内容シート」に記載されておらず、さらに今回の「進捗状況報告書」でも扱われていないことは、極めて遺憾である。直ちに「検討」に入り、かつその検討の結果を明らかにすべきである。 また、「環境の時代」にあっては、多様性をもった生態系の機能を十全に使うことが重要である。その			

ためには、水質管理のみではなく、環境保全のための協議会を作ること計画すべきであり、その検討が望まれる。あるいは、水質管理協議会を変更して、生態系機能増大にも役立つものとするとも考えられる」と、「基礎原案に係る具体的な整備内容シートについての意見書」において指摘したにも係らず、「基礎案に係る具体的な整備内容シート」に記載されておらず、さらに今回の「進捗状況報告書」でも扱われていないことは、極めて遺憾である。直ちに「検討」に入られたい。

【猪名川部会】

- ① 今後、本流域委員会で設置を検討中の「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（案）」においては、既存の琵琶湖・淀川水質汚濁防止連絡協議会に設置されている「水質保全委員会」や「障害生物調査小委員会」等での活動の継続を念頭に調整の必要がある。上記の障害生物調査小委員会では、30年以上の長年に亘って調査を継続しており、データや調査ノウハウの蓄積があり、「流域水質管理協議会」においても、これまでと同様、実際に調査を行ってきた委員会等の存続を図っていく必要がある。
- ② 基礎原案、基礎案ともに生物調査事項について触れていないが、長期的な琵琶湖・淀川環境・水質を監視し、その保全対策を考える上では生物分野の調査を実施していくことが必要である。

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-39	5.2.4	琵琶湖における機能把握の調査や試験施行について検討	琵琶湖
●基礎原案(具体的な整備内容) 琵琶湖の水質保全対策 水陸移行帯(内湖・湿地帯含む)の保全・再生に向けて、それらの琵琶湖における機能把握の調査や試験施工について検討する。なお、試験施工の実施に際しては、管理者である滋賀県と調整・連携して取り組む。 ●事業の数量・諸元等(家棟川地区) モニタリング ●うち整備計画期間内の数量・諸元等(家棟川地区) モニタリング ●内湖・湿地帯検討内容 機能調査、試験施工後のモニタリングなど			
<基礎原案への意見> 琵琶湖における機能把握の調査や試験施工についての検討は、滋賀県と調整・連携するべきである。事業の方針は是認されるが、家棟川での実施については再検討が必要である。内湖・湿地の回復のための検討は早期の試験施工をめざして進めることが不可欠である。これらの事業は滋賀県と調整・連携するべきである。 家棟川地区の実施に再検討を必要とした理由は以下の通りである。 ・家棟川の該当地域が、本事業の目的である琵琶湖における水質保全対策のために水陸移行帯の修復を行うに相応しいとは思えない。 ・遊園地的なビオトープからは得るものが小さい ・この目的で検討するのであれば、他地域を含めて検討を行う必要がある。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-39	5.2.4	琵琶湖における機能把握の調査や試験施行について検討	琵琶湖
●基礎案(具体的な整備内容) 琵琶湖の水質保全対策 水陸移行帯(内湖・湿地帯含む)の保全・再生に向けて、それらの琵琶湖における機能把握の調査や試験施工について検討する。なお、試験施工の実施に際しては、管理者である滋賀県と調整・連携して取り組む。 ●事業の数量・諸元等(家棟川地区) モニタリング ●うち整備計画期間内の数量・諸元等(家棟川地区) モニタリング			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 「整備計画進捗状況報告」においては、「モニタリング」および「家棟川ビオトープ整備場所におけるモニタリングとワークショップの開催」予定、とのみ書かれているだけである。少なくともモニタリングの方法と結果を明示し、それをもとにどのように修復方法を検討し実施するつもりなのかについて、直ちに内容を明示されたい。 また、「一般的にはこのようなものを大きく進める必要がある。但し、家棟川地区はこれに適切なものでは極めてない。従って、複数の他の場所を積極的に取り上げることが肝要であり、そのようになされなければ意味がない」と、「基礎原案に係る具体的な整備内容シートについての意見書」において指摘したにも係らず、この他の場所についての検討は、「基礎案に係る具体的な整備内容シート」に記載されておらず、さらに今回の「進捗状況報告書」でも扱われていないことは、極めて遺憾である。直ちに「検討」に入られたい。			

シート№	章項目	事業名	河川名
基礎原案に項目なし			
●基礎原案(具体的な整備内容)			
<基礎原案への意見>			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-40	5.2.4	琵琶湖北湖の底層水質及び湖棚の有機堆積物の状況の把握のための調査	琵琶湖
●基礎案（具体的な整備内容） 琵琶湖の水質保全対策 琵琶湖北湖の底層の水質状況及び湖棚の有機堆積物の状況を把握するための調査に、滋賀県と連携して取り組む。 ●検討内容 ・琵琶湖流入河川における雪解け水流入状況調査 ・関係機関により実施された琵琶湖底泥調査結果の整理・とりまとめ ・流入河川における土砂動態調査 ・湖流、波浪による湖内の土砂移動の把握 上記の調査について、関係機関と連携して調査・検討を行なう。			
<事業進捗報告への意見>			
【琵琶湖部会】 「整備計画進捗状況について、この程度になっていることには大いに驚き、かつ強い遺憾の意を表せざるを得ない。また、予定されている事前モニタリングの方法と内容を明示し、それから何を期待するのか、またその結果に基づいていかなる考察を行おうとするのかぐらいは、すでに予定されている筈と考えられるから、その点を直ちに明示されたい。 この項目については、後項の「琵琶湖の持続的な環境変化について」を、十分に参照して、調査・検討を進めることが必須である況報告」においては、「事前モニタリング実施予定」とあるのみである。最も重要な項目の一つであるこの点。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-40	5.2.4	選択取水設備の継続活用及び各種の検討	既設ダム
●基礎原案(具体的な整備内容) ・既設の選択取水設備の活用を継続するとともに、より効率的な操作方法等を検討する。 布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム ・放流水質が下流河川へ与える影響を調査し、新たな選択取水設備等について検討する。 高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム			
<基礎原案への意見> 選択取水設備の継続活用および各種の検討は、流域対策での水質対策を含めて、検討、実施する必要がある。 検討、実施に際しては、以下の事項に配慮されたい。 ・選択取水や深層曝気を使わない状況下での問題点の定量的把握に努め、その深刻さを踏まえて各設備の効果や重要性を検証すること。 ・維持管理費用と効果との比較など、コストを意識したダムの維持管理・水質管理を志向すること。 ・ダム湖の水質・底質の改善は選択取水や深層曝気のみで解決することは不可能であり、これらの改善策とともに流域対策を含めた包括的な検討を進めること。 ・アユの冷水病対策など水生生物の生息環境改善に向けた放流水の温度・水質管理も検討すること。 ・ダム湖の水質やプランクトンだけでなく、下流の生物相のモニタリングも検討すること。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-41	5.2.4	選択取水設備の継続活用及び各種の検討	既設ダム
●基礎案（具体的な整備内容） ・既設の選択取水設備の活用を継続するとともに、より効率的な操作方法等を検討する。 ①木津川 布目ダム、比奈知ダム、 ②桂川 日吉ダム、 ③猪名川 一庫ダム ・放流水質が下流河川へ与える影響を調査し、新たな選択取水設備等について検討する。 ①木津川 高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-41	5.2.4	曝気設備の継続活用及び各種の検討	既設ダム
●基礎原案(具体的な整備内容) ・既設の深層曝気設備を継続して活用するとともに、より効率的な運転方法等を検討する。 布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム ・既設の循環曝気設備を継続して活用するとともに、より効果のある設備やより効率的な運転方法等を検討する。 高山ダム ・底層水における貧酸素化現象の発生が、ダム湖及び下流河川へ与える影響を調査し、影響が大きい場合には必要な対策について、検討する。 青蓮寺ダム、室生ダム			
<基礎原案への意見> 環境-40 と同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-42	5.2.4	曝気設備の継続活用及び各種の検討	既設ダム
●基礎案（具体的な整備内容） ・既設の深層曝気設備を継続して活用するとともに、より効率的な運転方法等を検討する。 ①木津川 布目ダム、比奈知ダム ②桂川 日吉ダム ③猪名川 一庫ダム ・既設の循環曝気設備を継続して活用するとともに、より効果のある設備やより効率的な運転方法等を検討する。 ①木津川 高山ダム、布目ダム ・底層水における貧酸素化現象の発生が、ダム湖及び下流河川へ与える影響を調査し、影響が大きい場合には必要な対策について、検討する。 ①木津川 青蓮寺ダム、室生ダム			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-42	5.2.4	底質調査の継続実施と改善対策等の検討	既設ダム
●基礎原案(具体的な整備内容) ダム湖の底質モニタリングを継続実施し、必要があれば底質改善対策等について検討する。 天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム ●事業の数量・諸元等 底質調査（1～2回／年実施、測定項目：粒度組成、強熱減量、COD、総窒素、総リン、硫化物、重金属等）			
<基礎原案への意見> 底質調査の継続実施と改善対策等の検討については、流域対策での水質対策を含めて、調査を継続実施し、改善対策等の検討を進められたい。 掲げられた調査項目だけでは、改善につながる汚濁メカニズムの解明は困難であり、流域状況に応じた調査項目を検討するとともに、当初から、流域対策を視野に入れた水質・底質改善につながる調査・検討、実施、事後モニタリング計画とする必要がある。 底質の悪化は、大規模なダムのみならず、琵琶湖、内湖、小河川、さらには流域全体にわたって構築されているダム、堰等でも少なからず生じている可能性が高く、ファブリダムを始めとした小規模堰堤上部の湛水部の底質調査の検討・実施を視野に入れ、かつ流域全体を総合的に検討することが必要である。 また、青蓮寺、室生、比奈知と高山等の相互に関連するダムにあっては、底泥形成や藻類繁茂など有機的に連携しているため、全体としての実態把握と管理に努められたい。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-43	5.2.4	底質調査の継続実施と改善対策等の検討	既設ダム
●基礎案（具体的な整備内容） ダム湖の底質モニタリングを継続実施し、必要があれば底質改善対策等について検討する。 天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム ●事業の数量・諸元等 底質調査（1～2回／年実施、測定項目：粒度組成、強熱減量、COD、総窒素、総リン、硫化物、重金属等）			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
基礎原案に記述なし			
●基礎原案(具体的な整備内容)			
<基礎原案への意見>			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-44	5.2.4	既設副ダムの継続活用	室生ダム、布目ダム
●基礎案(具体的な整備内容) 既設の副ダムを継続して活用する。室生ダム、布目ダム ●検討内容 ・ダム貯水池への流入土砂の軽減を図る ・流入汚濁物の沈殿除去と、落水曝気により水質浄化を図る ・水位の一定な水辺を作ることにより水とふれあうレクリエーション空間を創る			
<事業進捗報告への意見>			
【淀川部会】 森林等の整備によりダム貯水池への流入土砂の軽減を図ることは重要である。水質浄化については、より効率の高い方法を模索する必要がある。レクリエーション空間を創ることについては環境への配慮が必要である。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-43	5.2.4	河川の水質保全対策（淀川流水保全水路）	淀川・桂川
●基礎原案（具体的な整備内容） 流水保全水路については、継続して調査し、今後の整備方針について検討する。 ●検討内容 オープン水路における生態系の回復（試験的運用）継続実施の調査・検討 1) 部分運用施設実験 2) 部分運用モニタリング調査 3) 流水保全水路内浄化実験			
<基礎原案への意見> 河川の水質保全対策（淀川流水保全水路）については、事業中止という選択肢も視野に入れて、検討を進める必要がある。 まず、事業が本当に意味のあるものかどうか、その目的と期待される効果について費用、社会的意義、長期的な展望について再検討するべきである。 場合によっては流水保全水路の事業中止という選択肢も視野に入れて考えるべきで、事業継続あるいは推進を前提にするべきではない。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-45	5.2.4	河川の水質保全対策（淀川流水保全水路）	淀川・桂川
●基礎案（具体的な整備内容） 流水保全水路については、継続して調査し、今後の整備方針について検討する。 ●検討内容 オープン水路における生態系の回復（試験的運用） 継続実施の調査・検討 1) 部分運用施設実験 2) 部分運用モニタリング調査 3) 流水保全水路内浄化実験			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-44	5.2.4	河川の水質保全対策（淀川の汽水域、淡水域）	淀川
●基礎原案（具体的な整備内容） 底質モニタリングを実施し、必要があればダイオキシン類等の有害化学物質対策や底質改善対策等について検討する。 ●検討内容 ・底質調査 ・水質調査 ・水質・底質悪化のメカニズムに関する検討 ・水質・底質保全対策の検討			
<基礎原案への意見> 河川の水質保全対策（淀川の汽水域、湛水域）は、底質モニタリングを実施し、改善対策等をさらに検討する必要がある。 ダイオキシン類等の微量有害化学物質の問題は、あらゆるところで生じている重要問題であることから、全流域について検討するべきである。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-46	5.2.4	河川の水質保全対策（淀川の汽水域、淡水域）	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） 底質モニタリングを実施し、必要があればダイオキシン類等の有害化学物質対策や底質改善対策等について検討する。 ●検討内容 ・底質調査 ・水質調査 ・水質・底質悪化のメカニズムに関する検討 ・水質・底質保全対策の検討			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-45	5.2.5	土砂移動の障害を軽減するための方策を検討	既設ダム
●基礎原案(具体的な整備内容) 河床材料や形状等の調査及び河床変動等といった土砂動態のモニタリングを実施し、その調査結果を踏まえ、山地流域から沿岸海域に至るまでの総合土砂管理方策について検討する。なお、土砂流出防止機能を有する森林の保全・整備の検討について、関係機関との連携を図る。 土砂移動の連続性の確保 天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム ●調査内容 ・土砂移動の連続性の障害がもたらす影響の検討 ・下流への土砂供給の検討 ・土砂供給が下流河川環境へ与える影響の検討 <基礎原案への意見> 土砂移動の障害を軽減するための方策の検討は、土砂移動の連続性の確保を基本として検討を進める必要がある。 「総合土砂管理方策の検討」を取り上げたことは時宜を得たものであり、成果に期待する。とくに、ダム内の堆積土砂除去作業時の濁水対策、生物の生息環境を破壊しないダム土砂排除方法についての検討が必要である。 土砂移動の連続性を確保するためのさまざまな手法、代替案の検討が必要である。検討にあたっては、河川全体の土砂収支を重視し、具体的方策、費用、期待される効果などを明らかにする必要がある。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-47	5.2.5	土砂移動の障害を軽減するための方策を検討	既設ダム
●基礎案（具体的な整備内容） 河床材料や形状等の調査及び河床変動等といった土砂動態のモニタリングを実施し、その調査結果を踏まえ、山地流域から沿岸海域に至るまでの総合土砂管理方策について検討する。なお、土砂流出防止機能を有する森林の保全・整備の検討について、関係機関との連携を図る。 土砂移動の連続性の確保 (1) 瀬田川・宇治川 天ヶ瀬ダム、 (2) 高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム ●調査内容 ・土砂移動の連続性の障害がもたらす影響の検討 ・下流への土砂供給の検討 ・土砂供給が下流河川環境へ与える影響の検討 <事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 「整備計画進捗状況報告」においては、「検討中」「排砂方法を複数検討し絞り込み」とあるのみであるが、せめてどのように検討中であるかを書かなければ、「整備計画進捗状況報告」にはならない。検討の内容と結果を明らかにすべきである。 また、琵琶湖とそれに流入する河川を含め、直轄でない河川、さらには2級以下の河川にあるすべてのダム・堰等についても、その整備は全体として検討しなければならないことは、「基礎原案に係る具体的な整備内容シートについての意見書」において指摘したにも係らず、「基礎案に係る具体的な整備内容シート」に記載されておらず、さらに今回の「進捗状況報告書」でも扱われていないことは、極めて遺憾である。直ちに「検討」に入らねたい。 【淀川部会】 本来、河川の土砂移動は、河川・湖面・海面の環境保全に必要であり、現状においては既存ダムが持つ			

弊害の軽減策を取り入れざるを得ない。軽減策として、浚渫－運搬方式、トンネル方式など各種の方策が提案されているが、土砂移動障害は河口周辺への土砂供給減少による湖岸・海岸侵食原因となるほか、

「飢えた水」が河川部でのアーマー化（地盤露出化）の原因ともなり、時にはダム自体の流入部手前で河床高化による流水位の上昇の原因を作ることもある。従って、軽減策のうち貯砂ダムの併置案は賛成できない。バイパス排砂、可動ゲートによる排砂が望ましいが、布目ダムでの置土フラッシュ流下実験結果についての詳細説明を待って意見を述べたい。トンネル排砂が長期維持可能で、巨岩混入による塞止などの支障発生時の修復が容易に可能であれば、これを併用するの也是一案である。

調査・検討に当たっては、下流河川への影響、環境回復効果のモニタリングについて十分に考えておく必要がある。運ばれた土砂について、期間、量、土砂の粒径組成など、数多くの問題について逐一調査検討し解決していかなければ下流域での河床の安定による、生態系の回復はありえない。なお、山地を縫って流れる溪流は急勾配をなしており、これら溪流を取り巻く山腹斜面からは絶えず土砂を生産し流出している現象に鑑み、土砂流出防止機能を有する森林の保全・整備の検討について、関係機関との連携の実現が望まれる。

【猪名川部会】

ダム堆砂をわずかではあるが排出するとともに、その土砂を下流に投入し、ダム放流量などで移動させる土砂の下流還元方法は評価できるが、下流河川への影響、環境回復効果をどのようにモニタリングするかを考慮する必要がある。その際、土砂投入量とその粒径分布特性、放流規模とそれにもなう土砂の移動過程および影響・効果範囲などの試行実験がともなうので、猪名川自然環境委員会でフォローをすべきである。

土砂流出防止機能を有する森林の保全・整備の検討を視野に入れた方策を進める必要がある。

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-46	5.2.5	土砂移動の連続性の確保（砂防施設）	瀬田川・木津川
●基礎原案(具体的な整備内容) 砂防施設について、総合土砂管理方策の観点から踏まえて整備を行う。 (1) 瀬田川 山腹工を含む砂防施設の整備及び維持管理 (2) 木津川 山腹工を含む砂防施設の整備及び維持管理 ●検討内容 ・土石流対策ダムの除石と「ダム下流河川の一部区間で河床材料の変化を招き水生生物の生息・生育環境に影響を与えているところ」への土砂供給の検討および試行 ・土砂移動モニタリングの継続実施 ・透過型砂防堰堤、ゲート付砂防堰堤の検討 ・既設不透過型堰堤の透過型、ゲート付砂防堰堤への改造について検討 ・山腹工の維持管理（保育）			
<基礎原案への意見> 砂防施設での土砂移動の連続性確保は、積極的に検討する必要がある。 「総合土砂管理方策の検討」を取り上げたことは時宜を得たものであり、成果に期待する。検討に際しては、以下の事項に配慮されたい。 ・淀川流域全体の砂防施設において土砂移動の連続性の確保が重要であるため、他省庁・自治体とも連携して検討するべきである。 ・流砂の恒常的確保について幅広く検討するべきである。 ・流砂移動の促進と生物の移動を考慮した透過型堰堤、ゲート付き砂防堰堤の検討を進めるとともに、山腹工を含む既存砂防施設補修、維持管理を併せて検討するべきである。 ただし、砂防堰堤は環境・景観には好ましくない面もあることを考慮する必要がある。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-48	5.2.5	土砂移動の連続性の確保（砂防施設）	瀬田川・木津川
●基礎案（具体的な整備内容） 砂防施設についても総合土砂管理方策の観点から踏まえて整備を行う。 (1) 瀬田川 山腹工を含む砂防施設の整備及び維持管理 (2) 木津川 山腹工を含む砂防施設の整備及び維持管理 ●検討内容 ・土砂移動モニタリングの継続実施 ・新規箇所において透過型砂防堰堤の検討 ・山腹工の維持管理（保育） ・土石流対策ダムの除石と「ダム下流河川の一部区間で河床材料の変化を招いているところ」への土砂供給の検討および試行 <進捗状況 詳細報告> 調査・検討 ■検討内容 ・土砂移動モニタリングの継続実施 (出水時の濁水採水と分析、濁時計設置と観測の継続) ・山腹保育工の継続実施 (保育A工は平成19年まで、生育不良地、小規模禿しゃ地の対策検討) ・新規箇所の検討 ●土砂移動モニタリング (略) ●山腹の維持管理 (略) ●新規箇所の検討 (略) ●課題など (略)			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 この種の調査検討課題は、流域全体、とくに山地部における土砂移動現象に関する評価・検討なしには推進できないものであることに鑑みれば、直轄以外の流域をも対象にすることが必然である。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-47	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の実施（城北地区）	淀川
●基礎原案（具体的な整備内容） かつて淀川にあった浅水域の再生を図るため、ワンド群の保全・再生を実施する ●検討内容 ・ワンド・たまりの保全と再生 ・水質・底質改善、堆積ゴミ対策 ・外来種対策 ・定期的な監視調査 面積：約 19ha			
<基礎原案への意見> 生息・生育環境の保全と再生（城北地区）は、実施するべきである。 事業実施に際しては、下記に配慮する必要がある。 ・光の遮断と有機物の増加を招くウォーターレタスの管理・除去の確実な実施（上流での対応） ・実験ワンド等における浅水域では陸上植物の侵入対策 ・ワンド内の堆積ゴミ対策 また、以下については本事業と共に環境 48～50 についても同様に配慮するべきである。 ・着手できる箇所から実施し、効果があれば次に活かす順応的手法の採用 ・堰の水位操作との連動（環境-29 等） ・過去の状況の写真収集 ・過去の河川環境を知る人の発掘、聴き取り調査の実施 ・上記をもとにした、その場の特性にあった事業計画・実施 ・事業実施時の周辺住民への広報や河川への関心を高めるソフト事業の実施			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-49	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の実施（城北地区）	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） かつて淀川にあった浅水域の再生を図るため、ワンド群の保全・再生を実施する ●検討内容 ・ワンド・たまりの保全と再生 ・水質・底質改善、堆積ゴミ対策 ・外来種対策 ・定期的な監視調査 面積：約 19ha			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 「生息・生育環境保全と再生の実施」が、ここに見られるように、淀川河川事務所管内のみに留まっていることは極めて遺憾である。琵琶湖とそれに流入する河川を含め、直轄でない河川、さらには2級以下の河川をも合わせ、直ちに「検討」に入り、かつ、可及的速やかにその結果を流域委員会等に提示し、その意見を得て「実施」に入りたい。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-48	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の実施（豊里地区）	淀川
●基礎原案（具体的な整備内容） かつて淀川にあった浅水域の再生を図るため、ワンド・たまりの保全・再生を実施する。 ●検討内容 ・ワンド・たまりの保全と再生 ・水質・底質の改善 ・定期的な監視 面積：約 2ha			
<基礎原案への意見> 生息・生育環境の保全と再生（豊里地区）は、実施すべきである。 事業実施に際しては、下記に配慮する必要がある。 ・樹林化の影響調査（近年樹林の繁茂が目立っている） ・底質の改善対策について具体的対策の明記			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-50	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の実施（豊里地区）	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） かつて淀川にあった浅水域の再生を図るため、ワンド・たまりの保全・再生を実施する。 ●検討内容 - ワンド・たまりの保全と再生 - 水質・底質の改善 - 定期的な監視 面積：約 2ha			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 「生息・生育環境保全と再生の実施」が、ここに見られるように、淀川河川事務所管内のみに留まっていることは極めて遺憾である。琵琶湖とそれに流入する河川を含め、直轄でない河川、さらには2級以下の河川をも合わせ、直ちに「検討」に入り、かつ、可及的速やかにその結果を流域委員会等に提示し、その意見を得て「実施」に入られたい。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-49	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の実施（十三地区）	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) かつて淀川にあった干潟の再生を図るため、汽水域干潟の保全・再生を実施する。 ●検討内容 干潟の保全 ヨシ原の保全 環境の監視調査 面積：約 14ha			
<基礎原案への意見> 生息・生育環境の保全と再生（十三地区）は、実施するべきである。 十三地区は、淀川では唯一の干潟らしい干潟で、干潟の面積もかなり広く残っている。これをベースにして、この地区の干潟を拡大・再生することは評価できる。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-51	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の実施（十三地区）	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） かつて淀川にあった干潟の再生を図るため、汽水域干潟の保全・再生を実施する。 ●検討内容 干潟の保全 ヨシ原の保全 環境の監視調査 面積：約 14ha			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 「生息・生育環境保全と再生の実施」が、ここに見られるように、淀川河川事務所管内のみに留まっていることは極めて遺憾である。琵琶湖とそれに流入する河川を含め、直轄でない河川、さらには2級以下の河川をも合わせ、直ちに「検討」に入り、かつ、可及的速やかにその結果を流域委員会等に提示し、その意見を得て「実施」に入りたい。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-50	5.2.6	生息・生育環境の保全及び再生の実施 (木津川下流部)	木津川
●基礎原案(具体的な整備内容) かつての砂河川の再生を図るため、河川形状の修復を実施する。 ●検討内容 ・定期的な生物の事後調査 ・たまり調査(消長、形状、魚介類、植物) ・地形調査(縦横断測量、河床材料調査、瀬・淵調査)			
<基礎原案への意見> 生息・生育環境の保全と再生(木津川中流部)は、実施するべきである。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-52	5.2.6	生息・生育環境の保全及び再生の実施 (木津川下流)	木津川下流
●基礎案(具体的な整備内容) かつての砂河川の再生を図るため、河川形状の修復を実施する。 ●検討内容 ・定期的な生物の事後調査 ・たまり調査(消長、形状、魚介類、植物) ・地形調査(縦横断測量、河床材料調査、瀬・淵調査)			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 「生息・生育環境保全と再生の実施」が、ここに見られるように、淀川河川事務所管内のみに留まっていることは極めて遺憾である。琵琶湖とそれに流入する河川を含め、直轄でない河川、さらには2級以下の河川をも合わせ、直ちに「検討」に入り、かつ、可及的速やかにその結果を流域委員会等に提示し、その意見を得て「実施」に入りたい。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-51	5.2.6	オオサンショウウオの生息環境を保全する(木津川上流)	木津川上流
●基礎原案(具体的な整備内容) オオサンショウウオの生息環境を保全する。			
<基礎原案への意見> オオサンショウウオの生息環境の保全は、着実な効果が上がるよう慎重に検討するべきである。 オオサンショウウオの有効な保全策が確立されていない現状を踏まえると、整備内容シートに記載の試験地のモニタリングでは、生息環境の保全が保証されるとは考えられない。人工巣穴についても造らない方がよいという意見もあり、慎重な対応が必要である。また、提言の趣旨からすれば、食物連鎖構造の上位捕食者の過剰な繁殖は生態系のバランスをくずすおそれがあり、オオサンショウウオのみの保護だけでなく、河川生態系全体を保全する観点で事業を計画することが求められる。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-53	5.2.6	オオサンショウウオの生息環境を保全する(木津川上流)	木津川上流
●基礎案（具体的な整備内容） オオサンショウウオの生息環境を保全する。			
<事業進捗報告への意見> 【淀川部会】 ①試行的に行った保全処置の検討を十分に行い、ダム建設の影響について、信頼性の高い予測を得て、ダム建設の意思決定に活かしてほしい。②9年間もの間、調査が行われたにもかかわらず、ダム建設予定地の個体数推定すら十分に行えていない現状を踏まえ、十分かつ効率的な調査を行ってほしい。人工巣穴の設置を考える場合も、コンクリート製でなく自然石を使うなどの配慮が必要であろう。			

シート№	章項目	事業名	河川名
基礎原案に記述なし			
●基礎原案(具体的な整備内容)			
＜基礎原案への意見＞			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-54	5.2.6	イタセンパラの生息環境を保全する(木津川下流)	木津川上流
●基礎案(具体的な整備内容) イタセンパラの生息環境を保全する。			
＜事業進捗報告への意見＞			
【淀川部会】 イタセンパラに限らず、生物の生息・生育の環境の保全を図る必要がある。			

シート№	章項目	事業名	河川名
基礎原案に項目なし			
●基礎原案(具体的な整備内容)			
<基礎原案への意見>			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-55	5.2.6	ナカセコカワニナの生息環境を保全する (瀬田川・宇治川)	瀬田川・宇治川
●基礎案(具体的な整備内容) ナカセコカワニナの生息環境を保全する。			
<事業進捗報告への意見>			
【琵琶湖部会】 「水辺の国勢調査において、生息調査を実施」あるいは「モニタリング」とあるのみで、その結果が示されていない。経過報告だけで結果・考察がなければ、進捗状況を説明したことにはならない。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-52	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の検討（鳥飼地区）	淀川
●基礎原案（具体的な整備内容） 横断方向の河川形状を修復し、水陸移行帯を保全しつつ、再生についても検討する。 ●検討内容 ・ワンド・たまりの再生、創造 ・ヨシ原の再生、創造 ・対象エリアの環境調査（魚介・鳥・植物等） ・保全対策後の生物環境回復の予測 面積：約 10ha			
<基礎原案への意見> 生息・生育環境の保全と再生（鳥飼地区）は、検討を進め、できるところから実施するべきである。事業の検討に際しては、下記に配慮する必要がある。 ・湛水域のワンドとして、できるところから再生 ・ワンド後背地の劣化した環境の改善もあわせて検討			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-56	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の検討（鳥飼地区）	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） 横断方向の河川形状を修復し、水陸移行帯を保全しつつ、再生についても検討する。 ●検討内容 ・ワンド・たまりの再生、創造 ・ヨシ原の再生、創造 ・対象エリアの環境調査（魚介・鳥・植物等） ・保全対策後の生物環境回復の予測 面積：約 10ha			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 「生息・成育環境の保全と再生の実施」はもちろん、その「検討」すらが、淀川本川とそれに近いところだけで行われ、それ以外のところでなされないのは不可解である。各河川事務所管内において、重要な地域を早急に選定し、それを公式に検討事項として1年程度のうちに<具体的な整備内容シート>に追加記載することを、強く要望する」とともに、「基礎原案に係る具体的な整備内容シートについての意見書」において指摘したにも係らず、琵琶湖とその周辺の河川に関しては、「基礎案に係る具体的な整備内容シート」に記載されておらず、さらに今回の「進捗状況報告書」でも扱われていないことは、極めて遺憾である。直ちに「検討」に入りたい。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-53	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の検討（向島地区）	宇治川
●基礎原案（具体的な整備内容） 横断方向の河川形状を修復し、水陸移行帯を保全しつつ、再生についても検討する。 ●検討内容 ・宇治川最大のヨシ原の再生の検討 ・ツバメの近畿地方最大規模のねぐら地の保全 ・対象エリアの環境調査（魚・鳥・植物等） ・保全対策後の生物環境回復の予測 面積：約 100ha			
<基礎原案への意見> 生息・生育環境の保全と再生（向島地区）、は概ね適切であり、速やかに実施するべきである。宇治川最大のヨシ原の再生、ツバメの近畿地方最大のねぐら地の保全等の検討事項が挙げられているが、速やかな実施につながることが望ましい。 現地においては模型飛行機、グラウンド利用の早期撤退を求めたい。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-57	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の検討（向島地区）	宇治川
●基礎案（具体的な整備内容） 横断方向の河川形状を修復し、水陸移行帯を保全しつつ、再生についても検討する。 ●検討内容 ・宇治川最大のヨシ原の再生の検討 ・ツバメの近畿地方最大規模のねぐら地の保全 ・対象エリアの環境調査（魚・鳥・植物等） ・保全対策後の生物環境回復の予測 面積：約 100ha			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 「生息・成育環境の保全と再生の実施」はもちろん、その「検討」すらが、淀川本川とそれに近いところだけで行われ、それ以外のところでなされないのは不可解である。各河川事務所管内において、重要な地域を早急を選定し、それを公式に検討事項として1年程度のうちに<具体的な整備内容シート>に追加記載することを、強く要望する」とともに、「基礎原案に係る具体的な整備内容シートについての意見書」において指摘したにも係らず、琵琶湖とその周辺の河川に関しては、「基礎案に係る具体的な整備内容シート」に記載されておらず、さらに今回の「進捗状況報告書」でも扱われていないことは、極めて遺憾である。直ちに「検討」に入りたい。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-54	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の検討（中津地区）	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) 横断方向の河川形状を修復し、水陸移行帯を保全しつつ、再生についても検討する。 ●検討内容 ・干潟の保全・創出の検討 ・ヨシ原の保全・創出の検討 ・対象エリアの環境調査(魚介・鳥・植物等) ・保全対策後の生物環境回復の予測 面積：約 7.5ha			
<基礎原案への意見> 生息・生育環境の保全と再生（中津地区）は、検討するべきである。 整備内容シートに記載されているように、大淀地区、海老江地区との連続性をはかることは重要であり、全域に幅広い干潟をつくりだすことを検討する必要がある。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-58	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の検討（中津地区）	淀川
●基礎案(具体的な整備内容) 横断方向の河川形状を修復し、水陸移行帯を保全しつつ、再生についても検討する。 ●検討内容 ・干潟の保全・創出の検討 ・ヨシ原の保全・創出の検討 ・対象エリアの環境調査(魚介・鳥・植物等) ・保全対策後の生物環境回復の予測 面積：約 7.5ha			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 「生息・成育環境の保全と再生の実施」はもちろん、その「検討」すらが、淀川本川とそれに近いところだけで行われ、それ以外のところでなされないのは不可解である。各河川事務所管内において、重要な地域を早急に選定し、それを公式に検討事項として1年程度のうちに<具体的な整備内容シート>に追加記載することを、強く要望する」とともに、「基礎原案に係る具体的な整備内容シートについての意見書」において指摘したにも係らず、琵琶湖とその周辺の河川に関しては、「基礎案に係る具体的な整備内容シート」に記載されておらず、さらに今回の「進捗状況報告書」でも扱われていないことは、極めて遺憾である。直ちに「検討」に入りたい。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-55	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の検討（高田地区）	藻川
●基礎原案（具体的な整備内容） 横断方向の河川形状を修復し、水陸移行帯を保全しつつ、再生についても検討する。 ●検討内容 ・現地調査・既存資料による環境把握 ・モニタリング方法の検討 ・保全地区及び再生地区の選定 ・汽水域を保全・再生するための方策の検討 ・住民や住民団体等の意見の反映方法の検討 ・改善後の河川環境の保全・再生の予測 ・環境委員会（仮称）の設置 検討範囲延長：約 1,000m			
<基礎原案への意見> 生息・生育環境の保全と再生（高田地区）は、検討および実施するべきである。 追加検討が必要な項目、早期実施が必要な項目として下記が考えられ、検討する必要がある。（環境-55～57） 追加検討項目： ・事業終了（再生）後の継続的な利用方法、運用方法（例：地元住民の参加と協働による環境教育の実施） ・人為的な攪乱の検討（ダムの放流操作に加え、河川形状の検討等） ・神田（こうだ）地区を同様な事業の対象地として検討すること 早期実施項目： ・外来種対策の実施（植物以外の魚類、昆虫類も含めて）			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-59	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の検討（高田地区）	藻川
●基礎案（具体的な整備内容） 横断方向の河川形状を修復し、水陸移行帯を保全しつつ、再生についても検討する。 藻川（猪名川）高田地区 ●検討内容 ・現地調査・既存資料による環境把握 ・モニタリング方法の検討 ・保全地区及び再生地区の選定 ・汽水域を保全・再生するための方策の検討 ・住民・住民団体の意見の反映方法の検討 ・改善後の河川環境の保全・再生の予測 ・再生後の継続的な利用方法、運用方法の検討 ・猪名川自然環境委員会の指導・助言 検討範囲延長：約 1,000m			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 「生息・生育環境の保全と再生の実施」はもちろん、その「検討」すらが、淀川本川とそれに近いところだけで行われ、それ以外のところでなされないのは不可解である。各河川事務所管内において、重要な地域を早急に選定し、それを公式に検討事項として1年程度のうちに＜具体的な整備内容シート＞に追加記載することを、強く要望する」とともに、「基礎原案に係る具体的な整備内容シートについての意見書」において指摘したにも係らず、琵琶湖とその周辺の河川に関しては、「基礎案に係る具体的な整備内容シート」に記載されておらず、さらに今回の「進捗状況報告書」でも扱われていないことは、極めて遺憾である。直ちに「検討」に入りたい。			

【猪名川部会】

- ① 生育・生息環境の保全と再生の検討で、高田地区、東園田地区の方針が出されている。しかしこれらの場所は自然性の低い猪名川・藻川の中において良好な自然環境・景観が残っている場所である（これらの場所では確認されていない生物が多く含まれている。例えばカワラナデシコ、シルビアシジミ、クロベンケイガニ、オギ群落、ウキヤガラ・マコモ群集、クサヨシーセリ群集など）。これらの場所を保全することは、猪名川の生物多様性を守ることからも評価できる。
- ② 事業対象の3地点がすでに設定されているが、ヒメボタルの新産地が発見され、台風による出水後の環境変化も見られること、外来種の侵入、繁茂が激しく自然性が著しく低下している場所もみられることから対象地点の設定を再検討する必要がある。また各事業地において目標とすべき環境を明確にして、保全・再生の事業を進める必要がある。
- ③ この地区で貴重な動植物が何かを明確に示し、その存続を可能とする環境を維持・改善するための具体的な事業内容を示す必要がある。
- ④ 河川工事等に伴う河床への土砂堆積の問題については、すでに整備計画原案にも記載されているが、その他流域内での農地の圃場整備工事、建設残土等の不法投棄等によっても、土砂が流入堆積し、一次生産者である河床の付着藻類の生育を妨げ、食物連鎖の破壊を招き、河川の生態系に多大な影響を与える事例が他水系でも多く報告されている。このため、本猪名川水系においても河川管理者、流域自治体、本流域委員会で設置が検討されている「河川レンジャー」や地域のNPO等が連携し監視を行い、行政的にも適切な対策を講じていく必要がある。
- ⑤ 現在、堤外の河道内で多くの雑草木等が繁茂している状況が認められ、生態系、治水上の課題の発生や河川景観も損なわれてきている。このため、予め地域の行政・住民等とその河川環境ビジョンにつき協議の上、伐採や外来種除去等の事業を進めて行く必要がある。

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-56	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の検討（東園田地区）	藻川
●基礎原案（具体的な整備内容） 横断方向の河川形状を修復し、水陸移行帯を保全しつつ、再生についても検討する。 ●検討内容 ・現地調査・既存資料による環境把握 ・モニタリング方法の検討 ・保全地区及び再生地区の選定 ・汽水域を保全・再生するための方策の検討 ・住民や住民団体等の意見の反映方法の検討 ・改善後の河川環境の保全・再生の予測 ・環境委員会（仮称）の設置 検討範囲延長：約 600m			
<基礎原案への意見> 生息・生育環境の保全と再生（東園田地区）は、検討および実施するべきである。 環境-55に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-60	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の検討（東園田地区）	藻川
●基礎案（具体的な整備内容） 横断方向の河川形状を修復し、水陸移行帯を保全しつつ、再生についても検討する。 藻川（猪名川）東園田地区 ●検討内容 ・現地調査・既存資料による環境把握 ・モニタリング方法の検討 ・保全地区及び再生地区の選定 ・汽水域を保全・再生するための方策の検討 ・住民や住民団体の意見の反映方法の検討 ・改善後の河川環境の保全・再生の予測 ・再生後の継続的な利用方法、運用方法の検討 ・猪名川自然環境委員会の指導・助言 検討範囲延長：約 600m			
<事業進捗報告への意見> 【猪名川部会】 ① 生育・生息環境の保全と再生の検討で、高田地区、東園田地区の方針が出されている。しかしこれらの場所は自然性の低い猪名川・藻川の中において良好な自然環境・景観が残っている場所である（これらの場所でしか確認されていない生物が多く含まれている。例えばカワラナデシコ、シルビアシジミ、クロベンケイガニ、オギ群落、ウキヤガラマコモ群集、クサヨシーセリ群集など）。これらの場所を保全することは、猪名川の生物多様性を守ることからも評価できる。 ② 事業対象の3地点がすでに設定されているが、ヒメボタルの新産地が発見され、台風による出水後の環境変化も見られること、外来種の侵入、繁茂が激しく自然性が著しく低下している場所もみられることから対象地点の設定を再検討する必要がある。また各事業地において目標とすべき環境を明確にして、保全・再生の事業を進める必要がある。 ③ この地区で貴重な動植物が何かを明確に示し、その存続を可能とする環境を維持・改善するための具体的な事業内容を示す必要がある。			

- ④ 河川工事等に伴う河床への土砂堆積の問題については、すでに整備計画原案にも記載されているが、その他流域内での農地の圃場整備工事、建設残土等の不法投棄等によっても、土砂が流入堆積し、一次生産者である河床の付着藻類の生育を妨げ、食物連鎖の破壊を招き、河川の生態系に多大な影響を与える事例が他水系でも多く報告されている。このため、本猪名川水系においても河川管理者、流域自治体、本流域委員会で設置が検討されている「河川レンジャー」や地域の NPO 等が連携し監視を行い、行政的にも適切な対策を講じていく必要がある。
- ⑤ 現在、堤外の河道内で多くの雑草木等が繁茂している状況が認められ、生態系、治水上の課題の発生や河川景観も損なわれてきている。このため、予め地域の行政・住民等とその河川環境ビジョンにつき協議の上、伐採や外来種除去等の事業を進めて行く必要がある。

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-57	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の検討（北河原地区）	猪名川
●基礎原案（具体的な整備内容） 横断方向の河川形状を修復し、水陸移行帯を保全しつつ、再生についても検討する。 ●検討内容 ・現地調査・既存資料による環境把握 ・モニタリング方法の検討 ・保全地区及び再生地区の選定 ・砂礫河原を保全・再生するための方策の検討 ・住民や住民団体等の意見の反映方法の検討 ・改修後の河川環境の保全・再生の予測 ・環境委員会（仮称）の設置 検討範囲延長：約 800m			
<基礎原案への意見> 生息・生育環境の保全と再生（北河原地区）は、検討および実施するべきである。 環境-55 に同じ また、エノキなどを残し、外来種のニセアカシアを伐採するなどの検討が必要である。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-61	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の検討（北河原地区）	猪名川
●基礎案（具体的な整備内容） 横断方向の河川形状を修復し、水陸移行帯を保全しつつ、再生についても検討する。 猪名川 北河原地区 ●検討内容 ・現地調査・既存資料による環境把握 ・モニタリング方法の検討 ・保全地区及び再生地区の選定 ・砂礫河原を保全・再生するための方策の検討 ・住民・住民団体の意見の反映方法の検討 ・改修後の河川環境の保全・再生の予測 ・再生後の継続的な利用方法、運用方法の検討 ・猪名川自然環境委員会の指導・助言 検討範囲 延長： 約 800m			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 「生息・成育環境の保全と再生の実施」はもちろん、その「検討」すらが、淀川本川とそれに近いところだけで行われ、それ以外のところでなされないのは不可解である。各河川事務所管内において、重要な地域を早急に選定し、それを公式に検討事項として1年程度のうちに＜具体的な整備内容シート＞に追加記載することを、強く要望する」とともに、「基礎原案に係る具体的な整備内容シートについての意見書」において指摘したにも係らず、琵琶湖とその周辺の河川に関しては、「基礎案に係る具体的な整備内容シート」に記載されておらず、さらに今回の「進捗状況報告書」でも扱われていないことは、極めて遺憾である。直ちに「検討」に入りたい。 【猪名川部会】 ① 生育・生息環境の保全と再生の検討で、高田地区、東園田地区の方針が出されている。しかしこれらの場所は自然性の低い猪名川・藻川の中において良好な自然環境・景観が残っている場所である（これ			

らの場所でしか確認されていない生物が多く含まれている。例えばカワラナデシコ、シルビアシジミ、クロベンケイガニ、オギ群落、ウキヤガラマコモ群集、クサヨシーセリ群集など）。これらの場所を保全することは、猪名川の生物多様性を守ることからも評価できる。

- ② 事業対象の3地点がすでに設定されているが、ヒメボタルの新産地が発見され、台風による出水後の環境変化も見られること、外来種の侵入、繁茂が激しく自然性が著しく低下している場所もみられることから対象地点の設定を再検討する必要がある。また各事業地において目標とすべき環境を明確にして、保全・再生の事業内容を示す必要がある。
- ③ この地区で貴重な動植物が何かを明確に示し、その存続を可能とする環境を維持・改善するための具体的な事業内容が示される必要がある。
- ④ 河川工事等に伴う河床への土砂堆積の問題については、すでに整備計画原案にも記載されているが、その他流域内での農地の圃場整備工事、建設残土等の不法投棄等によっても、土砂が流入堆積し、一次生産者である河床の付着藻類の生育を妨げ、食物連鎖の破壊を招き、河川の生態系に多大な影響を与える事例が他水系でも多く報告されている。このため、本猪名川水系においても河川管理者、流域自治体、本流域委員会で設置が検討されている「河川レンジャー」や地域のNPO等が連携し監視を行い、行政的にも適切な対策を講じていく必要がある。
- ⑤ 現在、堤外の河道内で多くの雑草木等が繁茂している状況が認められ、生態系、治水上の課題の発生や河川景観も損なわれてきている。このため、予め地域の行政・住民等とその河川環境ビジョンにつき協議の上、伐採や外来種除去等の事業を進めて行く必要がある。

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-58	5.2.6	支川や水路を含めた構造の改善等に向けて、関係機関と連携	-
●基礎原案(具体的な整備内容) 生物の生息・生育環境の保全・再生に向けた取り組みが必要であることから、支川や水路を含めた構造の改善等に向けて、関係機関等と連携する。 ●検討内容 ・モニタリング方法の検討 ・縦断方向の連続性を確保する構造の検討 ・住民意見の反映方法の検討 ・改修後の河川環境の予測 ・関係機関との連携			
<基礎原案への意見> 支川や水路を含めた構造の改善等に向けて、関係機関と連携することは、概ね適切である。 事業の検討にあたっては下記事項に努めるべきである。 ・農業用水路などについては農水省や自治体の関係部局と調整すること ・住民の利便性と環境保護とが相反する事業については、可能な限り住民意見を反映すること ・検討結果は公開すること なお、事業実施の場所の選定については、流域全体の連続性を考慮し事業効果の高い場所を選定するべきである。例えば、猪名川については、川西市文化会館周辺が非常に良好な水辺の自然景観を呈しており、構造改善の対象として検討が望ましい。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-62	5.2.6	支川や水路を含めた構造の改善等に向けて、関係機関と連携	-
●基礎案（具体的な整備内容） 生物の生息・生育環境の保全・再生に向けた取り組みが必要であることから、支川や水路を含めた構造の改善等に向けて、関係機関等と連携する。 ●検討内容 ・モニタリング方法の検討 ・縦断方向の連続性を確保する構造の検討 ・住民意見の反映方法の検討 ・改修後の河川環境の予測 ・関係機関との連携			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 「整備計画進捗状況報告」においては、「琵琶湖・陸域連続性回復協議会（仮称）の設立」「具体的な調査箇所を検討」とのみあるが、この点については「環境-28」について点検したような不備がある。同項を参照のこと。 【猪名川部会】 この部分を具体的な整備内容として取り上げたことは評価するが、具体性に乏しく、基礎原案に対する意見書にも示したように、流域全体の連続性を考慮し、事業効果の高い場所を選定し、連携すべき関係機関も含め具体的なモデルを示すことが必要である。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-59	5.2.6	外来種対策の推進	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) 関係機関等と連携を行い、対策を推進する。 ●実施内容 ・淀川城北わんどイタセンパラ協議会 ・普及啓発運動の実施 ・関係機関との連携の実施 ・近畿地方イタセンパラ保護増殖事業機構連絡会議 ・連絡会議の定期運営			
<基礎原案への意見> 外来種対策の推進および駆除方法を含めた検討は、早期に行うべきである。 事業の推進にあたっては、下記事項に配慮する必要がある。 ・法制化して淀川流域全体で外来魚の放流を禁止するなどの規制方法 ・生態系に悪影響を及ぼす侵略的外来種とそうでない外来種の区別 また、駆除方法の検討にあたっては、河川管理者が主体的、主導的に行うことを期待する。この問題は長期的な検討が必要であるが、4年程度で中間評価し、それを公表するべきである。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-63	5.2.6	外来種対策の推進	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） 関係機関等と連携を行い、対策を推進する。 ●実施内容 ・淀川城北わんどイタセンパラ協議会 ・普及啓発運動の実施 ・関係機関との連携の実施 ・近畿地方イタセンパラ保護増殖事業連絡会議 ・連絡会議で関係機関との連携			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
基礎原案に項目なし			
●基礎原案(具体的な整備内容)			
<基礎原案への意見>			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-64	5.2.6	外来種対策の推進	猪名川
●基礎案（具体的な整備内容） 外来種の減少に向けた取り組みが必要であることから、外来種の駆除方法等について検討し、関係機関や住民及び住民団体等と連携しながら外来種対策を実施する。 ●検討内容 ・外来種の生息・生育範囲の実態把握 ・駆除の対象を選定及び駆除方法の検討・試行 ・猪名川自然環境委員会の指導・助言			
<事業進捗報告への意見>			
【猪名川部会】 ① 外来種（植物）率日本一の猪名川として外来種対策は特に重要である。アレチウリ対策として発芽状況の調査や市民参画による除去作業等は評価できる。 ② ニセアカシア、トウネズミモチなどの外来樹木については現在調査中と考えられるが、猪名川自然環境委員会の助言（外来種対策については速やかに実行する）も得ていることから早期に伐採・除去する必要がある。特にトウネズミモチは果実をつけていることから放置することによってさらに果実が散布されることになり、分布が拡大するので早期の伐採が必要である。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-60	5.2.6	外来種対策について駆除方法を含めた検討	琵琶湖流入河川・瀬田川
●基礎原案(具体的な整備内容) 外来種の減少に向けた取り組みが必要であることから、外来種の駆除方法等について検討し、関係機関や住民及び住民団体等と連携しながら外来種対策を実施する。 ●検討内容 ・整備内容に基づく各種調査結果の外来種を中心とした再整理の実施 ・外来種駆除方法の検討			
<基礎原案への意見> 外来種対策の推進および駆除方法を含めた検討は、早期に行うべきである。 環境-59 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-65	5.2.6	外来種対策について駆除方法を含めた検討	琵琶湖流入河川・瀬田川
●基礎案（具体的な整備内容） 外来種の減少に向けた取り組みが必要であることから、外来種の駆除方法等について検討し、関係機関や住民及び住民団体等と連携しながら外来種対策を実施する。 ●検討内容 ・整備内容に基づく各種調査結果の外来種を中心とした再整理の実施 ・外来種駆除方法の検討			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 「整備計画進捗状況報告」においては、「滋賀県との連携」のほかには、「文献調査」が挙げられているのみであり、またその内容も、またその結果いかなる対策を立てるかについての予備的な論議も、全く明示されておらず、これでは「整備計画進捗状況報告」にはならない。検討の結果を、早急に明らかにすべきである。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-61	5.2.7	周辺景観との調和に関する検討、河川景観の観点から助言	淀川・琵琶湖
●基礎原案(具体的な整備内容) 新設・改築する施設については、周辺景観との調和に関して検討するとともに、淀川は大阪府景観条例に基づく「景観形成地域」の指定を受けている。滋賀県においては「ふるさと滋賀県の風景を守り育てる条例」が定められている。また淀川では関係市町である大阪市の「みずの軸」や高槻市、寝屋川市、島本町等、猪名川においても川西市が景観形成の方向性をそれぞれ定めている。このため、関係市町と連携して河川管理者以外が実施する構造物等の許認可に際しては河川景観の観点から指導・助言を行う。 ●検討内容 ・関係機関との連携・協力の実施 ・景観の重要性についての普及啓発の実施 ・効果的な景観形成の指導			
<基礎原案への意見> 周辺景観との調和に関する検討は、河川景観の観点から積極的に検討・実施するべきである。 河川管理施設の景観形成の方向性についての検討は、積極的に推進するべきであり、河川景観の保全・創造については、下記事項に配慮することが必要である。 ・堤内から眺める景観の重視 ・堤外から眺める景観の保全 ・環境美化という発想ではなく、本来の自然生態系の構成要素にふさわしい環境整備 ・河辺に生物にとってのランドマークとしての高木や、休息場所、隠れ家になる河畔林や樹林帯の保護 また、高規格堤防の整備に際しては、景観上、下記事項に配慮することが必要である。 ・高層建築物の連続配置による河川景観の悪化 ・河川からの風通しの確保による都市のヒートアイランド現象の緩和効果 なお、周辺景観との調和に関する検討は琵琶湖・淀川以外の地域（例えば都市化の進んだ猪名川）でも積極的に行うことが必要である。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-66	5.2.7	周辺景観との調和に関する検討、河川景観の観点から助言	淀川・琵琶湖
●基礎案（具体的な整備内容） 新設・改築する施設等については、周辺景観との調和に関して検討する。検討にあたっては、自然公園法等の法律や条例に基づき景観保全措置を行っている関係自治体と連携する。なお、河川管理者以外が設置する構造物等の許認可に際しては、関係自治体と連携し、河川景観の観点から指導・助言を行う。 ●検討内容 ・周辺景観との調和のあり方 ・景観形成の意義に関する普及啓発 ●実施内容 ・検討をふまえた事業等の実施 ・許認可に際した景観形成の指導・助言			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 「湖岸全周にわたっての環境情報図の作成」とあるのみで、その結果もまた、それに基づいて何を検討するのかが、全く示されておらず、これでは進捗状況を示したことにはならない。早急に、結果等を明らかにされたい。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-62	5.2.7	ダム湖斜面の裸地対策を検討	天ヶ瀬ダム・高山ダム・一庫ダム
●基礎原案(具体的な整備内容) ダム貯水池の法面における水位変動域の裸地対策としての緑化について検討するとともに、その結果を踏まえて試験施工を実施する。 天ヶ瀬ダム、高山ダム、一庫ダム ●検討内容 ・永続的な緑化対策などの効果的な裸地対策 ・経済性、緑化対策にあたっては地域にあった品種の考慮 ・水質など周辺環境への影響			
<基礎原案への意見> ダム湖法面の裸地対策の検討は、慎重に進めるべきである。 水位変動幅の大きい高山ダムなどの法面の裸地緑化については、植生の安定的繁茂が困難と考えられる。法面の崩壊防止を目的とする場合は代替案を検討するべきである。美観上の観点のみからの施工は不要とする意見もあるので、対策事業の必要性と効果について十分な説得力を持たせるべきである。 実施するとしても品種選定は外来種を用いるべきではない。これまでの試験実施の結果の検証・公表と、それらの情報に基づく冷静な検討が必要である。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-67	5.2.7	ダム湖斜面の裸地対策を検討	天ヶ瀬ダム・高山ダム・一庫ダム
●基礎案（具体的な整備内容） ダム貯水池の斜面における水位変動域の裸地対策としての緑化について検討するとともに、その結果を踏まえて試験施工を実施する。 天ヶ瀬ダム、高山ダム、一庫ダム ●検討内容 ・永続的な緑化対策などの効果的な裸地対策 ・経済性、緑化対策にあたっては地域にあった品種の考慮 ・水質など周辺環境への影響			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 琵琶湖に流入する河川を含め、直轄でない河川部分における既設ダムについても、さまざまな対策を検討することが必要である。「提言」「意見書」の主旨を活かし、早急に検討に入りたい。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-63	5.2.8	生物に配慮した護岸工法の採用	事例河川
●基礎原案(具体的な整備内容) (事例) ・生物に配慮した護岸工法の採用する。 <基礎原案への意見> 生物に配慮した護岸工法の採用は、望ましい方向であり、生息・生育に適した緩傾斜護岸を基本とし、横断方向の連続性の確保に配慮したものを実施するべきである。 護岸工事の設計にあたっては、下記事項に配慮する必要がある。 ・事前に設計者自身が現場に赴き、自然環境の原状をよく把握する。 ・地域の学識経験者から過去の履歴を聴き自然回復をはかる。 ・堤防は生物の生息・生育に適した形態の緩傾斜護岸を採用することを基本とし、低水護岸は他に方法がなくどうしても必要な場合にのみ施工することを原則とする。 なお、施工にあたっては、環境に配慮して行われなければならないことはいうまでもない。整備内容シートに示されている、宇治川のナカセコカワユナノ生息地における河川整備の事例は、大臣管理区域内か否かに関わらず同様に実施されたい。ただし、特定の種だけを保全するのではなく、生態系全体の構造を把握し、その回復をめざすべきである。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-68	5.2.8	生物に配慮した護岸工法の採用	事例河川
●基礎案 (具体的な整備内容) ・生物に配慮した工法を採用する。 <事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 「捨て石の設置」「河川環境の保全・再生を図る護岸工法を採用」とあるのみで、その結果が示されておらず、これでは進捗状況を示したことにはならない。早急に、結果等を明らかにされたい。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-64	5.2.8	植物の結実時期を考慮した施行	事例河川
●基礎原案(具体的な整備内容) (事例) 植物の結実期等に配慮する。			
<基礎原案への意見> 植物の結実時期を考慮した施行は概ね適切である。 植物の結実時期を考慮した施行をはじめとする生物の生息・生育環境への影響を少なくするような対策については、事例を積み重ねることが望まれる。 なお、事例に示された花の群生地などについては、地域住民の関心も高いため、効果的な広報を行うことで、住民との協働による維持管理へと結びつけることも検討されたい。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-69	5.2.8	植物の結実時期を考慮した施行	事例河川
●基礎案 (具体的な整備内容) 植物の結実期等に配慮する。			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 「既存施設の損傷度合を考慮しながら試行時期を考慮」とあるのみであり、これでは進捗状況を示したことにはならない。結果を早急に明示されたい。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-65	5.2.8	現況の植生を考慮した必要最小限の工事用道路の設置	事例河川
●基礎原案(具体的な整備内容) 現況の植生を考慮して必要最小限の道路幅、ルートとなる工事用道路を設置する。			
<基礎原案への意見> 現況の植生を考慮した必要最小限の工事用道路の設置は、概ね適切である。 環境・利用や生態系に十分配慮しつつ実施することが望まれる。事例に示された現場への配慮は概ね適切であり、事例を積み上げることが望まれる。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-70	5.2.8	現況の植生を考慮した必要最小限の工事用道路の設置	事例河川
●基礎案(具体的な整備内容) 現況の植生を考慮して必要最小限の道路幅、ルートとなる工事用道路を設置する。			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 「草津川の工事用道路」を「事業完了後撤去予定」は良いが、「既存施設との整合性を図り植生に配慮した施工」というのでは、何をどのようにするのが全く判らず、これでは進捗状況を示したことにはならない。結果と考察、さらにはそれに基づいて何をなすのかを早急に明示されたい。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-66	5.2.8	工事中濁水の生物水域への流入防止	事例河川
●基礎原案(具体的な整備内容) 工事中の濁水については、生物の生息・生育に影響を与えないよう、濁水防止等の措置を実施する。			
<基礎原案への意見> 工事中の濁水の生物水域への流入防止は、実施する必要がある。 事業実施に際しては、下記事項に配慮が必要である。 ・全川的に実施し、改良を重ねて、実効性を確保すること ・濁水から溶出する成分について、その実態把握と対策をはかること ・生態系に十分考慮すること			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-71	5.2.8	工事中濁水の生物水域への流入防止	事例河川
●基礎案（具体的な整備内容） 工事中の濁水については、生物の生息・生育に影響を与えないよう、濁水防止等の措置を実施する。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-67	5.2.8	振動や騒音を最小限に押さえる施工機械の使用	淀川・宇治川・桂川・木津川
●基礎原案(具体的な整備内容) 工事中の振動や騒音等を最小限に抑える施工機械を使用する。			
<基礎原案への意見> 振動や騒音を最小限に押さえる施工機械の使用は、概ね適切である。 低環境負荷型の施工機械は、積極的に導入する必要がある。工事にあたっては、環境・利用や生態系に十分配慮しつつ実施することが望まれる。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-72	5.2.8	振動や騒音を最小限に押さえる施工機械の使用	淀川・宇治川・桂川・木津川
●基礎案（具体的な整備内容） 工事中の振動や騒音等を最小限に抑える施工機械を使用する。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-68	5.2.8	土砂輸送手段検討	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・土砂輸送手段として、舟運と緊急用河川敷道路の活用を検討する。 ●検討内容 舟運と緊急用河川敷道路の活用による、河川工事にかかる築堤盛土材等の運搬の可能性について検討する。 ・コスト面 ・周辺環境面（渋滞緩和面） ・地球環境面（CO₂）			
<基礎原案への意見> 土砂輸送手段の検討は、概ね適切である。 土砂輸送手段として、舟運の併用は河川利用が可能な場所で、長期にわたる工事では好ましい。水上輸送による船着場の仮設や舟の往来による生物への影響を考慮するべきである。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-73	5.2.8	土砂輸送手段検討	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） ・土砂輸送手段として、舟運と緊急用河川敷道路の活用を検討する。 ●検討内容 舟運と緊急用河川敷道路の活用による、河川工事にかかる築堤盛土材等の運搬の可能性について検討する。 ・コスト面 ・周辺環境面（渋滞緩和面） ・地球環境面（CO₂）			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-69	5.2.8	淀川土砂仮置場堤内地への確保	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤外地における土砂仮置き場面積を縮小するため、土砂仮置場は堤内地に確保するよう努める。			
<基礎原案への意見> 淀川土砂仮置き場の堤内地への確保と面積の縮小は、概ね適切である。 環境・利用や生態系に十分配慮しつつ実施することが望まれる。仮置き場の確保にあたっては周辺の環境劣化のないよう配慮が必要である。また、仮置土除去後の環境回復モニタリングを検討することが望ましい。			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-74	5.2.8	淀川土砂仮置場堤内地への確保	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） ・堤外地における土砂仮置き場面積を縮小するため、土砂仮置場は堤内地に確保するよう努める。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
環境-70	5.2.8	淀川土砂仮置場面積の縮小	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・工事資材等の仮置き場所は必要最低限の面積に縮小する。			
<基礎原案への意見> 環境-69 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
環境-75	5.2.8	淀川土砂仮置場面積の縮小	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） ・工事資材等の仮置場所は必要最低限の面積に縮小する。 ●検討内容 ・土砂利用計画を立てて適切に調整を図る。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

治水

【治水・防災】

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-1	5.3.1	水害に強い地域づくり協議会（仮称）	淀川流域
●基礎原案（具体的な整備内容） 河川管理者と住民及び自治体等で構成される「水害に強い地域づくり協議会（仮称）」を設置し、関係機関並びに施設管理者や住民などが連携して下記の１）から３）の項目について検討・実施する。 ●検討・実施内容 １）自分で守る（情報伝達、避難体制整備） ２）みんなで守る（水防活動、河川管理施設の運用） ３）地域で守る（街づくり、地域整備）			
<基礎原案への意見> 早急に「水害に強い地域づくり協議会（仮称）」準備会議を設置して、協議会の目的・組織・構成員などについて検討し、早期に発足させる必要がある。 事業の実施に際しては、下記事項に配慮することが必要である。 ・どのような洪水にも対応できるための流域対応を充実させる。 ・上記協議会を設置し、防災機関（組織）と住民（個人）の連携の強化をはかる。 ・協議会の対象範囲を大臣管理区間以外に積極的に拡大する。 ・情報公開 ・既存組織との連携			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-1	5.3.1	水害に強い地域づくり協議会（仮称）	淀川流域
●基礎案（具体的な整備内容） 河川管理者と住民・住民団体、自治体等で構成される「水害に強い地域づくり協議会（仮称）」を設置し、関係者が連携して下記の１）から３）の項目について検討・実施する。 ・検討・実施内容 １）自分で守る（情報伝達、避難体制整備） ２）みんなで守る（水防活動、河川管理施設の運用） ３）地域で守る（街づくり、地域整備）			
<進捗状況 詳細報告> 調査・検討 ■実施内容 大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市を対象として、専門的な学識経験等に基づく助言を頂きながら、琵琶湖沿岸及び野洲川の洪水被害の回避・軽減を目指し、流域の住民自らが被害を回避・軽減できるような各種の流域対策について、直轄河川の管理者であり瀬田川洗堰の操作により琵琶湖の水位管理を行っている琵琶湖河川事務所と、琵琶湖を管理する滋賀県が共同で協議会を設立（平成16年8月3日）。 ●設置のイメージと流れ （略） ●進捗状況 （略）			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 滋賀県との共同で、協議会が設立したことは、取り敢えず評価できる。ただし、発足後どのようなことが検討されているのかを広く周知するべきである。 「検討内容は、主に地域整備の視点からの被害軽減であり、学識者＋行政のみの構成としている」とあるが、住民との連携が不可欠である。 また、最も重要な点は、「河道内対策であらゆる洪水を防ぐことは、全く不可能である」ことを、住民にいかに関心を持って貰うかということにある。2000年の河川審議会部会答申や、「土砂災害防止法」などにおいて、そのことは大きく言明されているにもかかわらず、多くの住民が未だにダムによ			

る洪水防御や堤防の安全性を過信していると思われることには、「河川管理者」がそのことを明白にすることをためらっている点にも大きく関係している。「河川管理者」は今回勇気をもって、洪水対策の実情を住民に説明する義務があるが、このような協議会において、それは最初に行われ、委員はそれを自分のこととして了解したのかどうか。その点も明示されたい。

【淀川部会】

「水害に強い地域づくり協議会」の考え方は、当委員会が意見書においてその設置の必要性とその組織の中味の早期検討を提案したものであるが、河川管理者はこの提案を参考に、16年1月には木津川右岸・宇治川左岸地区（4市4町）において、9月には木津川左岸地区（2市2町）において「首長会議」および「行政WG」をそれぞれ1回ずつ開催し、「地域の現状と課題」や、「協議会設置についての認識」などについて意見交換に取り組まれた。このことは、淀川水系流域委員会（以下、委員会と言う）が新たな治水方策について提案したソフト事業から、有効と思われる施策は、河川整備計画の策定を待たずとも出来ることからどんどんやって行く、関連自治体と共同で協議会を設立したことは河川管理者の積極的な姿勢の現れであり、この意欲的なチャレンジは取りあえず評価される。これらの会議での議論や発言を見ると、すでに地先におけるさまざまな課題や問題点が生々しく語られ今後、何をどのようにすべきかと言う具体的な方向性が見えているといえるのではないかと考えられる。

しかし、現段階では、未だ市町村行政との意見交換レベルであり、今後はできるだけ速やかに、住民・住民団体によって構成する「住民会議」を立ち上げ、諸行政機関との連携のしくみを整えることが重要である。

「住民会議」の立ち上げについては、これまでのような行政主導で、既成の水防団・消防団・町内会・自治会などを利用したトップダウン方式ではなく、これら既存のネットワークを視野に置き、活用しつつも、その枠組みにとらわれることなく、「いざと言うとき」に、まず人命（特に災害弱者）だけを優先的に避難・救助できる実際的かつ機能的な仕組みと、日ごろからの地域の「近所づきあい」とも言うべき近隣関係をベースにした防災のしくみを構築することを念頭に置いて取り組むべきである。

これを実現する方策としては、委員会の提言により河川管理者が流域各地で鋭意実施してきた「ファシリテータを置いた対話集会」の手法とノウハウを十二分に活用すべきである。この「対話集会」の中で、その地域がどのような治水レベルにあるのか、その地域では過去にどのような災害があったのか、などの情報を徹底して公開するとともに、「堤防は切れるものだ」という実状を実感してもらうための現地見学や映像を含む情報提供、最近の水害被災者の報告と意見交換なども実施し、そのような一連のプロセスの中から（河川レンジャー候補の掘り起こしも意識しつつ）一定の地先で安全確保のリーダーとなれる人材やグループを見出し、あるいは形成する試みを実施することが必要である。

また、「住民会議」は大きな組織で画一的に行うのではなく、小さな単位で、地域の住民が参加しやすく、身近な学習会のような形で積み重ねることにより、一人でも多くの地域住民が関心を持つことができるようにする工夫も必要である。

【猪名川部会】

猪名川においては、すでに「猪名川流域総合治水対策協議会」が存在するが、これに「水害に強い地域づくり協議会」を兼務させるとの河川管理者の判断は、流域対応の緊急性から妥当である。ただし「猪名川流域治水対策協議会」は、現状では従来の河川整備の域を出ていないので、流域住民の理解と協力、協働・連携のもとに活動を推進するとともに、新たな河川整備としては、土地利用の規制・誘導、建築物耐水化、流域内保水機能、貯留機能の強化などを積極的に進めるべきであり、今後の進捗に期待する。

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-2	5.3.1	自分で守る（情報伝達、避難体制整備）	淀川流域
●基礎原案（具体的な整備内容） 下記の項目について検討・実施する。 ①意識の啓発 ②情報提供 ③住民やマスメディア等への洪水情報提供 ④浸水実績表示 ⑤浸水想定表示 ⑥避難誘導等体制の整備 ⑦避難訓練等 ⑧情報伝達体制等の基盤整備			
<基礎原案への意見> 早急に「自分で守る」部会について検討し、早期に設置する必要がある。 「自分で守る」は、住民の責任と義務を明確にした点で意義が大きい。早期に検討し実施することが求められる。ただし、住民が災害時に適切な行動をとれるためには、とくに下記事項に配慮することが必要である。 ・平常時からの判断力を高める効果的な訓練 ・住民の判断のための適切な情報（質と量）の迅速な提供 ・一方向でなく、住民からの情報をも収集する双方向的なシステムの構築 ・都市計画部局や建設部局に加え市民関係部局の積極的関与 ・画一的でない地域の特性を反映したハザードマップの作成			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-2	5.3.1	自分で守る（情報伝達、避難体制整備）	淀川流域
●基礎案（具体的な整備内容） 下記の項目について検討・実施する。 ①意識の啓発 ②情報提供 ③住民やマスメディア等への洪水情報提供及び収集 ④浸水実績表示 ⑤浸水想定表示 ⑥避難誘導等体制の整備 ⑦避難訓練等 ⑧情報伝達体制等の基盤整備			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 「基礎案に係る具体的な整備内容シート」において、「浸水想定区域からの住宅移転」をも含め、「市街化抑制」が謳われていることは、先の「意見書」においても高く評価したところである。したがって、県、市町村等との連携の内容なども含めてその検討の結果などをも、充分詳細に明らかにすべきである。 【猪名川部会】 ①意識の啓発 ②情報提供 ③住民やマスメディア等への洪水情報提供および収集の項目において、意見書を反映し積極的な取り組みの姿勢が見られ、評価する。とくに「河川情報や浸水情報を住民やマスメディアから収集する」として、住民との連携、情報の共有へ踏み込んだ点については、今後の実践へ期待する。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-3	5.3.1	みんなで守る（水防活動、河川管理施設の運用）	淀川水系
●基礎原案（具体的な整備内容） ①水防活動への支援方策 ②防災機関との連携 ○水防警報・洪水予報 ③広域防災施設整備対策 ○防災ステーション ④災害対策用車両の搬入路等の整備 ⑤非常用資器材の備蓄 ○洪水時の堤防破堤対策や法面補強等への迅速な対応が可能なよう非常用資器材を備蓄 ○桜づつみモデル事業 ⑥排水機場運用の検討			
<基礎原案への意見> 早急に「みんなで守る」部会について検討し、早期に設置する必要がある。 「みんなで守る」は「防災機関（組織）が主役」となるものであり、整備内容シートに示された施策はいずれも概ね適切であるが、災害時の活動をより効果的にするには下記事項に配慮することが必要である。 ・水防団、水防予警報、防災ステーションの積極的活用 ・自主防災組織のような住民側の活動の位置付け ・既存水防団の再編、強化 なお、「桜づつみモデル事業」については、「水防活動用の土砂の備蓄」と「河川環境整備」のいずれを主体と見るかによるが、「みんなで守る」の表題には相応しくない。備蓄された土砂を利用して「河川環境整備」をするのが主体であれば、事業に対する住民の共感を得られない恐れがある。			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-3	5.3.1	みんなで守る（水防活動、河川管理施設の運用）	淀川水系
●基礎案（具体的な整備内容） ①水防団との連絡会において、課題を踏まえた支援の方策等について検討する ②地域の住民が自発的に、水防活動、救出・救護、集団避難、給水・給食、避難訓練、住民の所在確認などの防災活動を行う自主防災組織の活性化を支援する ③防災機関との連携 ○水防団、自治体、関係機関、住民・住民団体と連携して水防訓練を実施する ○水防警報・洪水予報 ④広域防災施設整備対策 ○防災ステーションの整備 ⑤災害対策用車両の搬入路等の整備 ⑥非常用資器材の備蓄 ○洪水時の堤防破堤対策や法面補強等への迅速な対応が可能なよう非常用資器材を備蓄 ○桜づつみモデル事業 ⑦排水機場運用の検討 ○洪水時の排水機場からの排水については、運転停止も含めた調全体制を検討する。猪名川においては、運転調整を検討するための「猪名川排水ポンプ場運転調整連絡協議会」準備会を開催している			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 「基礎案に係る具体的な整備内容シート」において、「浸水想定区域からの住宅移転」をも含め、			

「市街化抑制」が謳われていることは、先の「意見書」においても高く評価したところである。したがって、県、市町村等との連携の内容なども含めてその検討の結果などをも、充分詳細に明らかにすべきである。

【猪名川部会】

②防災機関との連携

意見書を反映し、地域住民の自主防災活動への支援、連携に踏み込んだ点を評価し、今後の取り組みに期待する。また、来るべき超高齢化社会に向け、自治体、福祉事業者、医療関係者などとも情報の共有、連携を進めるべきである。

⑦排水機場の運用の検討

「猪名川流域総合治水協議会」において「猪名川排水ポンプ場運転調整連絡に係る専門部会」の設立を決議したことは評価できる。しかし、ポンプ排水調整による影響は決して軽微ではなく、越水しても破堤しない堤防強化を急ぐべきである。一方内水被害の予測される地域については、移転も含めた土地利用の規制・誘導、建築物の耐水化などの流域対応を積極的に進め、被害の軽減を図るべきである。

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-4	5.3.1	地域で守る（街づくり、地域整備）	淀川水系
●基礎原案（具体的な整備内容） ①土地利用の規制・誘導 氾濫原における土地利用規制や移転促進方策について自治体の検討を支援する。 ②建築物耐水化 水道や電気等のライフライン施設や重要公共施設の耐水化について、各管理者を支援する。 ③流域内保水機能、貯留機能強化 ○保水機能の保全 森林等の保水機能の保全、新規及び既開発地の保水機能保全対策（調整池、貯留施設、浸透施設）について検討を支援する。 ○貯留機能の強化 河川への流出量を抑制するために、遊水地等の貯留施設の設置について検討する。公共施設における地下貯留施設の設置等について検討を支援する。 ○都市計画との調整 従来の都市計画法などの開発指導のみならず、地域の特性にあわせた規模、形態の貯留施設を設置する等、民間管理施設の貯留機能の担保についての検討を支援する。			
<基礎原案への意見> 早急に「地域で守る」部会について検討し、早期に設置する必要がある。 「地域で守る」を実現するには都市計画との連携が必要である。具体策として、①土地利用の規制・誘導、②建築物耐水化、③流域内保水機能・貯留機能強化が示され、とくに①を前面に打ち出したことを高く評価する。 また、都市近郊に残された農地・ため池・休耕田等については、下記事項について検討する必要がある。 ・雨水浸透能力および貯留能力の精査 ・現況の浸透・貯留能力を維持する方策 ・流域全体の治水・利水双方の安全度を高めるきめ細かな施策 （例：家庭における雨水マス、公共施設における貯留機能の整備等） なお、提言に示したように、長期的には下記事項も検討することが望ましい。 ・「氾濫の制御」すなわち被害軽減のための氾濫箇所の設定 ・「氾濫水の制御」すなわち連続構造物（道路や鉄道）を、二線堤あるいは輪中堤として利用することによる氾濫水封じ込めや拡大の遅延			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-4	5.3.1	地域で守る（街づくり、地域整備）	淀川水系
●基礎案（具体的な整備内容） ①土地利用の規制・誘導 氾濫原における氾濫特性等を踏まえた土地利用規制や移転促進方策について自治体の検討を支援する。 ②建築物耐水化 水道や電気等のライフライン施設や重要公共施設の耐水化について、各管理者を支援する。 ③流域内保水機能、貯留機能強化 ○保水機能の保全 森林等の保水機能の保全、新規及び既開発地の保水機能保全対策（調整池、貯留施設、浸透施設）について、自治体の検討を支援する。 ○貯留機能の強化 河川への流出量を抑制するために、遊水地等の貯留施設の設置について検討する。公共施設における地下貯留施設の設置や家庭における雨水マス設置等について、自治体の検討を支援する。 ○都市計画との調整 従来の都市計画法などの開発指導のみならず、地域の特性にあわせた規模、形態の貯留施設を設置する等、民間管理施設の貯留機能の担保についての、自治体の検討を支援する。			

＜事業進捗報告への意見＞

【琵琶湖部会】

「基礎案に係る具体的な整備内容シート」において、「浸水想定区域からの住宅移転」をも含め、「市街化抑制」が謳われていることは、先の「意見書」においても高く評価したところである。したがって、県、市町村等との連携の内容なども含めてその検討の結果などをも、充分詳細に明らかにすべきである。

【猪名川部会】

意見書を踏まえ「氾濫特性等を踏まえた土地利用規制」としたことは評価できる。自治体の支援にとどまらず、積極的な働きかけが望まれる。一方、「貯留機能の強化」策に示された「雨水マス設置等」は、個々の効果は小さいものの、全戸で実施されれば一定の効果が期待され、住民の水害への意識を高める観点からも、住民自身の自主性により尊重されることを期待する。意見書を踏まえ、自治体に対する働きかけを含め、「水害に強い町づくり」を目指し積極的な取り組みを期待する。

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-5	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・高規格堤防 現在、高規格堤防を整備中の点野、新町、江川、牧野北地区は、完成を目指し、継続して実施する。関係行政機関と調整中の大庭地区については早期に事業着手を目指す。 さらに、まちづくり計画との調整が図られた箇所から随時整備していくが、淀川下流左岸区間は、重点的实施に向け、積極的に調整を進める。 なお、整備にあたっては、淀川沿川整備協議会（既存組織）や施設管理者、住民と連携して、まちづくりとの一体整備の調整を図る。 住民、関係行政機関と調整中の津之江地区については、調整後、実施する。			
<基礎原案への意見> 「淀川高規格堤防整備事業について、整備中の事業を継続実施し、調整中の事業の着手をめざし、淀川下流左岸区間では重点実施に向けて積極的に調整する」という事業は、いずれも概ね適切であるが、長期的には淀川流域全体を視野に入れた検討が必要である。実施に際しては、土取場での環境破壊や土に含まれる汚染物質・生物への注意などが必要である。 高規格堤防は、破堤しにくいという機能面では優れているが、事業実施に際しては下記の問題があることに注意する必要がある。 ・街づくりと一体となって実施する必要があるため、連続堤としての完成に時間がかかること。 ・堤防の単位長当たりの費用がきわめて高いこと。 ・大量の土が使われることによる、土取場での環境破壊や土に含まれる汚染物質、生物への注意 ・堤防沿いに高層建物が連立する場合は、堤外側からの眺望が遮断される。等			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-5	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川
●基礎案（具体的な整備内容） ・高規格堤防 高規格堤防はまちづくり計画と調整を図ることができた箇所から随時整備していくが、淀川下流左岸区間は、重点的实施に向け、積極的に調整を進める。 なお、整備にあたっては、淀川沿川整備協議会（既存組織）や施設管理者、住民と連携して、まちづくりとの一体整備の調整を図る。 現在、高規格堤防を整備中の高見、大庭、点野、新町、江川、牧野北地区は、完成を目指し、継続して実施する。 関係行政機関と調整中の海老江地区は早期に事業着手を目指す。津之江地区の調整済の箇所については、継続して実施する。 なお、他の箇所については、住民及び関係行政機関と調整後、実施する。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-6-1 ～6-5	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・高規格堤防 現在、高規格堤防を整備中の各地区は、完成を目指し、継続して実施する。 治水-6-1 点野地区 治水-6-2 新町地区 治水-6-3 江川地区 治水-6-4 牧野北町地区 関係行政機関と調整中の下記地区は、早急に事業着手を目指す。 治水-6-5 大庭地区			
<基礎原案への意見> 治水-5 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-7-1	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川 (地点：点野)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・高規格堤防 現在、高規格堤防を整備中の点野地区は、完成を目指し、継続して実施する。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-6-1 ～6-5	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・高規格堤防 現在、高規格堤防を整備中の各地区は、完成を目指し、継続して実施する。 治水-6-1 点野地区 治水-6-2 新町地区 治水-6-3 江川地区 治水-6-4 牧野北町地区 関係行政機関と調整中の下記地区は、早急に事業着手を目指す。 治水-6-5 大庭地区			
<基礎原案への意見> 治水-5 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-7-2	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川 (地点：新町)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・高規格堤防 現在、高規格堤防を整備中の新町地区は、完成を目指し、継続して実施する。			
<事業進捗報告への意見> 【淀川部会】 整備による治水効果、都市環境向上効果等の調査が必要である。 淀川左岸は、重点的に高規格堤防がすすめられているが、堤防完成後、町側への越水状況の変化によるハザードマップの見直しなどが必要である。また、高規格堤防の実施にはきわめて高額な経費を要するので、経費の削減を図る必要がある。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-6-1 ～6-5	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・高規格堤防 現在、高規格堤防を整備中の各地区は、完成を目指し、継続して実施する。 治水-6-1 点野地区 治水-6-2 新町地区 治水-6-3 江川地区 治水-6-4 牧野北町地区 関係行政機関と調整中の下記地区は、早急に事業着手を目指す。 治水-6-5 大庭地区			
<基礎原案への意見> 治水-5 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-7-3	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川 (地点：江川)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・高規格堤防 現在、高規格堤防を整備中の江川地区は、完成を目指し、継続して実施する。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-6-1 ～6-5	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・高規格堤防 現在、高規格堤防を整備中の各地区は、完成を目指し、継続して実施する。 治水-6-1 点野地区 治水-6-2 新町地区 治水-6-3 江川地区 治水-6-4 牧野北町地区 関係行政機関と調整中の下記地区は、早急に事業着手を目指す。 治水-6-5 大庭地区			
<基礎原案への意見> 治水-5 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-7-4	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川 (地点：牧野北町)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・高規格堤防 現在、高規格堤防を整備中の牧野北地区は、完成を目指し、継続して実施する。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-6-1 ～6-5	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・高規格堤防 現在、高規格堤防を整備中の各地区は、完成を目指し、継続して実施する。 治水-6-1 点野地区 治水-6-2 新町地区 治水-6-3 江川地区 治水-6-4 牧野北町地区 関係行政機関と調整中の下記地区は、早急に事業着手を目指す。 治水-6-5 大庭地区			
<基礎原案への意見> 治水-5 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-7-5	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川 (地点：大庭)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・高規格堤防 現在、高規格堤防を整備中の大庭地区は、完成を目指し、継続して実施する。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-7	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・高規格堤防 まちづくり計画と調整が図られた箇所から随時整備していくが、淀川下流左岸区間は、重点的实施に向け、積極的に調整を進める。 - なお、整備にあたっては、淀川沿川整備協議会（既存組織）や施設管理者、住民と連携して、まちづくりとの一体整備の調整を図る。			
<基礎原案への意見> 治水-5 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-6	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川
●基礎案（具体的な整備内容） ・高規格堤防 まちづくり計画と調整を図ることができた箇所から随時整備していくが、淀川下流左岸区間は、重点的实施に向け、積極的に調整を進める。 - なお、整備にあたっては、淀川沿川整備協議会（既存組織）や施設管理者、住民と連携して、まちづくりとの一体整備の調整を図る。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-7	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・高規格堤防 まちづくり計画と調整が図られた箇所から随時整備していくが、淀川下流左岸区間は、重点的实施に向け、積極的に調整を進める。 なお、整備にあたっては、淀川沿川整備協議会（既存組織）や施設管理者、住民と連携して、まちづくりとの一体整備の調整を図る。			
<基礎原案への意見> 治水-5 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-7-6	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川（地点：高見）
●基礎案（具体的な整備内容） ・高規格堤防 現在、高規格堤防を整備中の高見地区は、完成を目指し、継続して実施する。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-7	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・高規格堤防 まちづくり計画と調整が図られた箇所から随時整備していくが、淀川下流左岸区間は、重点的実施に向け、積極的に調整を進める。 - なお、整備にあたっては、淀川沿川整備協議会（既存組織）や施設管理者、住民と連携して、まちづくりとの一体整備の調整を図る。			
<基礎原案への意見> 治水-5に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-7-7	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川（地点：海老江）
●基礎案（具体的な整備内容） ・高規格堤防 関係行政機関と調整中の海老江地区については、調整後、実施する。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-8	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	芥川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・高規格堤防 住民、関係行政機関と調整中の津之江地区については調整後、実施する。			
<基礎原案への意見> 治水-5 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-8	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	芥川
●基礎案（具体的な整備内容） ・高規格堤防 津之江地区の調整済の箇所については、継続して実施する。 なお、他の箇所については、住民及び関係行政機関と調整後、実施する。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-9	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) 緊急に堤防補強を実施する必要がある箇所を決定するために詳細調査を実施する堤防延長は、以下の通りである。調査の結果、必要な箇所について、緊急に堤防補強を実施する。 淀川 約 39km 桂川 約 6km 木津川下流 約 13km 木津川上流 約 1km 猪名川 約 5km 宇治川 約 27km 瀬田川 約 3km (各箇所については個別に記す) *1km 未満の延長は切り上げて表示している			
<基礎原案への意見> 堤防補強については、堤防補強の必要な箇所の調査を早急に実施し、「淀川堤防強化検討委員会」で決定された補強手法で早期に実施する必要があるが、実施後の堤防機能についてのモニタリング調査が必要である。また、新たな工法の試験施工を行い、積極的に実用化をはかる必要がある。 これまでの堤防強化では、鎧型工法(アーマー堤防)が多用されているが、堤防法面の植生の撤去が必要なことや、堤体が従前のままでは、堤防本体の脆弱性による耐震性の問題がある。今後は、従来型に対して下記メリットを有する混成堤防(ハイブリッド堤防)の実用化を推進するべきである。環境を重視した川づくりの成否はこれにかかっている。 ・スーパー堤防に比べて安価である。 ・新たな用地が不要である。 ・堤防法面の植生等を乱さない。 ・越水しても破堤しにくい。 ただし、下記事項について検討することも必要である。 ・地下水への影響 ・強度、耐久性、耐震性			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-9	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎案(具体的な整備内容) 緊急に堤防補強を実施する必要がある箇所を決定するために詳細調査を実施する堤防延長は、以下の通りである。調査の結果、必要な箇所について、緊急に堤防補強を実施する。 淀川 約 39km 桂川 約 6km 木津川下流 約 13km 木津川上流 約 1km 猪名川 約 5km 宇治川 約 27km 瀬田川 約 3km (各箇所については個別に記す) *1km 未満の延長は切り上げて表示している			
<事業進捗報告への意見> 【淀川部会】 今年発生した新潟・福島水害、福井豪雨水害、台風 23 号による各地の水害などいずれも破堤による大水害が多発したが、今後の治水対策を考えると、改めてこれまでの治水対策を抜本的に見直す必			

要があると痛感した。これらは未曾有の集中豪雨による水害とは言え、「既設の堤防はこれほどまでに軟弱だったのか！」という思いと、「ダムの効果は極めて限定的だった」という受け取り方が大方の認識であろう。堤防が住民を守れなかったことから、「河川管理者はこれまで何をしていたのか！」という河川行政に対する住民の批判は到底避けられないであろう。

一般に破堤の原因として越水、洗掘、浸透、パイピング現象などが挙げられるが、破堤直前の堤防の状況を考えると、これらの現象がそれぞれ個別に起こって破堤に至るのではなく、洪水の現場ではこれらが平衡しかつ複合しているのが通常であると考えられる。このような状況になっても、破堤さえしなければ甚大な被害、壊滅的な被害は回避できるにちがいない。越水しても破堤しない堤防、洗掘されても破堤しない堤防、浸透しても破堤しない堤防、さらにはこれらの現象が複合的に発生しても破堤しない堤防が求められる。河川管理者は高規格堤防、いわゆるスーパー堤防の整備を推進しているが、これは破堤はしないものの、都市計画やまちづくりとの兼ね合いで事業実施までの調整に長期間を要し、用地買収、建設費などのコストも高く、河川景観上も問題があり、沿川全体に整備すると言うわけには行かない。

このような観点から「淀川堤防強化検討研究会」の答申を見ると、検討の内容および結果が従来の堤防の常識の域を越えるものではなく、ここからは堤防本体の脆弱性を改善する抜本的かつ有効な対策を期待することができないと言わざるを得ない。なぜ土堤原則を越えた画期的な堤防を検討すらしようとしないのか疑問に思う。委員会は、先に「提言」において「ハイブリッド堤防」（混成堤防）の検討を提案し、その後意見書においても地下水への影響や強度、耐久性、耐震性について検討し、実用化を推進すべきとした。「第二次淀川堤防強化検討委員会」を立ち上げ、これまでのすべての枠組みを外し、委員会の提案を尊重しつつ、海外の事例も参考にしながら、一から淀川の特性に適した強靱な堤防の整備のあり方を検討し直すべきである。

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) ※治水-10-28～10-34 については、 治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1	5.3.1	堤防補強	淀川 (地点：伝法)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 1,600m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施) ※治水-10-28～10-34 については、 治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-2	5.3.1	堤防補強	淀川 (地点：中津)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施) 800m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) ※治水-10-28～10-34 については、 治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-3	5.3.1	堤防補強	淀川 (地点：本庄)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 1,000m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) ※治水-10-28～10-34 については、 治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-4	5.3.1	堤防補強	淀川 (地点：毛馬)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 ・堤防詳細調査未実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 1,000m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) ※治水-10-28～10-34 については、 治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-5	5.3.1	堤防補強	淀川 (地点：太子橋)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長約 400m ・堤防詳細調査未実施延長約 600m (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施)			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) ※治水-10-28～10-34 については、 治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-6	5.3.1	堤防補強	淀川 (地点：八雲北)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 3,600m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施) ※治水-10-28～10-34 については、 治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-7	5.3.1	堤防補強	淀川 (地点：仁和寺本町)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施) 約 2,800m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施) ※治水-10-28～10-34 については、 治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-8	5.3.1	堤防補強	淀川 (地点：点野)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施) 約 1,700m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) ※治水-10-28～10-34 については、 治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-9	5.3.1	堤防補強	淀川 (地点：出口)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 2,100m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) ※治水-10-28～10-34 については、 治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-10	5.3.1	堤防補強	淀川 (地点：磯島)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 1,800m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) ※治水-10-28～10-34 については、 治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-11	5.3.1	堤防補強	淀川 (地点：渚)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 1,100m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施) ※治水-10-28～10-34 については、 治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-12	5.3.1	堤防補強	淀川 (地点：樟葉)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施) 約 500m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) ※治水-10-28～10-34 については、 治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-13	5.3.1	堤防補強	淀川 (地点：福町)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 900m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施) ※治水-10-28～10-34 については、 治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-14	5.3.1	堤防補強	淀川 (地点：姫島)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施) 約 2,000m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施) ※治水-10-28～10-34 については、 治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-15	5.3.1	堤防補強	淀川 (地点：塚本)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施) 約 1500m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施) ※治水-10-28～10-34 については、 治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-16	5.3.1	堤防補強	淀川 (地点：西中島)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施) 約 500m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見意の同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) ※治水-10-28～10-34 については、 治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-17	5.3.1	堤防補強	淀川 (地点：菅原)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 400m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施) ※治水-10-28～10-34 については、 治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-18	5.3.1	堤防補強	淀川 (地点：豊里)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施) 約 1,500m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施) ※治水-10-28～10-34 については、 治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-19	5.3.1	堤防補強	淀川 (地点：一津屋)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施) 約 900m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) ※治水-10-28～10-34 については、 治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-20	5.3.1	堤防補強	淀川 (地点：鳥飼西)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 1,700m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施) ※治水-10-28～10-34 については、 治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-21	5.3.1	堤防補強	淀川 (地点：鳥飼上)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施) 約 800m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) ※治水-10-28～10-34 については、 治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-22	5.3.1	堤防補強	淀川 (地点：唐崎)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 1,200m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) ※治水-10-28～10-34 については、 治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-23	5.3.1	堤防補強	淀川 (地点：大塚)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 800m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) ※治水-10-28～10-34 については、 治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-24	5.3.1	堤防補強	淀川 (地点：前島)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 2,000m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施) ※治水-10-28～10-34 については、 治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-25	5.3.1	堤防補強	淀川 (地点：鶴殿)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施) 約 1,200m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) ※治水-10-28～10-34 については、 治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-26	5.3.1	堤防補強	淀川 (地点：上牧)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 1,500m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施) ※治水-10-28～10-34 については、 治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-27	5.3.1	堤防補強	淀川 (地点：八幡)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施) 約 1,100m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) ※治水-10-28～10-34 については、 治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-28	5.3.1	堤防補強	淀川 (地点：西一口)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 1,000m ※治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) ※治水-10-28～10-34 については、 治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-29	5.3.1	堤防補強	宇治川 (地点：向島)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 1,200m ※治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施) ※治水-10-28～10-34 については、 治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-30	5.3.1	堤防補強	宇治川 (地点:鷹場)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施) 約 200m ※治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施) ※治水-10-28～10-34 については、 治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-31	5.3.1	堤防補強	宇治川 (地点：槇島)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施) 約 800m ※治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施) ※治水-10-28～10-34 については、 治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-32	5.3.1	堤防補強	宇治川 (地点：淀美豆)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施) 約 400m ※治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施) ※治水-10-28～10-34 については、 治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-33	5.3.1	堤防補強	宇治川 (地点：桃山町弾正島)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施) 約 200m ※治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5.3.1	堤防補強	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) ※治水-10-28～10-34 については、 治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-10-34	5.3.1	堤防補強	宇治川 (地点：桃山町・本多)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 600m ※治水-15 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-11-1 ～11-10	5.3.1	堤防補強	桂川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施)			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-11-1	5.3.1	堤防補強	桂川 (地点：淀木津)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 200m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-11-1 ～11-10	5.3.1	堤防補強	桂川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施)			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-11-2	5.3.1	堤防補強	桂川 (地点：納所)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 900m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-11-1 ～11-10	5.3.1	堤防補強	桂川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施)			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-11-3	5.3.1	堤防補強	桂川 (地点:吉祥院)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 800m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-11-1 ～11-10	5.3.1	堤防補強	桂川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施)			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-11-4	5.3.1	堤防補強	桂川 (地点：西京極)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 600m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-11-1 ～11-10	5.3.1	堤防補強	桂川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施)			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-11-5	5.3.1	堤防補強	桂川 (地点：嵯峨)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 200m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-11-1 ～11-10	5.3.1	堤防補強	桂川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施)			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-11-6	5.3.1	堤防補強	桂川 (地点：淀樋爪)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 400m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-11-1 ～11-10	5.3.1	堤防補強	桂川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施)			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-11-7	5.3.1	堤防補強	桂川 (地点：羽束師)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 1300m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-11-1 ～11-10	5.3.1	堤防補強	桂川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施)			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-11-8	5.3.1	堤防補強	桂川 (地点：久我)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 600m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-11-1 ～11-10	5.3.1	堤防補強	桂川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施)			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-11-9	5.3.1	堤防補強	桂川 (地点：久世)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 500m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-12-1 ～12-9	5.3.1	堤防補強	木津川（下流）
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長（地区ごとに設定） （調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施）			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-12-1	5.3.1	堤防補強	木津川（下流）（地点：八幡）
●基礎案（具体的な整備内容） ・堤防詳細調査実施延長 （調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施） 約 2800m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-12-1 ～12-9	5.3.1	堤防補強	木津川（下流）
●基礎原案（具体的な整備内容） ・堤防詳細調査実施延長（地区ごとに設定） （調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施）			
＜基礎原案への意見＞ 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-12-2	5.3.1	堤防補強	木津川（下流）（地点：上津屋）
●基礎案（具体的な整備内容） ・堤防詳細調査実施延長 （調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施） 約 600m			
＜事業進捗報告への意見＞ 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-12-1 ～12-9	5.3.1	堤防補強	木津川（下流）
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長（地区ごとに設定） （調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施）			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-12-3	5.3.1	堤防補強	木津川（下流）（地点：祝園）
●基礎案（具体的な整備内容） ・堤防詳細調査実施延長 （調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施） 約 1300m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-12-1 ～12-9	5.3.1	堤防補強	木津川（下流）
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長（地区ごとに設定） （調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施）			
＜基礎原案への意見＞ 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-12-4	5.3.1	堤防補強	木津川（下流）（地点：木津）
●基礎案（具体的な整備内容） ・堤防詳細調査実施延長 （調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施） 約 1200m			
＜事業進捗報告への意見＞ 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-12-1 ～12-9	5.3.1	堤防補強	木津川（下流）
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長（地区ごとに設定） （調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施）			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-12-5	5.3.1	堤防補強	木津川（下流）（地点：船屋）
●基礎案（具体的な整備内容） ・堤防詳細調査実施延長 （調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施） 約 800m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-12-1 ～12-9	5.3.1	堤防補強	木津川（下流）
●基礎原案（具体的な整備内容） ・堤防詳細調査実施延長（地区ごとに設定） （調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施）			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水 -12-6-1	5.3.1	堤防補強	木津川（下流）（地点：下津屋①）
●基礎案（具体的な整備内容） ・堤防詳細調査実施延長（地区ごとに設定） （調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施） 約 1100m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-12-1 ～12-9	5.3.1	堤防補強	木津川（下流）
●基礎原案（具体的な整備内容） ・堤防詳細調査実施延長（地区ごとに設定） （調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施）			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-12-6-2	5.3.1	堤防補強	木津川（下流）（地点：下津屋②）
●基礎案（具体的な整備内容） ・堤防詳細調査実施延長 （調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施） 約 800m			
<事業進捗報告への意見> 【淀川部会】 下流側の一部区間（約 80m）について川表側のみすでに工事を終えており、人家迫る地区でもあり、残りの工事を速やかに実施していただきたい。実施後は堤防補強効果の検証が必要なのはいうまでもない。当該工事区間のほとんどを占める未舗装の天端が舗装される計画であるが、上流側に堤外への車両進入路があり、河川敷での違法な耕作を容易にする原因のひとつとなっている。当該区間河川敷で広範囲にわたって違法に行われている耕作、工作物設置について、堤防補強、横断方向の河川形状の修復と同時に是正がはかれるのは望ましい方向である。今後他地区においても推進が必要である。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-12-1 ～12-9	5.3.1	堤防補強	木津川（下流）
●基礎原案（具体的な整備内容） ・堤防詳細調査実施延長（地区ごとに設定） （調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施）			
＜基礎原案への意見＞ 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-12-7	5.3.1	堤防補強	木津川（下流）（地点：富野地区外）
●基礎案（具体的な整備内容） ・堤防詳細調査実施延長 （調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施） 約 2600m			
＜事業進捗報告への意見＞ 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-12-1 ～12-9	5.3.1	堤防補強	木津川（下流）
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長（地区ごとに設定） （調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施）			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-12-8	5.3.1	堤防補強	木津川（下流）（地点：高島）
●基礎案（具体的な整備内容） ・堤防詳細調査実施延長 （調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施） 約 200m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-12-1 ～12-9	5.3.1	堤防補強	木津川（下流）
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長（地区ごとに設定） （調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施）			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-12-9	5.3.1	堤防補強	木津川（下流）（地点：上 粕）
●基礎案（具体的な整備内容） ・堤防詳細調査実施延長 （調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施） 約 700m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-13-1 ～13-2	5.3.1	堤防補強	木津川上流
●基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施)			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-13-1	5.3.1	堤防補強	木津川上流 (地点：市場)
●基礎案 (具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 200m			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-14-1 ～14-10	5.3.1	堤防補強	猪名川
●基礎原案(具体的な整備内容) 堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施)			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-14-1	5.3.1	堤防補強	猪名川 (地点：戸ノ内)
●基礎案 (具体的な整備内容) 堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 200m			
<事業進捗報告への意見> 【猪名川部会】 堤防詳細調査により、補強の必要な箇所の選定が速やかに行われたことは評価する。しかし「淀川堤防強化委員会」においては、浸透、洗堀に対する強化が検討されたのみで、越水について十分な検討が行われていない。今年、全国で越水による破堤により大規模な浸水被害があった事実を真摯に受け止め、早急に越水対策に取り組むべきである。とくに、猪名川においては、○河道が狭い ○高水敷の利用率高い ○天端など堤防上を道路として利用している ○堤防直下まで民家が密集し、人口が集中しているなどの特性を考慮すると、アーマー工法による強化には無理があり、ハイブリッド堤防の導入を検討すべきである。 なお、戸ノ内地点では川表側の勾配を緩くするため、通水断面が小さくなり、洪水時にその分、水位が上昇するので、河道区間の横断面積および疎通能の連続性について確認しつつ工事を行う必要がある。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-14-1 ～14-10	5.3.1	堤防補強	猪名川
●基礎原案(具体的な整備内容) 堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施)			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-14-2	5.3.1	堤防補強	猪名川 (地点：田能)
●基礎案 (具体的な整備内容) 堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 200m			
<事業進捗報告への意見> 【猪名川部会】 川表側の勾配を 1:3 にすることで、通水断面がかなり減少するが、洪水時にその分、水位が上昇するので、河道区間の横断面積および通水能の連続性について確認しつつ工事を行う必要がある。14-1 や 14-3 の区間に比して、川裏側の高低差が大きく、危険水位での動水勾配が大きくなるため、綿密な浸透破壊対策が必要である。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-14-1 ～14-10	5.3.1	堤防補強	猪名川
●基礎原案(具体的な整備内容) 堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施)			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-14-3	5.3.1	堤防補強	猪名川 (地点：岩屋)
●基礎案 (具体的な整備内容) 堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 200m			
<事業進捗報告への意見> 【猪名川部会】 川表側の勾配を緩くするため、通水断面がやや小さくなり、洪水時にその分、水位が上昇するので、河道区間の横断面積および通水能の連続性について確認しつつ工事を行う必要がある。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-14-1 ～14-10	5.3.1	堤防補強	猪名川
●基礎原案(具体的な整備内容) 堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施)			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-14-4	5.3.1	堤防補強	猪名川 (地点：天津・北河原)
●基礎案 (具体的な整備内容) 堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 700m			
<事業進捗報告への意見> 【猪名川部会】 川表側の勾配を緩くするため、通水断面がやや小さくなり、洪水時にその分、水位が上昇するので、河道区間の横断面積および通水能の連続性について確認しつつ工事を行う必要がある。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-14-1 ～14-10	5.3.1	堤防補強	猪名川
●基礎原案(具体的な整備内容) 堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施)			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-14-5	5.3.1	堤防補強	猪名川 (地点：東桑津・中村)
●基礎案 (具体的な整備内容) 堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 500m			
<事業進捗報告への意見> 【猪名川部会】 川表側の勾配を 1:4.5 程度に緩くするため、通水断面がかなり小さくなり、洪水時にその分、水位が上昇するので、河道区間の横断面積および通水能の連続性について確認しつつ工事を行う必要がある。工事区間が 500m と長く、蛇行する流心が堤防を直撃する箇所を含むため、より慎重な工事が必要である。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-14-1 ～14-10	5.3.1	堤防補強	猪名川
●基礎原案(具体的な整備内容) 堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施)			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-14-6	5.3.1	堤防補強	猪名川 (地点：東久代)
●基礎案 (具体的な整備内容) 堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 200m			
<事業進捗報告への意見> 【猪名川部会】 川表側の勾配を 1:4.5 程度に緩くするため、通水断面がかなり小さくなり、洪水時にその分、水位が上昇するので、河道区間の横断面積および通水能の連続性について確認しつつ工事を行う必要がある。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-14-1 ～14-10	5.3.1	堤防補強	猪名川
●基礎原案(具体的な整備内容) 堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施)			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-14-7	5.3.1	堤防補強	猪名川 (地点：神田)
●基礎案 (具体的な整備内容) 堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 200m			
<事業進捗報告への意見> 【猪名川部会】 川表側の勾配を 1:4.5 程度に緩くするため、通水断面がかなり小さくなり、洪水時にその分、水位が上昇するので、河道区間の横断面積および通水能の連続性について確認しつつ工事を行う必要がある。流心は左岸側よりも、右岸側を攻撃する流れとなるので、工事計画では右岸堤防強度にも配慮する必要がある。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-14-1 ～14-10	5.3.1	堤防補強	猪名川
●基礎原案(具体的な整備内容) 堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施)			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-14-8	5.3.1	堤防補強	猪名川 (地点：高田・小中島)
●基礎案 (具体的な整備内容) 堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 500m			
<事業進捗報告への意見> 【猪名川部会】 川表側の勾配を 1:3 程度に緩くするため、通水断面がやや小さくなり、洪水時にその分、水位が上昇するので、河道区間の横断面積および通水能の連続性について確認しつつ工事を行う必要がある。工事延長は 900m と長い、区間最上流部が流心の激突する区間であり、危険水位における川裏地面との高低差が大きいことからより慎重な工事が必要である。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-14-1 ～14-10	5.3.1	堤防補強	猪名川
●基礎原案(具体的な整備内容) 堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施)			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-14-9	5.3.1	堤防補強	猪名川 (地点：東園田町・中食満)
●基礎案 (具体的な整備内容) 堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 1000m			
<事業進捗報告への意見> 【猪名川部会】 川表側の勾配を 1:3 程度に緩くするため、通水断面がやや小さくなり、洪水時にその分、水位が上昇するので、河道区間の横断面積および通水能の連続性について確認しつつ工事を行う必要がある。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-14-1 ～14-10	5.3.1	堤防補強	猪名川
●基礎原案(具体的な整備内容) 堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施)			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-14-10	5.3.1	堤防補強	猪名川 (地点：瓦宮・食満)
●基礎案 (具体的な整備内容) 堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 800m			
<事業進捗報告への意見> 【猪名川部会】 川表側の勾配を 1:3 程度に緩くするため、通水断面がやや小さくなり、洪水時にその分、水位が上昇するので、河道区間の横断面積および通水能の連続性について確認しつつ工事を行う必要がある。 以上各工事期間は H25 年までと長期にわたるが、動水勾配の比較的小さい場合や浸透路長が長い場合など、浸透破壊に抵抗性のある区間や、その逆に浸透破壊の危険性が高い区間があり、これらの限られた区間内でも工事の緊急度には差異がある。これらを考慮して安全度のより低い箇所の工事完了を急ぐ必要があろう。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-14-1 ～14-10	5.3.1	堤防補強	猪名川
●基礎原案(具体的な整備内容) 堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施)			
<基礎原案への意見> 治水-9 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-14-11	5.3.1	堤防補強	猪名川 (地点：善法寺)
●基礎案 (具体的な整備内容) 堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約 400m			
<事業進捗報告への意見> 【猪名川部会】 当区間はとくに優先的に実施すべきものとして推進の必要がある。 留意事項としてパイピング破壊及び洗掘に対する補強から一歩進めて、越水に対する工法についても視野に入れる必要がある。 なお、環境調査の結果を反映した実施計画が必要であり、住民に対して工事実施前に十分な説明も必要である。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-15	5.3.1(1)	堤防補強（琵琶湖後期放流影響区間）	宇治川、瀬田川
●基礎原案（具体的な整備内容） - 堤防詳細調査実施延長 （調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施） - 宇治川 約 27km - 瀬田川 約 3km			
＜基礎原案への意見＞ 琵琶湖の後期放流に伴う長期の高水位による浸透破壊が懸念される区間の堤防補強は、主に浸透破壊を考慮した工法が適切であるが、超過洪水を視野に入れ、越水や洗掘にも対処できる工法を採用する必要がある。 現地に適合した具体的補強方法を「淀川堤防強化検討委員会」で早急に検討することとなっているが、後期放流による浸透破壊が懸念される区間でも、超過洪水を視野に入れ、浸透だけでなく越水や洗掘にも対処できる工法を採用する必要がある。堤防補強の緩傾斜面は、水際と陸域との移行帯であることを念頭におき、その箇所にふさわしい植生の自然回復、生態系の回復をはかる必要がある。 この際、下記事項について配慮する必要がある。 - 学識経験者の意見を聴くこと。 - 埋土種子を活用するなど、生態系に配慮した工法を採用すること。 - 将来のまちづくりを視野に入れること。 ＜進捗状況 詳細報告＞ 実施 ■実施内容 瀬田川においては、たびたび発生する後期放流による長期の高水位による浸透破堤及び、後期放流と地震の同時発生を想定した耐震補強を検討する必要があることから、平成15年度に実施された「淀川堤防強化検討委員会」での検討内容を踏まえたうえで、現地に則した具体的補強手法に付いて検討する「技術検討会議（仮称）」を設置することとしている。 ●技術検討会議（仮称） （略） ●課題など （略）			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-15	5.3.1(1)	堤防補強（琵琶湖後期放流影響区間）	宇治川、瀬田川
●基礎案（具体的な整備内容） - 堤防詳細調査実施延長 （調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施） ① 宇治川 約 27km ② 瀬田川 約 3km			
＜事業進捗報告への意見＞ 【琵琶湖部会】 破堤しない堤防補強を実施するとともに、霞堤や堤防高の縮小などをも検討し、いかなる状況においても、専ら「壊滅的な被害を防ぐ」ための方策を立てる準備を行うべきである。 そのためには、ここで挙げられている部分のみではなく、直轄以外の場所を含めた全河川について、上記の立場から検討を行うべきである。 この外、堤防補強の一つとして、腹付け盛土およびドレーン工が提示されているが、越水を考慮したこれ以外の方法について、実施の可能性・適否を含めて早急に検討する必要がある。同時に、堤防の弱点部を抽出する方法を検討し、容易に破堤しないように堤防を維持管理する方法の模索も緊急の課題である。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-17	5.3.1.(2)	琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減	瀬田川、宇治川
●基礎原案(具体的な整備内容) ①宇治川 琵琶湖後期放流に対応するための、天ヶ瀬ダム再開発計画の調査検討を行う。その結果及び河川整備の進捗状況を踏まえ、「塔の島」地区の河道掘削時期を検討する。 ②瀬田川 琵琶湖からの放流量を増大させるため、洗堰から鹿跳溪谷までの河床掘削を継続実施する。 琵琶湖からの放流量を増大させるため、景勝地区である瀬田川下流（鹿跳溪谷地区）の流下能力の増大方法を環境、景観の両観点から検討する。 瀬田川洗堰の高水位時の放流能力を増強するためには、瀬田川洗堰のバイパス水路の活用が必要である。バイパス水路の活用について関係機関と調整し、必要な施設の改良を実施する。			
<基礎原案への意見> 琵琶湖沿岸の浸水被害を軽減するには、後期放流量の増大をはかるとともに、琵琶湖沿岸での流域対応ならびに河川対応の充実をはかる必要があるが、後期放流の増大量および増大方法については、代替案の検討を含め、さらに慎重な検討が必要である。 琵琶湖沿岸における浸水被害の軽減のためには、土地利用誘導のみならず、建物の移転・耐水化などの多様な流域対応とポンプ排水や遊水地などの河川対応については、琵琶湖沿岸でも実施する必要がある。 また、琵琶湖からの放流量を増大することは重要であるが、その際下記事項に配慮する必要がある。 ・放流の増大量については、琵琶湖沿岸での浸水被害発生水位を把握し、どのくらいの時間でその水位に下げようとするかを明確にする。 ・瀬田川洗堰から宇治川塔の島地区までの区間の流下能力(放流能力)の増大量および増大方法については、洪水時の土砂流出、歴史、景観、環境、費用などを勘案した総合的判断をする。			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-17	5.3.1.(2)	琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減	瀬田川、宇治川
●基礎案（具体的な整備内容） ①宇治川 琵琶湖後期放流に対応するための、天ヶ瀬ダム再開発計画の調査検討を行う。その結果及び河川整備の進捗状況を踏まえ、「塔の島」地区の河道掘削時期を検討する。 ②瀬田川 琵琶湖からの放流量を増大させるため、洗堰から鹿跳溪谷までの河床掘削を継続実施する。 琵琶湖からの放流量を増大させるため、景勝地区である瀬田川下流（鹿跳溪谷地区）の流下能力の増大方法を環境、景観の両観点から検討する。 瀬田川洗堰の高水位時の放流能力を増強するためには、瀬田川洗堰のバイパス水路の活用が必要である。バイパス水路の活用について関係機関と調整し、必要な施設の改良を実施する。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-18	5.3.1.(2)	琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減	瀬田川、宇治川
●基礎原案(具体的な整備内容) 瀬田川洗堰の高水位時の放流能力を増強するためには、瀬田川洗堰のバイパス水路の活用が必要である。バイパス水路の活用について関係機関と調整し、必要な施設の改良を実施する。			
<基礎原案への意見> 琵琶湖沿岸の浸水被害を軽減するには、瀬田川洗堰バイパス水路の活用も必要であり、必要な施設の改良を実施することは概ね適切である。 本事業は、洗堰本堰が、全開～ドン付け状態の間は連続的な流量調整ができないため、バイパス水路のゲート进行操作して高水時の流量調節をしようとするものである。これには関係機関との調整とバイパス水路ゲートの改良が必要であり、早急に進めることが望まれる。			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-18	5.3.1.(2)	琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減	瀬田川、宇治川
●基礎案（具体的な整備内容） 瀬田川洗堰の高水位時の放流能力を増強するためには、瀬田川洗堰のバイパス水路の活用が必要である。バイパス水路の活用について関係機関と調整し、必要な施設の改良を実施する。			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 治水－17とも密接に関連する課題である。すなわち、掘削した河道においては通水能力が確保されてはいても、出水時の土砂供給によって河床が上昇すれば、事業の効果は発揮できない。このことは過去における災害事例に見られるとおりである。したがって、通水能力は、河床変動の影響を考慮して検討すべきである。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水 -19 ～ 25（共通）	5.3.1	隠元橋架替及び隠元橋付近の用地交渉 の継続実施、その他	宇治川、その他
<基礎原案への意見> 一連区間整備の事業を継続実施しようとするもので、概ね適切である。 すでに一連区間の整備が進められてきて、ごく一部の区間が未整備の事業を継続実施しようとするものであり、いずれも早期の完成が望まれる。 なお、工事の施工に際しては、生物の生息・生育環境への配慮を怠らないようにする必要がある。			
シート№	章項目	事業名	河川名
基礎案に記述なし			
●基礎案（具体的な整備内容）			
<事業進捗報告への意見>			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-20	5.3.1	大下津地区堤防拡幅	桂川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・大下津地区において、住宅地整備と一体となった堤防拡幅を継続実施する。			
<基礎原案への意見> これまで継続中の未整備事業であり、早急に整備する必要がある。 事業実施に際しては、下記事項に配慮する必要がある。 ・予定されている堤防補強事業との整合性 ・環境保全対策			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-20	5.3.1	大下津地区堤防拡幅	桂川
●基礎案（具体的な整備内容） 大下津地区において、住宅地整備と一体となった堤防拡幅を継続実施する。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-21	5.3.1	小谷地区浸水対策	木津川下流
●基礎原案(具体的な整備内容) ・小谷地区の築堤を継続実施する。 ●事業の数量・諸元等 盛土			
<基礎原案への意見> これまで継続中の未整備事業であり、早急に整備する必要がある。 事業実施に際しては、下記事項に配慮する必要がある。 ・予定されている堤防補強事業との整合性			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-21	5.3.1	小谷地区浸水対策	木津川下流
●基礎案（具体的な整備内容） 小谷地区の築堤を継続実施する。 ●事業の数量・諸元等 盛土			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-22	5.3.1	川西池田地区の築堤を実施	猪名川
●基礎原案(具体的な整備内容) (3) 一連区間整備の完成等 ④猪名川 川西、池田地区の築堤を継続実施する。			
<基礎原案への意見> これまで継続中の未整備事業であり、早急に整備する必要がある。 事業実施に際しては、下記事項に配慮する必要がある。 ・横断方向の植生環境の回復			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-22	5.3.1	川西池田地区の築堤を実施	猪名川
●基礎案 (具体的な整備内容) 川西、池田地区の築堤を継続実施する。			
<事業進捗報告への意見> 【猪名川部会】 現在、川西市の池田地区で合計 850m に亘り、無堤地区が存在し、洪水時に浸水の恐れがあり、早急に築堤を実施する必要がある。とくに本年のような気象条件が続くようであれば、住民の生命財産を守るため、本水系での整備計画で、優先順位を上げて堤防の補強や築堤の工事を早急に計画実行に移す必要がある。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-23	5.3.1	芥川大橋の架替を継続実施	芥川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・芥川大橋の架替を大阪府の道路事業と共同で継続実施する。			
<基礎原案への意見> これまで継続中の未整備事業であり、早急に整備する必要がある。 事業実施に際しては、下記事項に配慮する必要がある。 ・まちづくり事業との関係			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-23	5.3.1	芥川大橋の架替を継続実施	芥川
●基礎案（具体的な整備内容） 芥川大橋の架替を大阪府の道路事業と共同で継続実施する。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-24	5.3.1	大津放水路事業	大津放水路
●基礎原案(具体的な整備内容) ・一連区間整備の完成等 大津放水路（トンネル放水路）を一期区間（瀬田川～盛越川まで）のうち、盛越川分水工、瀬田川合流部処理の継続実施する。			
<基礎原案への意見> これまで継続中の未整備事業であり、早急に整備する必要がある。 事業実施に際しては、下記事項に配慮する必要がある。 ・事業完成後における環境面のモニタリング ・治水効果の確認			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-24	5.3.1	大津放水路事業	大津放水路
●基礎案（具体的な整備内容） 大津放水路（トンネル放水路）を一期区間（瀬田川～盛越川まで）のうち、盛越川分水工、瀬田川合流部処理を継続実施する。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-25	5.3.1	草津川	草津川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・金勝川取付工及び橋梁架設を継続実施する			
<基礎原案への意見> これまで継続中の未整備事業であり、早急に整備する必要がある。 事業実施に際しては、下記事項に配慮する必要がある。 ・事業完成後における環境面のモニタリング ・治水効果の確認			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-25	5.3.1	草津川	草津川
●基礎案（具体的な整備内容） 金勝川取付工及び、橋梁架設を継続実施する。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-26	5.3.1	阪神西大阪線淀川橋梁改築事業	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) 河川整備の進捗状況を踏まえて、洪水時に流下能力阻害となる阪神電鉄西大阪線橋梁の改築時期を検討する。その後、他の同様の橋梁（淀川大橋、伝法大橋）の改築を検討する。			
<基礎原案への意見> 阪神西大阪線淀川橋梁改築事業は、河川整備の進捗状況だけでなく、社会基盤の整備という観点を加えて、総合的に判断する必要がある。 阪神電鉄西大阪線橋梁は、橋脚の本数が多いうえに、桁下が低く、流下能力の支障となっているが、改築には多額の費用を要するため、改築時期については、河川整備の進捗状況だけでなく、交通障害の社会に及ぼす影響という観点を加えて、総合的に判断する必要がある。			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-26	5.3.1	阪神西大阪線淀川橋梁改築事業	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） 河川整備の進捗状況を踏まえて、洪水時に流下能力阻害となる阪神電鉄西大阪線橋梁の改築時期を検討する。その後、他の同様の橋梁（淀川大橋、伝法大橋）の改築を検討する。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-27	5.3.1	砂防堰堤、山腹工	瀬田川、木津川
●基礎原案(具体的な整備内容) 土砂移動のモニタリングを実施し、その結果を踏まえ、洪水の流下を阻害する河床上昇の防止やダム貯水池に流入する土砂を抑制し、また、山地から海岸までの土砂収支のバランスを図るため、山腹工による森林の復元や砂防堰堤の建設を行うとともに、森林の保全・整備の検討について関係機関との連携を図る。 (1) 瀬田川 山腹工を含む砂防施設の整備及び維持管理 (2) 木津川 山腹工を含む砂防施設の整備及び維持管理 ●検討内容 ・土石流危険箇所などからの土砂流出を防止する砂防堰堤の設置。 ・荒廃した山腹斜面における保育工の実施。 ・不安定な流路における溪流保全工の実施。 ・土砂移動のモニタリングの継続実施。			
<基礎原案への意見> 瀬田川および木津川における山腹工を含む砂防施設は、流出土砂の抑制や森林の復元に不可欠であり、継続して実施する必要がある。 山地から海岸までの土砂収支のバランスをはかるには、土砂移動の連続性を確保する必要があるが、当面は、下記事項に配慮し、土砂移動のモニタリングを継続して実施しつつ、土砂流出を抑制する必要がある。 ・土砂移動の連続性確保と土砂流出の制御 ・環境（自然生態系保全）および景観への影響 ・新たな技術の開発、採用			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-27	5.3.1	砂防堰堤、山腹工	瀬田川、木津川
●基礎案（具体的な整備内容） 土砂移動のモニタリングを実施し、その結果を踏まえ、洪水の流下を阻害する河床上昇の防止やダム貯水池に流入する土砂を抑制し、また、山地から海岸までの土砂収支のバランスを図るため、山腹工による森林の復元や砂防堰堤の整備の継続実施、森林の保全・整備の検討について関係機関との連携を図る。 (1) 瀬田川 山腹工を含む砂防施設の整備及び維持管理 (2) 木津川 山腹工を含む砂防施設の整備及び維持管理 ●検討内容 ・土石流危険箇所などからの土砂流出を防止する砂防堰堤の設置。 ・荒廃した山腹斜面における保育工の実施。 ・不安定な流路における溪流保全工の実施。 ・土砂移動のモニタリングの継続実施。			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 直轄河川以外の領域で検討することの重要性は、過去における災害事例に見られるとおりである。したがってその部分を含めて、全体についての「検討」を行うことが必須である。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-28	5.3.2	阪神西大阪線淀川橋梁改築事業(再掲)	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) 桁下高が低いために、洪水時に流下阻害となるとともに、高潮時に陸開操作を余儀なくされる阪神電鉄西大阪線橋梁について、河川整備の進捗状況を踏まえて、改築時期を検討する。その後、他の同様の橋梁(淀川大橋、伝法大橋)の改築を検討する。			
<基礎原案への意見> 治水-26 に同じ			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-28	5.3.2	阪神西大阪線淀川橋梁改築事業(再掲)	淀川
●基礎案(具体的な整備内容) 桁下高が低いために、洪水時に流下阻害となるとともに、高潮時に陸開操作を余儀なくされる阪神電鉄西大阪線橋梁について、河川整備の進捗状況を踏まえて、改築時期を検討する。その後、他の同様の橋梁(淀川大橋、伝法大橋)の改築を検討する。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-29	5.3.2 5.3.3	陸閘操作時間の短縮化の実施	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) 高潮や津波来襲時における陸閘操作にあたっては、交通を遮断する必要があり、関係機関との協議及び調整の迅速化を図ると共に、機械設備の改造を行うことで、操作時間の短縮化を実施する ○淀川大橋 ●事業の数量・諸元等 ○淀川陸閘ゲート開閉装置改造（左右岸）			
<基礎原案への意見> 陸閘操作時間の短縮化の実施は概ね適切である。 陸閘については、解消が望まれるが、当面の課題として「迅速な対応」とともに「閉鎖時期および閉鎖解除時期」についても改善が必要である。			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-29	5.3.2 5.3.3	陸閘操作時間の短縮化の実施	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） 高潮時における陸閘操作にあたっては、交通を遮断する必要があり、迅速な対応が求められる。このため、機械設備の改良を行うことで、操作時間の短縮化を実施する。また、閉鎖している時間の短縮化を検討する。 ○淀川大橋 ・淀川大堰の津波対策 淀川大堰の津波対策を実施する。 ●事業の数量・諸元等 ○淀川陸閘ゲート開閉装置改造（左右岸）			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-30	5.3.3	緊急用河川敷道路整備	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) 緊急用河川敷道路 ・淀川大堰から三川合流点までの区間を連続的に通行できるよう継続実施する。 整備延長 4.8 km			
<基礎原案への意見> 緊急用河川敷道路整備の継続実施は、概ね適切である。 平常時に通行を希望する住民の不満が大きく、淀川大堰から三川合流点までの区間を連続的に通行できるようにすることはやむをえないが、緊急用・管理用であることの理解を求める看板等を充実させる必要がある。 事業実施に際しては、下記事項について検討する必要がある。 ・環境整備事業との整合性 ・事業完成後の利用と管理についての検討 ・施設管理の高度化			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-30	5.3.3	緊急用河川敷道路整備	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） 緊急用河川敷道路 ・淀川大堰から三川合流点までの区間を連続的に通行できるよう継続実施する。 なお、通常時においては歩行者等の一般に開放するが、看板の設置等により緊急用・管理用であることの周知を行う。 整備延長 4.8 km			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-31	5.3.3	緊急用船着場整備	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) 緊急用船着場 ・現在、整備中の海老江地区の船着場については継続実施する。			
<基礎原案への意見> 緊急用船着場整備の継続実施は、概ね適切である。 事業実施に際しては、下記事項について検討する必要がある。 ・緊急時の舟運に必要な水深の確保 ・日常的な保守、管理 ・平常時利用の適否			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-31	5.3.3	緊急用船着場整備	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） 緊急用船着場 ・現在、整備中の海老江地区の船着場については継続実施する。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-32	5.3.3	地震等危機管理検討	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) 舟運のための緊急用船着場、緊急用河川敷道路及び広域的な活用が可能な防災ステーション等を地域防災計画へ反映されるよう関係機関と調整する。 検討にあたっては地震・津波等危機管理協議会（仮称）を設置する。			
<基礎原案への意見> 地震等危機管理についての関係機関との調整は、概ね適切である。 切迫が指摘されている地震に対する危機管理対策であり、下記事項を検討し、より適切な危機管理ができるようにする必要がある。 ・過去の地震被害の事例の収集、公開 ・「地震・津波等危機管理協議会（仮称）」の早期設置			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-32	5.3.3	地震等危機管理検討	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） 舟運のための緊急用船着場、緊急用河川敷道路及び広域的な活用が可能な防災拠点や防災ステーション等を地域防災計画へ反映されるよう関係機関と調整する。 検討にあたっては地震・津波等危機管理協議会（仮称）を設置する。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-33	5.3.3	淀川大堰閘門設置検討	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・淀川大堰閘門設置 淀川大堰上下流の舟運によるアクセスを確保する淀川大堰閘門の設置については、「淀川大堰閘門検討委員会」及び「淀川舟運研究会」において規模や構造等を継続検討する。			
<基礎原案への意見> 淀川大堰閘門設置を継続検討することは、概ね適切である。 大災害発生時や河川改修時においては、舟運の有効性を認めるが、それ以外では環境保全上好ましくない。水上交通、観光目的の舟運は採算の面でも疑問があり、閘門設置に必要な費用と便益の比較検討が必要である。また、閘門設置に際しては、環境への影響を慎重に検討する必要がある。			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-33	5.3.3	淀川大堰閘門設置検討	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） ・淀川大堰閘門設置 淀川大堰上下流の舟運によるアクセスを確保する淀川大堰閘門の設置については、「淀川大堰閘門検討委員会」及び「淀川舟運研究会」において規模や構造等を継続検討する。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-34～37	5.3.3	淀川堤防耐震対策事業、その他	淀川本川、その他
●基礎原案(具体的な整備内容) 治水-34 堤防耐震対策が必要な1.3kmについて堤防強化との関係も含めて早急に検討し実施する。 治水-35 ・堤防の耐震対策実施 琵琶湖の後期放流により長期の高水位が継続する瀬田川・宇治川区間については、堤防強化との関係も含め、耐震補強を検討し、実施する。 ・耐震対策検討延長 宇治川 約27km 瀬田川 約3km 治水-36 2) 堤防以外の河川管理施設の耐震対策 ①淀川大堰、毛馬排水機場は、耐震対策を実施する 治水-37 2) 堤防以外の河川管理施設の耐震対策 ②瀬田川洗堰ほか上記以外の河川管理施設は、耐震点検を実施のうえ、対策を検討する。			
<基礎原案への意見> 継続実施は概ね適切である。 切迫が指摘されている地震に対する耐震対策であり、事業実施に際しては下記事項を検討する必要がある。 ・地震荷重に対する河川構造物の安全度の検討結果の公開 ・大阪府等関係自治体との連携事業の明示 ・環境保全			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-34	5.3.3	淀川堤防耐震対策事業、その他	淀川本川
●基礎案(具体的な整備内容) 堤防耐震対策が必要な1.3kmについて堤防強化との関係も含めて早急に検討し実施する。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-34～37	5.3.3	淀川堤防耐震対策事業、その他	淀川本川、その他
●基礎原案(具体的な整備内容) 治水-34 堤防耐震対策が必要な1.3kmについて堤防強化との関係も含めて早急に検討し実施する。 治水-35 ・堤防の耐震対策実施 琵琶湖の後期放流により長期の高水位が継続する瀬田川・宇治川区間については、堤防強化との関係も含め、耐震補強を検討し、実施する。 ・耐震対策検討延長 宇治川 約27km 瀬田川 約3km 治水-36 2) 堤防以外の河川管理施設の耐震対策 ①淀川大堰、毛馬排水機場は、耐震対策を実施する 治水-37 2) 堤防以外の河川管理施設の耐震対策 ②瀬田川洗堰ほか上記以外の河川管理施設は、耐震点検を実施のうえ、対策を検討する。			
<基礎原案への意見> 継続実施は概ね適切である。 切迫が指摘されている地震に対する耐震対策であり、事業実施に際しては下記事項を検討する必要がある。 ・地震荷重に対する河川構造物の安全度の検討結果の公開 ・大阪府等関係自治体との連携事業の明示 ・環境保全			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-35	5.3.3	淀川堤防耐震対策事業、その他	宇治川、瀬田川
●基礎案(具体的な整備内容) ・堤防の耐震対策実施 琵琶湖の後期放流により長期の高水位が継続する瀬田川・宇治川区間については、堤防強化との関係も含め、耐震補強を検討し、実施する。 ・耐震対策検討延長 ①宇治川 約27km ②瀬田川 約3km			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 「治水-15」についての点検結果と同じであるので、十分に参照されたい。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-34～37	5.3.3	淀川堤防耐震対策事業、その他	淀川本川、その他
●基礎原案(具体的な整備内容) 治水-34 堤防耐震対策が必要な1.3kmについて堤防強化との関係も含めて早急に検討し実施する。 治水-35 ・堤防の耐震対策実施 琵琶湖の後期放流により長期の高水位が継続する瀬田川・宇治川区間については、堤防強化との関係も含め、耐震補強を検討し、実施する。 ・耐震対策検討延長 宇治川 約27km 瀬田川 約3km 治水-36 2) 堤防以外の河川管理施設の耐震対策 ①淀川大堰、毛馬排水機場は、耐震対策を実施する 治水-37 2) 堤防以外の河川管理施設の耐震対策 ②瀬田川洗堰ほか上記以外の河川管理施設は、耐震点検を実施のうえ、対策を検討する。			
<基礎原案への意見> 継続実施は概ね適切である。 切迫が指摘されている地震に対する耐震対策であり、事業実施に際しては下記事項を検討する必要がある。 ・地震荷重に対する河川構造物の安全度の検討結果の公開 ・大阪府等関係自治体との連携事業の明示 ・環境保全			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-36	5.3.3	淀川堤防耐震対策事業、その他	淀川
●基礎案(具体的な整備内容) 2) 堤防以外の河川管理施設の耐震対策 ①淀川大堰、毛馬排水機場は、耐震対策を実施する			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水-34～37	5.3.3	淀川堤防耐震対策事業、その他	淀川本川、その他
●基礎原案(具体的な整備内容) 治水-34 堤防耐震対策が必要な1.3kmについて堤防強化との関係も含めて早急に検討し実施する。 治水-35 ・堤防の耐震対策実施 琵琶湖の後期放流により長期の高水位が継続する瀬田川・宇治川区間については、堤防強化との関係も含め、耐震補強を検討し、実施する。 ・耐震対策検討延長 宇治川 約27km 瀬田川 約3km 治水-36 2) 堤防以外の河川管理施設の耐震対策 ①淀川大堰、毛馬排水機場は、耐震対策を実施する 治水-37 2) 堤防以外の河川管理施設の耐震対策 ②瀬田川洗堰ほか上記以外の河川管理施設は、耐震点検を実施のうえ、対策を検討する。			
<基礎原案への意見> 継続実施は概ね適切である。 切迫が指摘されている地震に対する耐震対策であり、事業実施に際しては下記事項を検討する必要がある。 ・地震荷重に対する河川構造物の安全度の検討結果の公開 ・大阪府等関係自治体との連携事業の明示 ・環境保全			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-37	5.3.3	淀川堤防耐震対策事業、その他	淀川水系
●基礎案(具体的な整備内容) 瀬田川洗堰他上記以外の河川管理施設は、耐震点検を実施の上、対策を検討する。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水 -38 ~ 39	5.3.3	津波のソフト対策、淀川大堰津波対策	淀川、猪名川
●基礎原案(具体的な整備内容) 治水-38 ①津波による危険性を河川利用者や住民に周知するために、津波来襲の危険性と対処の仕方などを示した津波ハザードマップの作成・公表を支援する。 ②住民への津波に関する広報・学習の実施。 ③津波情報が発表された場合における河川利用者への呼びかけ及び水門等の迅速な操作の為の体制整備を行う。 治水-39 2) 淀川大堰の津波対策 淀川大堰の津波対策を実施する。 3) 陸開操作の時間短縮 津波来襲時における陸開操作にあたっては、交通を遮断する必要がある、関係機関との協議及び調整の迅速化を図ると共に、機械設備の改造を行うことで、操作時間の短縮化を実施する。 ①淀川大橋			
<基礎原案への意見> 継続実施は概ね適切である 切迫が指摘されている地震に関する対策であり、事業実施に際しては下記事項を検討する必要がある。 ・津波の大きさと影響範囲の予測とハザードマップの作成 ・住民の安全な避難に有効な情報とその提供方法			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-38	5.3.3	津波のソフト対策、淀川大堰津波対策	淀川、猪名川
●基礎案（具体的な整備内容） ①津波による危険性を河川利用者や住民に周知するために、津波来襲の危険性と対処の仕方などを示した津波ハザードマップの作成・公表の支援する。 ②住民への津波に関する広報・学習の実施。 ③津波情報が発表された場合における河川利用者への呼びかけ及び水門等の迅速な操作の為の体制整備を行う。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
治水 -38 ~ 39	5.3.3	津波のソフト対策、淀川大堰津波対策	淀川、猪名川
●基礎原案(具体的な整備内容) 治水-38 ①津波による危険性を河川利用者や住民に周知するために、津波来襲の危険性と対処の仕方などを示した津波ハザードマップの作成・公表を支援する。 ②住民への津波に関する広報・学習の実施。 ③津波情報が発表された場合における河川利用者への呼びかけ及び水門等の迅速な操作の為の体制整備を行う。 治水-39 2) 淀川大堰の津波対策 淀川大堰の津波対策を実施する。 3) 陸閘操作の時間短縮 津波来襲時における陸閘操作にあたっては、交通を遮断する必要がある、関係機関との協議及び調整の迅速化を図ると共に、機械設備の改造を行うことで、操作時間の短縮化を実施する。 ①淀川大橋			
<基礎原案への意見> 継続実施は概ね適切である 切迫が指摘されている地震に関する対策であり、事業実施に際しては下記事項を検討する必要がある。 ・津波の大きさと影響範囲の予測とハザードマップの作成 ・住民の安全な避難に有効な情報とその提供方法			
シート№	章項目	事業名	河川名
治水-39	5.3.3	津波のソフト対策、淀川大堰津波対策	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） ・淀川大堰の津波対策 淀川大堰の津波対策を実施する。 ・陸閘操作の時間短縮 津波来襲時における陸閘操作にあたっては、交通を遮断する必要がある、関係機関との協議及び調整の迅速化を図るとともに、機械設備の改造を行うことで、操作時間の短縮化を実施する。 ①淀川大橋			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見と同じ。			

利水

【利水】

シート№	章項目	事業名	河川名
利水-1	5.4	利水者の水需要の精査確認	-
●基礎原案(具体的な整備内容) 利水者の水需要（水利用実績、需要予測（水需要抑制策を含む）、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等）について水利権更新の際に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに精査確認結果を公表する。 淀川水系水利権許可件数（直轄処分） ・水道用水 48 件 ・工業用水 28 件 ・発電用水 34 件 ・農業用水 116 件 （内：慣行 49 件） ・その他用水 15 件			
<基礎原案への意見> 「利水者の水需要の精査確認」を早急に実施するべきである。これまでは水利権更新の際に水需要の精査確認を行ってきたが、より短い間隔で実施する必要がある。「精査確認結果を公表する」は是非行う必要がある。 利水者の水需要については、水利権の許可件数延 241 件に対して、「水利用実績・需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可および事業の進捗状況、水源状況等について水利権更新の際に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、精査確認結果を公表する」としているが、次の 2 点においてきわめて不十分である。 まず、その 1 は水需要予測である。これまでの水需要予測が実績と乖離した過大なものであり、この乖離の原因を明確にすることが最重要課題の一つであるが、検討しようとする積極的姿勢がうかがえない。その 2 は精査確認の時期についても基礎原案には単に「水利権更新の際に行う」としているのみで説明不足といわざるをえず、精査確認を一定期間（例えば 2～3 年）ごとに行い、その結果を公表する必要がある。			
シート№	章項目	事業名	河川名
利水-1	5.4	利水者の水需要の精査確認	-
●基礎案(具体的な整備内容) 利水者の水需要（水利用実績、需要予測（水需要抑制策を含む）、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等）について早急に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、その結果を公表し具体的な水需要抑制施策に資する。 淀川水系水利権許可件数（直轄処分） ・水道用水 48 件 ・工業用水 28 件 ・発電用水 34 件 ・農業用水 116 件 （内：慣行 48 件） ・その他用水 15 件 <進捗状況 詳細報告> 実施 ■ 実施内容 利水者の水需要（水利用実績、需要予測（水需要抑制策を含む）、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等）について早急に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、その結果を公表し具体的な水需要抑制施策に資する。 淀川水系水利権許可件数（直轄処分） ・水道用水 48 件 ・工業用水 28 件 ・発電用水 34 件 ・農業用水 116 件			

(内：慣行 48 件)

・その他用水 15 件

○ 利水の水需要精査確認状況

各利水者からヒアリング等を行い水需要精査を行っていますが、現在、水需要を精査検討中の利水者もあることから、精査確認は未了。

(ヒアリング内容) (略)

＜事業進捗報告への意見＞

【琵琶湖部会】

現在実施されているのは、「利水者から聴取し、その精査確認を早急に実施する」ことである。しかし、「意見書」にもあるように、「河川管理者」が自主的に精査確認した結果は全く示されていない。利水者が述べるまでもなく、河川の立場から可能性を確認することも、行われなければならないことである。その点、極めて遺憾であると述べざるを得ない。

【淀川部会】

利水に関する具体的な整備内容として、まず「利水者の水需要の精査確認」を実施することが重要かつ緊急の課題である。大切なことは、「何のための精査確認か」ということである。

現状において水需要予測が実績と乖離した過大なものとなっていることを十分認識し、「水供給管理」から「水需要管理」へという新たな利水の理念転換の下で、「利水を目的とする新規の水資源開発は原則として行わない」という考え方にに基づき、「水需要の抑制」という視点から本当に必要な水需要を「精査確認」する必要性があるということを正しく認識しなくてはならない。水需要予測の精度の点検、その向上のための方策を講じていくことも重要である。

現在精査・確認の対象とされているのは、新設ダム関連の水道事業のみにとどまっており、農業用水のいわゆる慣行水利権についても、水利権量と実際の使用量の乖離の状況ならびに取水実態の精査を行った上で許可水利権への移行を進める必要がある。

なお、現在の淀川水系における水利権とその許可期限について、平成 15 年 10 月 9 日に河川管理者から提供された資料によると、平成 15 年以前に期限が到来したもので申請内容補正中のもの及び協議中のものが 17 件あり、また、昭和 61 年から保留というものもある。平成 16 年 3 月を期限とする 25 件も含めて、早急に審査を行ないその結果を公表する必要がある。また、平成 17 年 3 月を期限とする 16 件について今後どのように審査しようとしているのかも明確にすべきである。

・平成 15 年以前期限の 17 件：農業用水 12 件、水道用水 4 件、発電用水 1 件

・平成 16 年 3 月期限の 25 件：工業用水 5 件、農業用水 14 件、水道用水 2 件、発電用水 4 件

・平成 17 年 3 月期限の 16 件：工業用水 4 件、農業用水 3 件、水道用水 6 件、その他 3 件

なお、今後期限が来るものについては審査を迅速に行ない、その都度結果を公表する必要がある。

【猪名川部会】

水需要予測に対し、「早急に精査確認」「結果を公表し具体的な水需要抑制施策に資する。」として、水需要の抑制の方向性を鮮明にした点は評価する。公表だけでなく、予測の精度の点検も必要である。現在報告されているのは、ダム関連の水道事業のみであり、今だ不十分である。農業用水についても、その取・排水実態を把握するとともにさらに踏み込んだ水需要の精査が望まれる。

シート№	章項目	事業名	河川名
利水-2	5.4	水利権の見直しと用途間転用	-
●基礎原案(具体的な整備内容) 水需要の精査確認を踏まえ、水利用の合理化に向けた取組を行う。 1) 利水者間の用途間転用を行うにあたっては、少雨化傾向等による現状の利水安全度評価や河川環境を踏まえて行われるよう関係機関と調整する。 ○大阪臨海工業用水道 ○大阪府営工業用水道 ○尼崎市営工業用水道 2) 農業用水の慣行水利権について、水利用実態把握に努めるとともに、許可水利権化を促進する。なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境に関する要望や農業用排水路施設と河川との連続性確保に配慮する。			
＜基礎原案への意見＞ 水利権の見直しと利水者間の用途間転用については積極的に実施する必要がある。農業用水の水利権については、慣行水利権の実態把握や許可水利権化の促進が重要であり、積極的に進める必要がある。 利水者間の用途間転用では「利水安全度」や「河川環境」を踏まえて関係機関と調整するとしているが、とくに「利水安全度」については曖昧な要素が多い。すなわち、少雨化傾向等により現状の「利水安全度」は高くないとしているが、降雨量の経年変化の傾向を判断するにはさらに慎重な検討が必要である。また、近年の「利水安全度評価」の算出基準が明らかにされていないので説得力に欠ける。基本的な問題として水需要の実績が予測を大幅に下回っていることを無視しており、この点においても著しく説得力に欠ける。どれもが納得できる根拠に基づいて用途間転用を進めるべきである。 なお、農業用水の慣行水利権を許可水利権化することについては促進を期待するが、地域の水環境に関して、農業用水路の農閑期を含めた通年通水などによる潤い豊かな環境保全・創出、生物の生息・生育環境に対する考慮が望まれる。とくに河川と農業用水路との間の生物の往来を保证するため、河川と水路双方の構造的検討について従来の行政の枠組みを越えた連携を求める。			
シート№	章項目	事業名	河川名
利水-2	5.4	水利権の見直しと用途間転用	-
●基礎案（具体的な整備内容） 水需要の精査確認を踏まえ、水利用の合理化に向けた取組を行う。 1) 利水者間の用途間転用を行うにあたっては、少雨化傾向等による現状の利水安全度評価や河川環境を踏まえて行われるよう関係機関と調整する。 ○大阪府営工業用水道 ○尼崎市営工業用水道 2) 農業用水の慣行水利権について、水利用実態把握に努めるとともに、許可水利化を促進する。なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境に関する要望や農業用排水路施設と河川との連続性に確保に配慮する。			
＜進捗状況 詳細報告＞ 実施 水需要の精査確認を踏まえ、水利用の合理化に向けた取組を行う。 1) 利水者間の用途間転用を行うにあたっては、少雨化傾向等による現状の利水安全度評価や河川環境を踏まえて行われるよう関係機関と調整する。 ○大阪府営工業用水道 ○尼崎市営工業用水道 2) 農業用水の慣行水利権について、水利用実態把握に努めるとともに、許可水利化を促進する。なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境に関する要望や農業用排水路施設と河川との連続性に確保に配慮する。 ○今後の方針 (略) ○取り組み状況 (1) 関係機関と今後の渇水対策会議のあり方に関する意見交換会 (略) (2) 水需要抑制に基づく節水PR (略)			

＜事業進捗報告への意見＞

【琵琶湖部会】

「進捗状況詳細報告」に記載されているものは、2つの「工業用水道」機関と調整したこと、今後「渇水対策会議のあり方に関する意見交換会」を、地域別などに各1回行うとの予定だけであって、これでは進捗状況を報告したことにはならない。少なくとも、すでに行ったものについては、何が語られ、何が一一致し、何が不一致だったのかが明らかになっていなければならない。またそもそも、この点についての「河川管理者」側の意見が、「検討」に基づいて素案として提示されていなければならない。その点、この項目に関しても、極めて遺憾であると述べざるを得ない。

【淀川部会】

利水に関する具体的な整備内容として、「利水者間の用途転用や農業用水の水利権見直し」を実施することは、重要な課題であり、各利水者の水需要についての厳格な精査確認の下で、関係機関との調整を実施する必要があるが、「利水安全度の確保」という曖昧な名目のもとに、安易に新たな水需要を容認するものであってはならない。「利水安全度」の概念や具体的内容については、だれもが納得できる明確なものとして公表し、安全度の評価については学識経験者や住民の意見を聴取するしくみを設けることが「水需要管理」の主旨に適うと考える。

「水利権の見直しと用途間転用」という整備内容は、新しい利水の理念としての「水需要の管理」の考え方の下で、「水需要の抑制」という目的に資することとして検討、実施することが必要なのである。言うまでもなく、生物の生息・生育環境の保全、潤い豊かな自然環境の創出といった観点も含めて、地域の水循環にも配慮して、従来の行政の枠組みを超えて流域全体の水需要の管理を旨とすべきである。「農業用排水路施設と河川との連携性確保に配慮する。」とした点は評価する。併せて委員会が基礎原案に述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある。

【猪名川部会】

意見書を踏まえ、「農業用排水路施設と河川との連続性確保に配慮する。」とした点を評価する。用排水路における生態系保全と多面的機能を維持するために非かんがい期の流水の確保にも留意する必要がある。用途間転用については今後「渇水対策会議」による調整が進むことが期待されるが、工業用水道の用途間転用だけでは不十分である。農業用水の水需要を精査して許可水利化を進めるとともに、地域の水循環にも配慮しつつ水融通を進め、流域全体の水需要の管理を旨とすべきである。

シート№	章項目	事業名	河川名
利水-3	5.4	既設水源開発施設の再編と運用の見直し	既設ダム
●基礎原案(具体的な整備内容) 既設ダム等の効率的運用による渇水対策を検討及び実施する。 取水実態をよりの確に把握した上で、ダムによる効率的な補給について検討、実施する。 1) 取水実態をよりの確に把握した上での補給を実施する。 ○桂川 日吉ダム 2) 取水実態をよりの確に把握し、効率的な補給を検討する。 ○木津川 室生ダム ○猪名川 一庫ダム 3) 既設ダム等の連携操作により、さらなる効率的な渇水対策を図る。			
<基礎原案への意見> 「既存水資源開発施設の再編と運用の見直しを行い、水資源の有効活用をはかる」ことは積極的に推進する必要がある。「既設ダム等の効率的運用による渇水対策を検討および実施」を推進し、既設ダム等の効率的運用には制限水位についての検討が必要である。 取水実態をよりの確に把握した補給や効率的な補給を行うことは管理者として当然の事項であり、とくに取水実態の把握については日常的に行う必要がある。取水実態（ダム放流量・基準点流量および大阪湾への放流量等）の公表状況を注視したい。また、効率的な運用を住民等関係者に説明する必要がある。節水活動等について末端利水者である住民との協働が望まれる。 なお、効率的な補給や既設ダム等の連携操作については河川環境への影響を考慮した検討が必要である。			
シート№	章項目	事業名	河川名
利水-3	5.4	既設水源開発施設の再編と運用の見直し	既設ダム
●基礎案（具体的な整備内容） 既設ダム等の再編・効率的運用による渇水対策を検討及び実施する。 取水実態をよりの確に把握した上で、ダムによる効率的な補給について検討、実施する。 1) 取水実態をよりの確に把握した上での補給を実施する。 ○桂川 日吉ダム 2) 取水実態をよりの確に把握し、効率的な補給を検討する。 ○木津川 室生ダム ○猪名川 一庫ダム 3) 既設ダム等の効率的な運用操作、さらには、連携による効率的な補給を検討する。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
利水-4	5.4	渇水対策会議の改正を調整	-
●基礎原案(具体的な整備内容) 従来、渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うための渇水対策会議を開催してきたが、さらに平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整する。 利水者、関係自治体、関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省）、河川管理者の連携のもとに、渇水対策のほか、平常時からの水利用に関する情報交換・水需要抑制について協議する。節水については住民の実践が不可欠であり、住民活動、水需要抑制の実践者などの有識者の参加を得て、具体的行動を提起できるような組織とする。			
<基礎原案への意見> 「渇水対策会議の改正を調整」は概ね適切と判断される。「各利水者間の安定供給確保への努力（投資）に応じた取水制限の考え方」は、投資力のある利水者が有利になるような、弱者切り捨てにつながる恐れがあるので、再検討されたい。 渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うために開催される「渇水対策会議」を、平常時から水利用実態を把握し、効率的な利水運用をはかる組織に改正することは重要である。しかし、現在でもできる種々の施策、例えば、水需要の精査確認や水需要予測手法・原単位などの公表などがなおざりにされている現状から考えると、河川管理者の意識改革が必要である。			
シート№	章項目	事業名	河川名
利水-4	5.4	渇水対策会議の改正を調整	-
●基礎案（具体的な整備内容） 従来、渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うための渇水対策会議を開催してきたが、さらに平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整する。 利水者、自治体、関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省）、河川管理者の連携のもとに、渇水対策の他、平常時からの水利用に関する情報交換・水需要抑制について協議する。節水については住民の実践が不可欠であり、住民活動、水需要抑制の実践者などの有識者の参加を得て、具体的行動を提起できるような組織とする。			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 淀川部会への「進捗状況詳細報告」に記載されているものは、「関係機関と今後の渇水対策会議のあり方に関する意見交換会」を開いたこと、「節水PR」を行っていることだけであって、これでは進捗状況を報告したことにはならない。少なくとも、すでに行ったものについては、何が語られ、何が一致し、何が不一致だったのが明らかになっていなければならない。またそもそも、この点についての「河川管理者」側の意見が、「検討」に基づいて素案として提示されていなければならない。その点、この項目に関しても、極めて遺憾であると述べざるを得ない。 【淀川部会】 利水に関する具体的な整備内容として、「渇水対策会議」を、「平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整し、かつ、住民の実践的行動を提起できる組織」とすることは、きわめて要を得たことで、その推進が期待されるところである。 しかし、重要なことは、渇水対策会議を、真に水需要抑制を実現させる組織に再編成するためには、会議が関係機関による単なる意見交換の場に終ったり、また、関係機関・地域住民に対するPR等の掛け声を行うに止まるものであってはならず、住民組織や学識経験者などの参加により具体的に水需要抑制に結びつく効果的な事業・活動を実行しうる権限を有する組織に変える必要がある。			

【猪名川部会】

水需要抑制に基づく節水のPRについては、一時的なキャンペーンに終わらず、一定の目標を持ち将来達成出来る取り組みとして行うことが必要である。すでに取り組んでいる自治体、NPOと連携して推進することが求められる。河川レンジャーの活動としても流域住民の節水が進む普及啓発などの取り組みを推進する。

利用

【利用】

シート№	章項目	事業名	河川名
利用-1	5.5.1	水上オートバイの利用規制	淀川本川
●基礎原案(具体的な整備内容) 淀川本川では、当面、摂津市一津屋地区（淀川右岸 17 k m 付近）での利用に限定し、調査を継続する。 尚、利用の実態（走行区域・期間・時間帯）を評価した上で既設の淀川水上オートバイ関係問題連絡会において検討する。 しかし、将来的には摂津市一津屋地区には、大阪府、大阪市及び守口市の水道水源に近く、水質調査の結果では基準値以下ながらベンゼンやキシレン等の検出も確認されていることから、下流域の生物の生息・生育環境への影響を十分検討した上で、上水の取水がない淀川大堰下流への移設を検討する。			
<基礎原案への意見> 淀川本川での水上オートバイに関する対策の方向性は概ね適切であるが、法制度等による利用規制を検討するべきである。 水上オートバイの使用・利用ルールや地域との話し合いを踏まえたうえで、淀川水系では、禁止を含めた利用規制を考えていく時期に来ている。水上オートバイの利用水域を一津屋地区に限定して認める施策は当面のやむをえない措置として、整備内容シートの記述どおり将来的には移転させるべきである。さらに、淀川流域全体で禁止を含めた検討が必要である。なお、移転先として考えられている淀川大堰下流の汽水域は、豊かな生態系が形成されている地区であり、野鳥、魚類などの生息環境を含む汽水域の環境に影響が及ぶのは必至であるため、慎重に検討するべきである。			
シート№	章項目	事業名	河川名
利用-1	5.5.1	水上オートバイの利用規制	淀川本川
●基礎案（具体的な整備内容） 淀川本川では、当面、摂津市一津屋地区（淀川右岸 17km 付近）での利用に限定し、調査を継続する。 なお、利用の実態（走行区域・期間・時間帯）を評価した上で既設の淀川水上オートバイ関係問題連絡会において検討する。 しかし、将来的には摂津市一津屋地区には、大阪府、大阪市及び守口市の水道水源に近く、水質調査の結果では基準値以下ながらベンゼンやキシレン等の検出も確認されていることから、禁止も含めて、下流域の生物の生息・生育環境への影響を十分検討した上で、上水の取水がない淀川大堰下流への移設を検討する。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
利用-2	5.5.1	水上オートバイの利用規制 船舶等の通航規制	淀川本川（瀬田川）
●基礎原案(具体的な整備内容) 滋賀県域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」（平成14年滋賀県条例第52号）が制定されており、水上オートバイによる騒音及び水質等の問題について関係機関と連携し調査する。 滋賀県域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」（昭和30年滋賀県条例第55号）等により適正に管理されることを支援する。			
<基礎原案への意見> 瀬田川での水上オートバイ、船舶等に関する対策の方向性は概ね適切であるが、騒音、水質を含めて琵琶湖等の環境に与える影響を調査検討するべきである。 船舶等の運航の適正化に関し、滋賀県等を支援することは概ね適切である。琵琶湖全域の水質等の調査を滋賀県と連携して行い、水上オートバイ、プレジャーボートが琵琶湖等の環境に与える影響の調査を詳細に検討することは早急に実施するべきである。自然環境への影響が認められた場合は、航行禁止を含む航行区域・期間・時間などの制限を定めるとともに、琵琶湖の水上オートバイの禁止、プレジャーボートの隻数制限など、法整備の検討も必要な時期に来ている。また、水上オートバイ、プレジャーボートの規制は環境の保護だけでなく、利用者を含む住民の安全を守るためにも必要である。なお、船舶の航行に伴って河川植生を壊さないよう、予防・防護措置の検討が必要である。			
シート№	章項目	事業名	河川名
利用-2	5.5.1	水上オートバイの利用規制 船舶等の通航規制	淀川本川（瀬田川）
●基礎案（具体的な整備内容） 滋賀県域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」（平成14年滋賀県条例第52号）が制定されており、水上オートバイによる騒音及び水質等の問題について関係機関と連携し調査する。 滋賀県域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」（昭和30年滋賀県条例第55号）等により適正に管理されることを支援する。			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 「整備進捗状況報告書」においては、「実態に合わせて対応する」とあるのみで、これではそもそも報告を記載したことにはならない。 また、「基礎原案に係る具体的な整備内容シートについての意見書」において、「かけがえのない古代湖であり、かつ極めて多くの人間がさまざまに利用する琵琶湖においては、限られた水面利用だけが許されるべきである。そのために近畿地方整備局は、主体的・主導的・積極的にそれを広く検討することが重要である」とした。しかしこの琵琶湖における水面利用の規制に関しては、「基礎原案に係る具体的な整備内容シート」に記載されておらず、さらに今回の「進捗状況報告書」でも扱われていないことは、極めて遺憾である。直ちに「検討」に入りたい。			

シート№	章項目	事業名	河川名
利用-3	5.5.1	船舶等の通航規制	淀川本川
●基礎原案(具体的な整備内容) 淀川本川では、水上オートバイやプレジャーボート等レジャー用動力船の通航禁止区域及び通航制限区域を設定する。			
<基礎原案への意見> 船舶等の通航規制に関する対策の方向性は概ね適切である。 船舶の航送波により河岸植生が破壊される可能性が十分考えられるうえに、水生生物の保全、利用者の安全性の確保、周辺の地域への迷惑行為の防止等の各種の観点からからも、通航規制は必要である。施策の実施にあたっては以下の点に配慮するべきである。 ・通航による影響の事前の予測とその防護技術を開発する必要がある。 ・水面利用ルールを検討する「淀川水面利用調整協議会」には、環境分野の学識経験者、住民等を含める。			
シート№	章項目	事業名	河川名
利用-3	5.5.1	船舶等の通航規制	淀川本川
●基礎案（具体的な整備内容） 淀川本川では、水上オートバイやプレジャーボート等レジャー用動力船の通航禁止区域及び通航制限区域を設定する。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
利用-4	5.5.1	瀬田川水辺利用者協議会（仮称）の設置	淀川本川(瀬田川)
●基礎原案(具体的な整備内容) 瀬田川では、学識経験者、自治体等関係機関及び住民等からなる瀬田川水辺利用者協議会（仮称）を設置し、既存の栈橋・係留施設の集約・共有化並びに水辺のあり方を検討する。			
<基礎原案への意見> 「瀬田川水辺利用者協議会（仮称）」等の組織を活用することは当面の適切な処置と考える。利用者を含めた、めざすべき河川環境などの理解を深め合う場としても活用するのが望ましい。 協議会においては、提言に沿った排他的・独占的利用の制限に向けて栈橋、係留施設等の占用権の一定期間ごとの見直しを行っていくことが重要である。 同協議会を利用希望の利害調整だけでなく、めざすべき河川環境などについて話し合い、理解を深め合う場として活用していくこと、「河川保全利用委員会（仮称）」や利用者との情報交換、意見交換ができるようにすることが望ましい。			
シート№	章項目	事業名	河川名
利用-4	5.5.1	瀬田川水辺利用者協議会の設置	淀川本川(瀬田川)
●基礎案（具体的な整備内容） 瀬田川では、学識経験者、住民及び自治体等関係機関からなる瀬田川水辺利用者協議会において、既存の栈橋・係留施設の集約・共有化並びに水辺のあり方を検討する。			
<進捗状況 詳細報告> 実施 ■ 実施内容 淀川水系河川整備計画基礎原案の主旨に沿って瀬田川の既存の栈橋や係留施設の集約・共有化、あるいは水辺のあり方について検討することを中心に瀬田川に関するもしくは関連するテーマについて協議し、その協議内容を今後の近畿地方整備局の瀬田川に関する河川整備に反映させていくことを目的とする瀬田川水辺協議会を平成16年2月23日に発足させました。又、協議会と併せて多数の住民意見を集約するために「瀬田川水辺協議会対話集会」も行っています。 ● 瀬田川水辺協議会の位置づけ （略） 課題など （略）			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 「瀬田川水辺協議会」を発足させたことは、ともかくも評価できるところである。しかし、その後いかなる論議が行われているのかなどは、「詳細内容報告」の中には一切示されていない。 また、水面利用については、琵琶湖本体などを含め、直轄以外の部分についても十分な配慮がなされなければならないことは「意見書」を見るまでもなく明らかである。この方面の少なくとも「検討」結果を報告されたい。			

シート№	章項目	事業名	河川名
利用-5	5.5.1	円滑な水面利用の確保	桂川・木津川
●基礎原案(具体的な整備内容) カヌーや手漕ぎボート等による円滑な水面利用を実現するため、利用者が多い箇所では、水辺へのアプローチの困難性や堰等の横断工作物による障害等の改善を検討する。 ●検討内容 「5.2.1(2) 縦断方向の河川形状の修復」の検討にあわせて円滑な利用面でのアプローチ整備や堰等の横断工作物の改善を検討する。			
<基礎原案への意見> 堤外地およびその周辺の生物、水質への悪影響が少ないカヌーや手漕ぎボートなどの水面利用を進めることは概ね適切であるが、実施にあたっては水辺の環境への影響を抑える整備を検討する必要がある。 手漕ぎボート・カヌー等による円滑な水面利用は続けられるようにする必要があるが、本来の河川環境が損なわれるような施設整備は避けなければならない。これらを対象とした施設整備については水辺の植生や生態系に与える影響が比較的少ない簡略な手法、例えば間伐材を活用したデッキや木道等によるアプローチ程度の整備が望ましく、河川環境への影響等も含め十分な検討が必要である。堰、落差工の魚道は、構造によってはカヌー等の通路として利用可能であり、床固めも含めた総合的な検討が必要である。			
シート№	章項目	事業名	河川名
利用-5	5.5.1	円滑な水面利用の確保	桂川・木津川
●基礎案（具体的な整備内容） カヌーや手漕ぎボート等による円滑な水面利用を実現するため、利用者が多い箇所では、水辺へのアプローチ整備の実施や堰等の横断工作物の改善を検討する。 ●検討内容 「5.2.1(2) 縦断方向の河川形状の修復」の検討にあわせて円滑な利用面でのアプローチ整備や堰等の横断工作物の改善を検討する。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
利用-6	5.5.2	河川保全利用委員会（仮称）	全河川（直轄管理区間）
●基礎原案(具体的な整備内容) 占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、周辺環境、地域性に考慮し、川らしい自然環境を保全・再生することを重視し、学識経験者、自治体等関係機関からなる河川保全利用委員会（仮称）を設置し、住民等から広く意見を聴き、個々の案件毎に判断する。 ○設置単位 淀川本川 猪名川 宇治川 桂川 木津川下流 瀬田川 木津川上流 野洲川 草津川			
<基礎原案への意見> 学識経験者および沿川自治体からなる「河川保全利用委員会（仮称）」を地域ごとに設け、住民から広く意見を聴き、個々の案件ごとに判断するとしていることは概ね適切である。 占用権の一定期間ごとに見直しを行い、排他的独占的利用の制限に向け、現状を踏まえて公正な判断をする「河川保全利用委員会（仮称）」を設置することは概ね適切である。以下の点に配慮して行っていくことが重要である。 ・同委員会では占用許可施設のみならず、それ以外の利用、例えば堤外民地、自由使用のグラウンドなどスポーツ施設などについても審議する必要がある。 ・委員会の委員構成、住民意見聴取方法、審議の日程・内容・結果等に関する情報は公開する必要がある。 ・委員会は、学識経験者と沿川自治体で構成されており、地域住民の参加方法については、「委員会において意見を取り集める方法とする」となっているが、利用者や沿川住民を構成員に入れる必要がある。 ・ゴルフ場、公園等占用施設の新設および更新の許可にあたって、占用許可基準の変更、さらには河川敷利用縮小基準を検討する必要がある。 ・利用希望の利害調整だけでなく、めざしている河川環境について利用者も含めた関係者全員の理解を深める場、「河川でなければならない利用」を促進・調整する場とすることが望ましい。			
シート№	章項目	事業名	河川名
利用-6	5.5.2	河川保全利用委員会（仮称）	全河川（直轄管理区間）
●基礎案（具体的な整備内容） 占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、周辺環境・地域性に考慮し、川らしい自然環境を保全・再生することを重視し、学識経験者、自治体等関係機関からなる河川保全利用委員会（仮称）を設置し意見を聴くとともに、住民から広く意見を聴き、個々の案件毎に判断する。 ○設置単位 淀川本川 猪名川 宇治川 桂川 木津川下流 瀬田川 木津川上流 野洲川 草津川 なお、必要に応じて、グラウンドとして使われている自由使用の河川敷や堤外民地利用実態について河川保全利用委員会に意見を聴く。			

<進捗状況 詳細報告> 実施

■ 実施内容

平成16年3月15日に、河川保全利用委員会準備会を発足させました。

河川保全利用準備会は、今まで5回の会議を開かれ、当琵琶湖河川事務所に別紙のような提言をして頂いたところです。

琵琶湖河川事務所では、提言に従い河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）を近日中に発足させる準備を行っている所です。

● 設置イメージと流れ （略）

<事業進捗報告への意見>

【琵琶湖部会】

琵琶湖河川事務所管内において、「河川保全利用委員会準備会」が発足し、委員会の役割についての答申が得られたことは、評価できる。但しその内容は、「進捗状況詳細報告」からは、ほとんど読み取れない。委員会の公開性、委員会と河川事務所との関係、淀川流域の他の場所との関係など、詳細を明らかにされたい。

また、「国管理区間だけに限定しない」と一応はあるものの、本来、河川の直轄部分だけを直接の対象とする発想そのものが誤っていることは、「提言」および「意見書」において、再三述べたところである。必要とあらば関係機関との連絡を早急に行い、河川湖沼の全体において、保全利用を図るべきである。

【猪名川部会】

「河川保全利用委員会」では、意見書の趣旨を踏まえ、「河川でなければできない利用」を促進するための縮小目標など具体的な実施方針について審議すべきである。「河川でなくとも利用できる」種の高水敷占用に関する新規または更新申請にあたっては、申請者に対してまず堤内地に代替地を確保する努力を求めるなど、縮小する方向を旨として審査すべきである。

特に高水敷の利用率が高度な淀川や猪名川などは、新規の高水敷占用を認めず、目標を設定して段階的な縮小を図るべきである。

シート№	章項目	事業名	河川名
利用-7	5.5.2	違法行為の対策	淀川水系各河川
●基礎原案(具体的な整備内容) 年度毎に違法行為是正実施計画を立て実施する。			
<基礎原案への意見> 違法行為の是正の実施計画を立て、かつ早期に対策を実施する必要がある。 新規の違法行為については、優先して対応することとなっているが、常態化・常習化している違法行為についても、可能な限り速やかに対応することとし、放置しないことが必要である。 河川敷や湖辺での違法行為の是正については、地元自治体と連携して、早期に実施するべきである。			
シート№	章項目	事業名	河川名
利用-7	5.5.2	違法行為の対策	淀川水系各河川
●基礎案（具体的な整備内容） 年度毎に違法行為是正実施計画を立て実施する。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
利用-8	5.5.2	ホームレス対策	淀川水系各河川
●基礎原案(具体的な整備内容) 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号)に基づき自治体と一体となって、河川敷地におけるホームレスの対応をはかる。			
<基礎原案への意見> 河川敷内のホームレス対策を速やかに行う必要があるが、実施に際しては人道的配慮が必要である。 関係機関・自治体と一体となって、ホームレスの自立支援へ向けて、人道的な立場で対応する必要がある。また、ホームレスに対して、高水敷の増水時の危険性、火災の危険性、防犯上の問題、河川環境への悪影響などについての情報提供を行う必要がある。			
シート№	章項目	事業名	河川名
利用-8	5.5.2	ホームレス対策	淀川水系各河川
●基礎案(具体的な整備内容) 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号)に基づき自治体と一体となって、河川敷地におけるホームレスの対応をはかる。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
利用-9	5.5.2	迷惑行為の対策	淀川水系各河川
●基礎原案(具体的な整備内容) 年度毎に啓発活動実施計画を立て実施する。 ・課題 自治体、住民との連携			
<基礎原案への意見> 迷惑行為の対策は、河川敷だけではなく、水面利用も含めて考えていく必要がある。計画的・継続的な啓発と日常的な啓発の両方の成果に期待する。 啓発にあたっては、環境教育との関連をも十分に配慮し、単なる迷惑行為の対策としてだけでなく、「河川生態系と共生する利用」の推進という観点から実施することが必要である。 また、住民や自治体との連携、河川利用者による通報などを容易にする方策などについての検討も必要である。			
シート№	章項目	事業名	河川名
利用-9	5.5.2	迷惑行為の対策	淀川水系各河川
●基礎案（具体的な整備内容） 年度毎に啓発活動実施計画を立て実施する。また、野犬対策について、自治体に協力する。 ・課題 自治体、住民との連携			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
利用-10	5.5.3	航路維持有効利用方策検討	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・河口から枚方及び大塚船着場までの安全な航路維持を実施するとともに、自治体や住民等との意見交換を実施し、有効利用の方策を検討する。 ●検討内容 ・安全な河川利用のための方策を検討する。 ・安全な航路維持を実施			
<基礎原案への意見> 航路維持ならびに利用については河川環境への影響を考慮して実施する必要がある。 安全な河川利用のために、釣り人、河川施設の管理者、自然観察者等の利用者間の調整、話し合いの場が必要であり、「水面利用協議会」等によって調整、合意形成をはかることが必要である。			
シート№	章項目	事業名	河川名
利用-10	5.5.3	航路維持有効利用方策検討	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） ・淀川本川において、河口から枚方及び大塚船着場までの安全な航路維持を実施するとともに、住民及び自治体等関係機関との意見交換を実施し、「水面利用調整協議会」等により調整を行い、有効利用の方策を検討する。 ●検討内容 ・安全な河川利用のための方策を検討する。 ・安全な航路維持を実施 ・停泊地整備の検討			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
利用-11	5.5.3	淀川舟運低水路整備検討	淀川
●基礎原案（具体的な検討内容） ・枚方及び大塚船着場から三川合流点までの航路確保を検討する。検討に当たっては、河道内での航路の蛇行、ワンドの再生等、河川環境の保全を念頭に行う。 ●検討内容 ・枚方及び大塚船着場から三川合流点までの航路確保を「淀川舟運航路に関する研究会」において検討する。			
<基礎原案への意見> 淀川舟運低水路整備検討については、河川環境の保全の面から、大規模な航路確保工事を行わずに航路が確保できるようにする必要がある。			
シート№	章項目	事業名	河川名
利用-11	5.5.3	淀川舟運低水路整備検討	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） ・枚方及び大塚船着場から三川合流点までの航路確保を検討する。検討にあたっては、河道内での航路の蛇行、ワンドの再生等、河川環境の保全を念頭におきながら行なう。 ●検討内容 ・枚方及び大塚船着場から三川合流点までの航路確保について「淀川舟運航路に関する研究会」において検討した結果、洪水時に水の流れの妨げを低く抑える水制工の形状が決定した。 ・上記の検討結果を環境委員会等に語り、環境及び利用の面から検討を行なう。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
利用-12	5.5.3	淀川大堰閘門設置検討	淀川
●具体的な検討内容 ・淀川本川から直接海への通船が出来ないため、淀川大堰の閘門設置を検討する。			
<基礎原案への意見> 淀川大堰閘門設置の検討については、舟運の全体構想のもとで、閘門設置に関わる環境の影響や費用対効果の面から慎重に検討する必要がある。 大規模災害発生等で緊急な物資輸送などに舟運は有効であるが、環境への影響を十分検討する必要がある。 すでに「淀川舟運研究会」、「淀川大堰閘門検討委員会」が設立され検討が行われているが、より徹底した情報公開、「淀川環境委員会」との情報交換、環境保全に関わる学識経験者、NPO関係者等の参加による総合的な検討を行う必要がある。			
シート№	章項目	事業名	河川名
利用-12	5.5.3	淀川大堰閘門設置検討	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） ・淀川本川から直接海への通船が出来ないため、淀川大堰の閘門設置を検討する。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
利用-13	5.5.3	毛馬閘門運用手法検討	淀川
●具体的な検討内容 ・既設の毛馬閘門については、大阪市内河川とのアクセス性の向上のため、航行可能時間や運用手法を検討する。			
<基礎原案への意見> 毛馬閘門設置の検討については、舟運の全体構想のもとで、閘門設置にかかわる環境の影響や費用対効果の面から慎重に検討する必要がある。			
シート№	章項目	事業名	河川名
利用-13	5.5.3	毛馬閘門運用手法検討	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） ・既設の毛馬閘門については、大阪市内河川とのアクセス性の向上のため、航行可能時間や運用手法を検討する。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
利用-14	5.5.3	船舶航行環境影響検討	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・船舶の航行が河川環境に与える影響についても調査、検討を行う。 ●検討内容 ・船舶航行による航走波、騒音及び水質等への影響を航行実験により調査、検討を行う。			
<基礎原案への意見> 河川における船舶の航行は、水質をはじめ、環境への影響が大きいため、総合的かつ慎重な調査検討が必要である。			
シート№	章項目	事業名	河川名
利用-14	5.5.3	船舶航行環境影響検討	淀川
●基礎案(具体的な整備内容) ・船舶の航行が河川環境に与える影響について、「河川環境委員会」の意見も踏まえて調査検討を行う。 ●検討内容 ・船舶航行による航走波、騒音及び水質等への影響を航行実験により調査、検討を行う。			
<事業進捗報告への意見> 【淀川部会】 流域委員会は意見書で舟運の復活について、環境への影響が大きいため、総合的かつ慎重な調査検討を求めた。しかしながらその後の調査検討において、環境面の継続モニタリングが十分なされているのか今回の報告では不明である。船舶の航行が河川・河岸環境・水質に及ぼす影響として一般に航走波・航走音・水質悪化・底泥巻き上げによる汚濁・排気ガス汚染・燃料油油濁汚染などが考えられる。河川環境の保全を優先して考えると舟運復活は控え目の開発が望ましい。大災害発生時の水上緊急輸送を主たる目的とする船運は進めるべきであるが、観光のための舟運は慎重にするべきである。航路や航行範囲は限定し、舟運のための河床掘削、低水護岸、水制工設置などの大規模改修は最小限に止めるべきである。 平成16年3月に開催された第5回淀川大堰閘門検討委員会に提出された資料によれば、航走波による影響、越波、底泥巻き上げ調査などが実施されたのは平成15年10月11,12両日のみにすぎない。しかし同検討委員会への報告資料には、これをもって「環境影響に関する基礎的な調査は一通り終えた。」と記されている。今回の「調査・検討」は、環境面からの調査としては不十分と言わざるを得ない。今後も試行とモニタリングを継続し、環境影響の回避を真摯に検討する必要がある。			

シート№	章項目	事業名	河川名
利用-15	5.5.4	漁業	淀川水系各河川
●基礎原案(具体的な整備内容) 詳細は「5.2 河川環境」に記載しているが、以下のような施策を実施することにより結果として、水産資源の保護につなげる。 (1) 横断方向及び縦断方向の連続性の修復 (2) 治水・利水への影響を考慮した上で、水位変動や攪乱の増大等。 (3) 河川の流入総負荷量管理や自治体、関係機関、住民とのデータの共有化及び琵琶湖・淀川水質管理協議会（仮称）の設立を検討する。 (4) 土砂動態のモニタリングを実施し、総合土砂管理方策について検討。 (5) 河川環境上必要な水量を検討するとともに、確保可能な水量を把握するために必要な諸調査を実施。			
<基礎原案への意見> 河川・湖沼における漁業については、「環境を保全・再生し、結果として水産資源の保護・回復につなげる」という基本方針は概ね適切であるが、「水系の生態系の多様性を保全・回復して行く」ことを目標に、各施策を実施する必要がある。 水や魚に親しんできた日本文化を維持・継承するためにも、漁業者が^{なりわい}生業として河川に関わり続けられるような自然再生の取組みを期待したい。 漁業については以下の事項を配慮する必要がある。 ・琵琶湖を含む全河川にわたって「河川における漁業は、河川環境が健全な状態において成立する」ということを、河川管理者、内水面漁業者とともに共通の認識として取り組むべきである。 ・琵琶湖については水産資源の再生のための具体的な方策について、自治体との連携により検討するべきである。 ・琵琶湖の湖棚部には、有機性堆積物（ヘドロ状堆積物）が増加し、琵琶湖の生態系に重大な影響を及ぼしている。これを解決するための適切な方策を探り、早急に実行に移すことが必要である。			
シート№	章項目	事業名	河川名
利用-15	5.5.4	漁業	淀川水系各河川
●基礎案（具体的な整備内容） 詳細は「5.2 河川環境」に記載しているが、以下のような施策を実施することにより結果として、水産資源の保護・回復につなげる。 (1) 横断方向及び縦断方向の連続性の修復 (2) 治水・利水への影響を考慮した上で、水位変動や攪乱の増大等。 (3) 河川の流入総負荷量管理や自治体、関係機関、住民・住民団体とのデータの共有化及び琵琶湖・淀川水質管理協議会（仮称）の設立を検討する。 (4) 土砂動態のモニタリングを実施し、総合土砂管理方策について検討。 (5) 河川環境上必要な水量を検討するとともに、確保可能な水量を把握するために必要な諸調査を実施。			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 「基礎原案に係る具体的な整備内容シートについての意見書」において、「漁業者は、伝統的知恵に準拠しながら琵琶湖の湖内の状況を日常的にモニタリングしている存在であることに鑑み、また、適切な漁業そのものは琵琶湖生態系の保全に寄与するものであるから、その振興対策を広く検討することが、とくに重要である。但し、いわゆる<栽培漁業>など従来行われていた施策の中には、緊急的には必要悪として認められるものの、長期的には逆の効果をもたらしていた実績に鑑み、既成事実にとらわれることなく行うことが不可欠である」とした、しかしこの琵琶湖における漁業の振興の件に関しては、「基礎案に係る具体的な整備内容シート」に記載されておらず、さらに今回の「進捗状況報告書」でも扱われていないことは、極めて遺憾である。直ちに「検討」に入られたい。			

維持

【維持管理】

シート№	章項目	事業名	河川名
維持-1	5.6	堤防・護岸等の修繕・空洞化対策	淀川水系
●基礎原案(具体的な整備内容) (1) 河川管理施設の機能保持 1) 堤防・護岸 ①機能低下の恐れがある場合は、対策を実施する。 ②堤防内部の空洞化等の恐れのあるものは、応急的対策を実施する。			
<基礎原案への意見> 堤防・護岸等の機能低下対策、空洞化調査および対策は、早急に必要な実施がある。 河川の維持管理は、本来河川が持っている役割や機能が安全・確実に発揮できるように実施することが重要である。今後は、河川を治水や利用の対象としてのみ捉えるのではなく、生物の生息・生育の場として、維持管理の考え方と方法を再検討しなければならない。実施にあたっては以下の点に配慮する必要がある。 ・堤防の巡視は、水防団や「河川レンジャー」さらには住民の協力により強化できる。 ・堤体内部の欠陥を検出する新たな機器の開発も重要である。 ・護岸補修の方法については、伝統工法を含めた自然環境や景観に配慮した施工方法を、今後も改善しながら進める必要がある。			
シート№	章項目	事業名	河川名
維持-1	5.6	堤防・護岸等の修繕・空洞化対策	淀川水系
●基礎案（具体的な整備内容） (1) 河川管理施設の機能保持 1) 堤防・護岸 ①機能低下の恐れがある場合は、対策を実施する。 ②堤防内部の空洞化等の恐れのあるものは、応急的対策を実施する。 ・事業の数量・諸元等 ○堤防・護岸修繕 ○空洞化対策			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
維持-2	5.6	堤防等の除草	淀川水系
●基礎原案(具体的な整備内容) 1) 堤防・護岸 ③堤防除草後の刈草の処理については再資源化処理方法を継続検討の上実施する。 なお、堤防除草に当たっては、河川環境や住民の生活環境に配慮する。			
<基礎原案への意見> 堤防等の除草は河川環境や住民の生活環境に配慮しながら継続実施する必要がある。 実施に際しては、以下の点に配慮されたい。 ・堤防植生のあるべき姿、望ましい植生、除草時期、除草目的について見直しを行い、除草に関するマニュアルを整備することが望ましい。 ・マニュアルの作成に際しては、堤防植生や除草に関して実績ある木津川下流や猪名川の事例を参照すること。例えば、除草時期については梅雨期や台風期の前に実施するとしているが、さらに堤防や周囲の植生、生態系を考慮し、除草の時期を検討すること。 ・刈草の移動焼却車による処分、リサイクル化の検討・試行運用は推進するべきである。			
シート№	章項目	事業名	河川名
維持-2	5.6	堤防等の除草	淀川水系
●基礎案（具体的な整備内容） 1) 堤防・護岸 ③堤防除草後の刈草の処理については再資源化処理方法を継続検討の上実施する。 なお、堤防除草に当たっては、河川環境や住民の生活環境に配慮する。			
<事業進捗報告への意見> 【猪名川部会】 梅雨期や台風期前に除草を実施することは堤防保全上望まれる。また、堤防法面の保全や景観維持のために植生工が必要であり、植生が成立すれば植生維持・管理のために除草が必要である。堤防法面に適した植物群落とその群落を維持するために必要な管理手法を示すべきである。さらに、堤防法面の植生工として望ましい工法、目標植生、管理手法が必要である。			

シート№	章項目	事業名	河川名
維持-3	5.6	地域住民と連携した維持管理（事例）	木津川・桂川
●基礎原案（具体的な整備内容） 1）堤防・護岸 ④地域住民と連携して堤防の維持管理を行っている事例として、 ・木津川下流部の堤防除草では、貴重な草花が生息していることから住民団体と共同で調査し、植物の情報を共有するとともに除草時期に配慮している。 ・桂川松尾橋右岸下流及び山科川左岸では、堤防裏面の維持管理を、地域住民と連携して、実施している。			
<基礎原案への意見> 地域住民等との連携事業は、必要に応じ予算を計上し効果的に事業を推進することが望ましい。 実施に際しては、以下の点に配慮されたい。 ・今後住民団体と合同で調査を行う場合には、貴重な草花のみでなく河川の自然植生の把握につながるような調査を実施するべきである。 ・住民による園芸種の草花の植栽活動が河川への外来種の導入につながらないように注意すること。 ・ゴミ等の不法投棄防止など、住民と連携した維持管理活動がさらに望まれる。			
シート№	章項目	事業名	河川名
維持-3	5.6	地域住民と連携した維持管理（事例）	木津川・桂川
●基礎案（具体的な整備内容） 1）堤防・護岸 ④堤防の維持管理について、住民・住民団体との連携を図るものとする。 <実施事例> ・木津川下流部の堤防除草では、貴重な植物が生息していることから住民団体と共同で調査し、植物の情報を共有するとともに除草時期に配慮している。 ・桂川松尾橋右岸下流及び山科川左岸では、堤防裏面の維持管理を、住民団体と連携して、実施している。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
維持-4～9 (共通)	5.6	河川管理施設の老朽化対策の実施、その他	淀川水系直轄河川、その他
<基礎原案への意見> 堤防・護岸以外の河川管理施設に関わる施策は概ね適切であり、さらに自動化の検討、河川環境保全の視点の付加、周辺景観等に配慮して実施する必要がある。 機能保持については以下の点に配慮して実施されたい。 ・水閘門、堰、排水機場、樋門等については「老朽化」のほかに操作員の高齢化、人材確保に関する問題もあり、機能保持の面からも自動化に向けた検討を期待する。 ・許可工作物、とくに河道横断構造物に関しては、災害防止の観点からだけではなく河川環境とりわけ水生生物保護の観点からも、その構造、機能、使用実態などを定期的に点検し、必要があれば改善の指導を行わなければならない。 ・魚道が設けられていない取水堰などには速やかに設置を指導するべきである。			
シート№	章項目	事業名	河川名
維持-4～9 (共通)	5.6	河川管理施設の老朽化対策の実施、その他	淀川水系直轄河川、その他
●基礎案（具体的な整備内容）			
<事業進捗報告への意見> 基礎案の記述なし。			

シート№	章項目	事業名	河川名
維持-4	5.6	河川管理施設の老朽化対策の実施	淀川水系直轄河川
●基礎原案(具体的な整備内容) ○老朽化対策の実施 施設の信頼性向上と長寿命化が図れるように、定期的な点検整備と計画的な維持修繕、設備更新を実施する ・淀川大堰及び毛馬排水機場等関連施設 ・瀬田川洗堰 ・その他の排水機場・水閘門等河川管理施設			
<基礎原案への意見> 河川管理施設は河川管理の原点として、重視する必要がある、老朽化したものについては、適宜、補修・補強・更新を実施し信頼性の向上、長寿命化、維持費縮減をはかる必要がある。 施設の老朽化対策は、新しい診断技術の研究・開発、保守点検マニュアルの改訂・整備、技術員のスキルアップのための研修などにより、信頼性の向上、長寿命化、維持費縮減をめざして、適宜、補修・補強・更新を実施するべきである。			
シート№	章項目	事業名	河川名
維持-4	5.6	河川管理施設の老朽化対策の実施	淀川水系直轄河川
●基礎案（具体的な整備内容） ○老朽化対策の実施 施設の信頼性の向上と長寿命化が図れるように、定期的な点検整備と計画的な維持修繕、設備更新を実施する ・淀川大堰及び毛馬排水機場等関連施設 ・瀬田川洗堰 ・その他の排水機場・水閘門等河川管理施設			
<事業進捗報告への意見> 【淀川部会】 基礎案に掲げられた方針は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある。 淀川水系の河川管理施設について長期的使用・信頼性向上のため、順次点検・修繕・設備更新を行なうことは、充実した河川管理・河川事故防止の観点から必要である。また、これらの多くは1960年代から1980年代にかけて設置され、鉄扉が多く腐朽の進行が懸念される。南郷洗堰扉体のステンレス化もごく最近である。今後、30年間にわたって使用していくため、補修コストの縮減・信頼性の向上など代替方法について十分な調査・検討を行なって、老朽化対策を万漏なきよう計画・実施すべきである。また設備更新に当たって、デザインや色彩など、河川景観、都市景観など周辺の景観に調和するよう配慮する必要がある。			

シート№	章項目	事業名	河川名
維持-5	5.6	歴史・文化的価値のある施設の保全	淀川・宇治川・瀬田川
●基礎原案(具体的な整備内容) 2) 堤防・護岸以外の河川管理施設 ②歴史・文化的価値のある施設の保存 過去の歴史的な施設として後世に伝えるために、定期的な点検整備と計画的な維持修繕を実施する。 ○旧毛馬閘門及び洗堰 ○三栖閘門及び洗堰 ○南郷洗堰			
<基礎原案への意見> 歴史・文化的価値のある施設の保全は、河川や河川行政についての理解を深めるために大変意義があり、積極的に推進する必要がある。 歴史・文化的価値のある施設の保存、公開を通じて近代河川事業のあゆみを後世につたえる事業は河川や河川行政について理解を深めるために大変意義があり推進するべきである。			
シート№	章項目	事業名	河川名
維持-5	5.6	歴史・文化的価値のある施設の保全	淀川・宇治川・瀬田川
●基礎案(具体的な整備内容) 2) 堤防・護岸以外の河川管理施設 ②歴史・文化的価値のある施設の保存 過去の歴史的な施設として後世に伝えるために、定期的な点検整備と計画的な維持修繕を実施する。 ○旧毛馬閘門及び洗堰 ○三栖閘門及び洗堰 ○南郷洗堰 その他の歴史・文化的価値のある施設についても、関係機関と協議の上、保全対策等を検討する。 ●事業の数量・諸元等 ○施設の点検整備及び維持修繕			
<事業進捗報告への意見> 【淀川部会】 基礎案に掲げられた方針は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある。 維持・修理・保全にあたって、地域の人々が参加して管理者と景観・周辺整備や利用について協議・協働するしくみや場を設けることが望ましい。			

シート№	章項目	事業名	河川名
維持-6	5.6	水文観測所の適正な維持管理	淀川水系直轄河川
●基礎原案(具体的な整備内容) 日常より保守点検を行うと共に、異常値及び欠測が生じた場合は、速やかに復旧を行う。			
<基礎原案への意見> 水文観測所の維持管理は、河川管理の原点として、重視する必要がある、最新の観測設備を導入するなどして、つねに機能保全をはからなければならない。 雨量、水位、流量、水質等の観測には観測点の拡充をはかるとともに、24 時間リアルタイム自動観測・記録・データ公開システムの導入に向けて推進する必要がある。			
シート№	章項目	事業名	河川名
維持-6	5.6	水文観測所の適正な維持管理	淀川水系直轄河川
●基礎案（具体的な整備内容） 日常より保守点検を行うと共に、異常値及び欠測が生じた場合は、速やかに復旧を行う。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
基礎原案に項目なし			
●基礎原案(具体的な整備内容)			
＜基礎原案への意見＞			
シート№	章項目	事業名	河川名
維持-7	5.6	河川浄化施設	草津川
●基礎案（具体的な整備内容） ・草津川浄化施設 水質を改善するために、土壌による浄化を継続運用する。			
＜事業進捗報告への意見＞			
【琵琶湖部会】 自然の水質浄化機能の補完的な役割の視点から、浄化施設を整備することが望まれる。			

シート№	章項目	事業名	河川名
維持-7	5.6	河川浄化施設	淀川（天野川、天神川）
●基礎原案(具体的な整備内容) ・天野川浄化施設・天神川浄化施設 水質を改善するために、礫と曝気による浄化を継続運用する。			
＜基礎原案への意見＞ 既設の河川浄化施設は、その効果と長期的な運用コストについての検討が必要である。 河川浄化については流入汚濁負荷量の軽減と河川流路の浄化機能向上が基本である。河川浄化施設を新たに設置するときは、事前に事業の費用対効果の検討が必要であり、既設の河川浄化施設はその効果と長期的な運用コストについての検討が必要である。さらに浄化施設の機能の向上に努めるべきである。			
シート№	章項目	事業名	河川名
維持-8	5.6	河川浄化施設	淀川（天野川、天神川）
●基礎案（具体的な整備内容） ・天野川浄化施設・天神川浄化施設 水質を改善するために、礫と曝気による浄化を継続運用する。			
＜事業進捗報告への意見＞ 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
維持-8	5.6	河川浄化施設（寝屋川揚水機場）	淀川（寝屋川）
●基礎原案（具体的な整備内容） ・寝屋川揚水機場 大阪府が管理する寝屋川の水質改善のために、淀川からの導水する浄化施設の継続運用をする			
<基礎原案への意見> 寝屋川の水質改善には淀川からの導水が不可欠であり、寝屋川揚水機場を継続して運用する必要がある。			
シート№	章項目	事業名	河川名
維持-9	5.6	河川浄化施設（寝屋川揚水機場）	淀川（寝屋川）
●基礎案（具体的な整備内容） ・寝屋川揚水機場 大阪府が管理する寝屋川の水質改善のために、淀川からの導水する浄化施設の継続運用をする			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
維持-9	5.6	河川管理施設の操作・確実性の向上	淀川水系直轄河川
●基礎原案(具体的な整備内容) 水門、排水機場等の操作について検討し、遠隔操作等により河川管理施設等の管理の高度化を実施する一方、異常事態に備えたバックアップ体制を堅持する。 排水機場や水閘門及び樋門等の集中管理体制を上野遊水地では継続実施し、淀川下流部では検討する。			
<基礎原案への意見> 河川管理施設の操作・確実性の向上は重要であり、整備を推進する必要がある。			
シート№	章項目	事業名	河川名
維持-10	5.6	河川管理施設の操作・確実性の向上	淀川水系直轄河川
●基礎案(具体的な整備内容) 水門、排水機場等の操作について検討し、遠隔操作等により河川管理施設等の管理の高度化を実施する一方、異常事態に備えたバックアップ体制を堅持する。 排水機場や水閘門及び樋門等の集中管理体制を上野遊水地では継続実施し、淀川下流部では検討する。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
維持-10	5.6	利用されていない施設の撤去	淀川水系直轄河川
●基礎原案(具体的な整備内容) 利用されていない施設は、治水上の支障や今後の施設利用計画等を調査し、不要なものについては施設管理者に対し撤去を求める。			
<基礎原案への意見> 利用されていない施設は早急に撤去すべきであり、速やかに施設管理者への指導・支援を実施する必要がある。			
シート№	章項目	事業名	河川名
維持-11	5.6	利用されていない施設の撤去	淀川水系直轄河川
●基礎案（具体的な整備内容） 利用されていない施設は、河川管理上の支障や今後の施設利用計画等を調査し、不要なものについては施設管理者に対し撤去を求める。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
維持-11	5.6	改善が必要な施設の指導	淀川水系直轄河川
●基礎原案(具体的な整備内容) ○施設管理者に定期的な点検整備と計画的な維持修繕を指導する。 ○洪水時の流水に対して支障とならないよう、特に応急的措置の必要な箇所を改善指導する。 ●検討内容 改善が必要な施設とは、 ○樋門の内部のクラックから土砂の流出を起こし、周辺の空洞化が起こっているもの ○樋門の操作台が低く、水位上昇に伴い開閉操作に支障をきたしているもの ○橋脚基礎部の根入れ不足や洗掘により露出しているもの 等をいう。			
<基礎原案への意見> 改善が必要な施設については、早急に施設管理者を指導し、改善の実施をはかる必要がある。			
シート№	章項目	事業名	河川名
維持-12	5.6	改善が必要な施設の指導	淀川水系直轄河川
●基礎案（具体的な整備内容） ○施設管理者に定期的な点検整備と計画的な維持修繕を指導する。 ○洪水時の流水に対して支障とならないよう、特に応急的措置の必要な箇所を改善指導する。 ●検討内容 改善が必要な施設とは、 ○樋門の内部のクラックから土砂の流出を起こし、周辺の空洞化が起こっているもの ○樋門の操作台が低く、水位上昇に伴い開閉操作に支障をきたしているもの ○橋脚基礎部の根入れ不足や洗掘により露出しているもの等をいう。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
維持-12	5.6	樹木の伐採と管理	淀川水系
●基礎原案(具体的な整備内容) (3) 河道内維持 1) 樹木の伐採と管理 河川管理上支障となる樹木については伐採を実施する。なお、実施に当たっては、住民団体等の意見も聞き、生物の生息・生育環境を配慮して、伐採の方法や時期等について定める。			
<基礎原案への意見> 河道内樹木の伐採と管理についての考え方と方針はいずれも概ね適切である。 整備にあたっては以下の点に配慮して実施することが望まれる。 ・生物の生息・移動環境を保全するため河道外の河畔林や樹林帯との連続性を考慮した管理を行うべきである。河川敷において種を維持する動物の生息情報がある場合、実地調査と学識経験者などの意見を聴きながら行うこと。 ・環境配慮の視点に立っても治水上支障となる樹木の伐採は必要であり、どの程度、樹木が存在すれば、洪水時の疎通能力を阻害するかを明確にして実施するべきである。 ・河道内樹木については、水辺林、高水敷林、河畔林等に分けて考えるべきである。 ・外来樹木(ニセアカシア、トウネズミモチ、シンジュなど)は伐採すること。 ・大臣管理区間か否かに関わらず、治水上伐採する必要がある場合は、速やかに実施あるいは実施のための指導・支援を行うべきである。			
シート№	章項目	事業名	河川名
維持-13-1	5.6	樹木の伐採と管理	淀川水系
●基礎案(具体的な整備内容) (3) 河道内維持 1) 樹木の伐採と管理 流水の阻害状況等を検討した上で、河川管理上支障となる樹木については伐採を実施する。 なお、実施にあたっては、住民・住民団体の意見も聞き、生物の生息・生育環境を配慮して、伐採の方法や時期等について定める。 <進捗状況 詳細報告> 実施 ■ 実施内容 野洲川において、樹木の伐木方法について、地元自治体・住民団体の意見を聞き「野洲川河道内樹木伐木基準(案)」を策定した。 ● 検討内容と伐木基準(案) (略) ● 課題など (略) ・河道内樹木による推定的影響検討 (略) ・生物の生息環境への影響検討 (略) ・河川管理施設への影響を考慮した伐木必要箇所 (略) ・伐木対象箇所平面図 (略)			
<事業進捗報告への意見> 【琵琶湖部会】 「野洲川伐木基準(案)」が、ともかくも作られたことは、取り敢えず評価できる。但し、根固め部に繁茂するヤナギ林などについては、近年その洪水対策としての有効性を論じる人々もあるので、それらの意見を充分に聞き、従来とは異なった「治水」の実をあげるよう、十分な考察を行う必要がある。 また、野洲川以外についても、直轄区間のみに留まらず、少なくとも「検討」を行うべきである。			
シート№	章項目	事業名	河川名
維持-13-2	5.6	樹木の伐採と管理	猪名川
●基礎案(具体的な整備内容) (3) 河道内維持 1) 樹木の伐採と管理 流水の阻害状況等を検討した上で河川管理上支障となる樹木については伐採を実施する。 なお、実施に当たっては、住民・住民団体の意見も聞き、生物の生息・生育環境を配慮して、伐採の方法や時期等について定める。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
維持-13	5.6	河道内堆積土砂等の管理	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) 定期的に河道形状の状況を把握し、流水阻害になる堆積土砂の浚渫を実施する。 なお、淀川 9.8km～26.2km の内、局所的な堆砂による流下阻害箇所及び船着き場完成区間の航路を確保する必要のあるところについては、浚渫を実施する。 その際コンクリート用骨材として利用可能な区間は砂利採取規制計画に明記して、資源の有効活用との観点から砂利採取を認める。 ●事業の数量・諸元等 ○河床変動調査 河川の縦横断測量を行い堆積土砂の状況を把握する。			
<基礎原案への意見> 河道内堆積土砂等の管理は、河川環境に十分配慮して実施する必要がある。			
シート№	章項目	事業名	河川名
維持-14	5.6	河道内堆積土砂等の管理	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） 定期的に河道形状の把握を実施し、流水阻害になる堆積土砂の浚渫を実施する。 なお、実施にあたっては、住民・住民団体の意見も聞き、生物の生息・生育環境を配慮して実施する。 なお、淀川 9.8km～26.2kmの内、局所的な堆砂による流下阻害箇所及び船着き場完成区間の航路を確保する必要のあるところについては、浚渫を実施する。 その際コンクリート用骨材として利用可能な区間は砂利採取規制計画に明記して、資源の有効活用の観点から砂利採取を認める。 ●事業の数量・諸元等 ○河床変動調査 河川の縦横断測量を行い堆積土砂の状況を把握する。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
維持-14	5.6	安全利用のための対応	淀川水系直轄河川
●基礎原案(具体的な整備内容) 河川敷へのアクセス改善（バリアフリー化等）を継続実施する。 なお、河川利用者の安全確保を目的に設置した、河川敷及び堤防天端のバイク止め等が、自転車や車椅子の快適な通行を阻害していることから、バイク止めの構造・設置方法について検討する。 ●事業の数量・諸元等 ○実施にあたっては背後地の状況や地域要望等を踏まえ実施する。 ○既存の坂路、階段等でバリアフリーを考慮していない施設や老朽化している施設は改築・補修に合わせ実施する。			
<基礎原案への意見> 河川敷へのアクセスのバリアフリー化に際しては、継続実施、検討を推進するべきであるが、河川の生態系保全、自然再生の見地から過度の整備は差し控えるべきである。 河川敷へのアクセスのバリアフリー化に際しては河川の生態系保全、自然再生の見地から過度の整備は差し控えるべきである。整備にあたっては以下の点に配慮して実施する必要がある。 ・住民や利用者とともに障害者などの意見が反映されることが望まれる。 ・公園的利用を促進するような安易な整備は避けるべきである。 ・整備によりバイク等が入り歩行者や河川敷の生物に影響がでないようにするため、車椅子は入れるが、バイクの侵入は防止できるような車止め等の研究・開発が必要である。			
シート№	章項目	事業名	河川名
維持-15	5.6	安全利用のための対応	淀川水系直轄河川
●基礎案（具体的な整備内容） 河川敷へのアクセス改善（バリアフリー化等）を継続実施する。 なお、河川利用者の安全確保を目的に設置した、河川敷及び堤防天端のバイク止め等が、自転車や車椅子の快適な通行を阻害していることから、バイク止めの構造・設置方法について検討する。 ●事業の数量・諸元等 ○実施にあたっては背後地の状況や地域要望等を踏まえ実施する。 ○既存の坂路、階段等でバリアフリーを考慮していない施設や老朽化している施設は改築・補修に合わせ実施する。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
維持-15	5.6	安全利用のための対策	淀川・宇治川・桂川・木津川
●基礎原案(具体的な整備内容) 歩行者や自転車が堤防の天端や河川内を安全に連続して移動ができない区間では、人が河川を縦断的に移動が出来る連続性のある小径等を確保する。 ●事業の数量・諸元等 ○河川環境に配慮し、地域要望を踏まえ確保する。			
<基礎原案への意見> 安全利用のための対策の実施にあたっては、河川の生態系保全、自然再生の見地から過度の整備は行わないこと。 実施・検討にあたっては以下の点を考慮する必要がある。 ・障害者などの意見を反映させる工夫が必要である。 ・生態系の回復を行っている箇所については安易に通路をつけるべきではなく、バイクなど予想外の利用が行われないよう実施の場所を慎重に検討するべきである。 ・整備後には、楽しさ、おもしろさ、怖さなど水辺のもつ多面的な意味を利用者が理解できるような働きかけ、仕掛けも検討されたい。			
シート№	章項目	事業名	河川名
維持-16	5.6	安全利用のための対策	淀川・宇治川・桂川・木津川
●基礎案（具体的な整備内容） 歩行者や自転車が堤防の天端や河川内を安全に連続して移動ができない区間では、人が河川を縦断的に移動が出来る連続性のある小径等を確保する。 ●事業の数量・諸元等 ○河川環境に配慮し、地域要望を踏まえ確保する。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
維持-16	5.6	安全利用のための対応	瀬田川
●基礎原案(具体的な整備内容) 瀬田川においては、水辺に親しみ、河川利用拠点間を安全・快適に移動できる散策路整備を継続実施する。(名神高速道路瀬田川橋梁下流～瀬田川洗堰区間) ●事業の数量・諸元等 事業範囲 L=7km 継続部分(L=2.0km)を除きその他は、環境・景観等を考慮し、整備方法等の妥当性等について瀬田川水辺利用者協議会(仮称)の意見をきき実施。 ●うち整備計画期間内の数量・諸元等 同上			
<基礎原案への意見> 安全利用のための対応の実施にあたっては、河川の生態系保全、自然再生の見地から過度の整備は行わないこと。 水辺景観の構成要素として植生の整備を考えるのは妥当である。実施・検討にあたっては以下の点を考慮する必要がある。 ・「水辺生態系の創出をはかる」とは、どのような生態系を目標とするのかを検討する必要がある。 ・植栽樹種は外来種を選択せず、あくまで地域の自然植生の構成種から選択するべきである。			
シート№	章項目	事業名	河川名
維持-17	5.6	安全利用のための対応	瀬田川
●基礎案(具体的な整備内容) 瀬田川においては、水辺に親しみ、河川利用拠点間を安全・快適に移動できる散策路整備を継続実施する。(名神高速道路瀬田川橋梁下流～瀬田川洗堰区間) ●事業の数量・諸元等 事業範囲 L=7km 継続部分(L=2.0km)を除きその他は、環境・景観等を考慮し、整備方法等の妥当性等について瀬田川水辺協議会や瀬田川水辺協議会対話集会等の意見をきき実施。 ●うち整備計画期間内の数量・諸元等 同上			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
維持-17	5.6	安全利用のための対応	淀川水系直轄河川
●基礎原案(具体的な整備内容) ○水難事故防止のため、水難事故防止協議会（仮称）を設置し、河川利用者の代表者と共に、対策方法について検討する。 ○危険な区域や安全な利用方法等についての情報公開及び啓発を引き続き行う。 ●事業の数量・諸元等 ○水難事故防止協議会（仮称）を設置 ○パンフレット等の作成・配布（継続実施） ○川の安全利用に関する講座や学習活動（継続実施） ○河川における安全利用点検（継続実施） ○既存情報掲示板の活用 ○看板の設置 ○HPによる危険箇所等の情報提供 ○インターネットやiモードによる水文情報提供			
＜基礎原案への意見＞ 水難事故防止対策の継続的検討、対策の実施、協議会の設置は推進する必要がある。 以下の点に配慮して、実施・検討する必要がある。 ・水難事故の事例分析を行い今後の対策の基礎とすること。 ・垂直護岸の安全対策の検討など河川構造や管理のあり方の研究が必要である。			
シート№	章項目	事業名	河川名
維持-18	5.6	安全利用のための対応	淀川水系直轄河川
●基礎案（具体的な整備内容） ○水難事故防止のため、水難事故防止協議会（仮称）を設置し、河川利用者の代表者と共に、対策方法について検討する。 ○危険な区域や安全な利用方法等についての情報公開及び啓発を引き続き行う。 ●事業の数量・諸元等 ○水難事故防止協議会（仮称）を設置 ○パンフレット等の作成・配布（継続実施） ○川の安全利用に関する講座や学習活動（継続実施） ○河川における安全利用点検（継続実施） ○既存情報掲示板の活用 ○看板の設置 ○HPによる危険箇所等の情報提供 ○インターネットやiモードによる水文情報提供			
＜事業進捗報告への意見＞ 【淀川部会】 水難事故の防止は、河川環境学習の取り組み、河川レンジャー制度、河川保全利用委員会、水害に強い地域づくり協議会、学校教育・高齢者福祉行政等との連携の枠組みの中で実施できるのではないかと考える。 水難事故は、往々にして河川という自然についての理解の不足または欠如、自己の能力過信または判断の誤り、危険情報の軽視や無視、地元住民とのコミュニケーション不十分などが原因で発生することが多い。住民が普段から河川と付き合い、河川維持管理や河川体験学習に参加し、河川レンジャーや水害につよい地域づくり協議会などの活用によって、普段から住民相互が河川の特性、気象などについて学び、語り合う機会や場を設け理解を深めることが重要である。 水難事故防止協議会の設置については、上記の各施策・制度等の併用や連携について十分検討することが必要である。また、名称については、「河川安全利用推進協議会」が望ましい。河川改修や河川施設の整備にあたっては、過去の水難事故の発生原因の調査・検討を踏まえ、ハード・ソフト両面からの危険性評価に関する知見の蓄積と技術向上が重要である。			

シート№	章項目	事業名	河川名
維持-18	5.6	河道内ゴミの処理及び不法投棄の防止対策	淀川水系直轄河川
●基礎原案(具体的な整備内容) ○良好な河川環境を維持するため、住民団体及び地域に密着した組織と協力した美化・清掃活動及び塵芥処理を継続実施する。 ○管内空間監視用カメラを利用した平常時の監視及び河川巡視を強化する。 ○不法投棄の摘発・取り締まり強化に向けた関係行政機関等との連携及び組織を設置する。 ○住民団体及び地域に密着した組織による河川愛護活動並びに不法投棄マップの作成、看板設置・マスメディアを活用し、住民に啓発を行う。 ●事業の数量・諸元等 ○CCTV カメラの配置を継続的に実施 ○河川巡視の強化 ○不法投棄防止協議会（仮称）を関係機関と協議し設置 ○不法投棄マップの作成、看板の設置、マスメディアを活用した啓発の実施			
<基礎原案への意見> 河道内ゴミの処理、不法投棄の防止は、緊急に実施する必要がある。 以下の点に配慮して、実施・検討する必要がある。 ・監視カメラによる夜間監視も検討するべきである。 ・美化・清掃活動および塵芥処理、罰則強化などの対策だけではなく、地域住民とともにゴミマップを作成するなど協働に向けたソフト的取組みも必要である。			
シート№	章項目	事業名	河川名
維持-19	5.6	河道内ゴミの処理及び不法投棄の防止対策	淀川水系直轄河川
●基礎案（具体的な整備内容） ○良好な河川環境を維持するため、住民団体及び地域に密着した組織と協力した美化・清掃活動及び塵芥処理を継続実施する。 ○管内空間監視用カメラを利用した平常時の監視及び河川巡視を強化する。 ○不法投棄の摘発・取り締まり強化に向けた関係行政機関等との連携及び組織を設置する。 ○住民団体及び地域に密着した組織による河川愛護活動並びに不法投棄マップの作成、看板設置・マスメディアを活用し、住民に啓発を行う。 ●事業の数量・諸元等 ○CCTV カメラの配置を継続的に実施 ○河川巡視の強化 ○不法投棄防止協議会（仮称）を関係機関と協議し設置 ○不法投棄マップの作成、看板の設置、マスメディアを活用した啓発の実施			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
維持-19	5.6	河川環境の保全のための指導	淀川水系
●基礎原案(具体的な整備内容) 河川環境の保全のため、巡視を行い、不適切な河川内の利用に対して指導を行う。			
<基礎原案への意見> 不適切な河川利用に対しては、通報・阻止・排除など適切な対応を行い、河川環境の保全をはかることが必要である。 実施にあたっては、地域住民や住民組織の理解のもとで協働して実施することが望ましい。			
シート№	章項目	事業名	河川名
維持-20	5.6	河川環境の保全のための指導	
●基礎案（具体的な整備内容） 河川環境の保全のため、巡視を行い、不適切な河川内の利用に対して指導を行う。			
<事業進捗報告への意見> 基礎原案への意見に同じ。			

シート№	章項目	事業名	河川名
維持-20	5.6	テロに対する危機管理の対策	淀川水系直轄河川
●基礎原案(具体的な整備内容) 情報連絡体制の確立など事前の措置及び不審物等に対して河川区域の巡視点検を継続実施する。			
＜基礎原案への意見＞ テロによるダム等河川管理施設や橋梁の破壊、水質汚染などを防止する事業を強化する必要がある。 以下の点に配慮して、実施するべきである。 ・危機管理情報に関する伝達体制の確立、並びに危機管理マニュアルの整備、想定演習の実施 ・不審物・不審浮遊物に対する河川区域の巡視点検			
シート№	章項目	事業名	河川名
維持-21	5.6	テロに対する危機管理の対策	淀川水系直轄河川
●基礎案（具体的な整備内容） 情報連絡体制の確立など事前の措置及び不審物等に対して河川区域の巡視点検を継続実施する。			
＜事業進捗報告への意見＞ 基礎原案への意見に同じ。			

関連施策

【関連施策】

シート№	章項目	事業名	河川名
関連施策-1	5.8.1	国営公園整備	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) 河川整備計画との整合を図りつつ、「基本計画改定委員会（仮称）」の議論を経て策定される「淀川河川公園基本計画」に基づき検討する。なお、次の事業については河川整備計画と整合を図りつつ、継続的に実施していく。 1) 老朽化施設の更新・補修 2) 既存施設の維持管理 3) 既存施設のバリアフリー化の推進			
<基礎原案への意見> 淀川河川公園の整備は、河川の特性を十分活かした利用形態に戻すために、自然再生・再自然化をはかる必要がある。 淀川の高水敷に人工的に整備されたグラウンドなどのスポーツ施設は、本来の淀川の生態系を分断しており、河川の特性を十分活かした利用形態に戻すために、自然再生・再自然化をはかる必要がある。 見直しの検討にあたっては下記の事項についての配慮が必要である。 ・「淀川河川公園基本計画改定委員会(仮称)」には学識経験者、自治体に加えて住民・住民団体を参加させること ・「堤防補強対策の実施と連携した高水敷における公園の一体的整備の検討」については、水陸移行帯を復活させる工夫をすること ・老朽化施設の更新・補修についても、環境に配慮しながら、周辺の自然環境に融合したものとする ・園内への植栽が、河川への外来種の導入につながらないように注意すること。			
シート№	章項目	事業名	河川名
関連施策-1	5.8.1	国営公園整備	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） 本整備計画との整合を図りつつ、「淀川河川公園基本計画改定委員会（仮称）」の議論を経て策定される「淀川河川公園基本計画」に基づき検討する。なお、次の事業については河川整備計画と整合を図りつつ、継続的に実施していく。 1) 老朽化施設の更新・補修 2) 既存施設の維持管理 3) 既存施設のバリアフリー化の推進			
<事業進捗報告への意見> 【淀川部会】 公園整備の方針では、2004年6月に公布された景観法も踏まえて、景観面からも検討する必要がある。検討項目に入れるべきである。淀川は三川合流から大阪湾河口に至る大河川であり、流域は変化に富んでいるため、淀川河川公園の名にふさわしい多様な景観の保全と創出を検討すべきである。またそれは高水敷と水面で構成された堤外の景観だけでなく、堤外と堤内を一体的に連続したものとして考えることも必要である。 老朽化施設の更新・補修には景観を含む河川環境に十分配慮することが必要である。既存施設の維持管理やバリアフリー化にあたっては生態系保全の見地からいきすぎた整備は控えるべきである。 整備シートでは、老朽化施設の更新・補修および維持管理・バリアフリー化の例として写真が示されているが、整備計画進捗報告資料で示された公園利用状況を示すのに「枚方地区」及び「鳥飼西地区」の写真を例示した意図について説明すべきだろう。また、自然地区・野草地区・施設地区・景観保全地区それぞれについて写真を例示し、地区区分の妥当性についても検討すべきである。			